

昭和四十三年起
被爆者手帳友の会会報綴

“あゝ友の会”



“あゝ友の会”



長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀 勝一

被爆五十周年を来年に迎えて、友の会のこれまでの運動の経過をつらつらか
えりみて、私どもが毎年発行していた、友の会会報を集大成することが、一番
よい方法ではないかと思った。

これを後世に残すことは、四十年に及ぶ運動の実態をあますことなく世の人
々に伝えることができると思った次第です。

被爆者運動・平和運動・市民運動において、わが友の会ほどの組織力を発揮
した団体は日本中探しても、まずあるまいと思っております。

それ故に私達の運動が東西冷戦終結に、又被爆者対策に大きな役割を果たし
たと自負しております。この友の会運動に協力した多数の同志に対して深甚な
る敬意を表します。

平成6年4月25日



原爆特養ホーム 〆かめだけ〆

長崎の鐘 贈呈式
昭和52年 8月5日
(1977年) 於 長崎市平和公園



長崎の鐘 贈呈式
平成2年12月8日
(1990年) 於 アメリカ ハワイ ホノルル市



長崎の鐘 贈呈式
平成2年9月18日
(1990年) 於 中国 瀋陽市

沈阳市人民对外友好协会

日本长崎县被爆者手帐友之会

尊敬的会长：

贵会赠款100万日元业已收悉，谨表谢意。

对贵会长期积极致力于中日友好与世界和平所做的努力表示钦佩。长崎市向我市赠送的象征世界永远和平的和平钟，安放在我市青年公园，深受沈阳650万人民的爱戴。

沈阳市人民对外友好协会是沟通沈阳与世界各国人民友好交流的窗口。我会愿意并积极同贵会继续加强友好交流与合作，希望我们不断加强联系，共同为中日两国人民世代友好下去，为维护世界永久和平努力奋斗。

祝贵会繁荣昌盛，贵市人民幸福，会长先生健康长寿。

致礼

会长：



一九九三年十二月二十五日

長崎の鐘 贈呈式

昭和63年 8月9日

(1988年) 於 ソ連邦レニングラード



МЭР САНКТ-ПЕТЕРБУРГА

Общество жертв атомной
бомбардировки г.Нагасаки

С большой благодарностью мы приняли ваш дар в виде 1.000.000 иен для детей-сирот Санкт-Петербурга.

В столь трудное время этот акт помощи для нас имеет громадное значение прежде всего в том, что мы чувствуем, как народ Японии внимательно следит за ходом наших экономических реформ и оказывает в этом поддержку нашему городу.

Принятые от вас средства мы целиком направляем на нужды детского дома-интерната № 4, где воспитывается свыше 600 умственно отсталых детей, лишившихся попечения родителей.

Мы раз искренне благодарим вас за помощь, желаем вашей гуманной общественной организации, всему народу Японии счастья и процветания.

М Э Р

А.А.Собчак

柵からボタモチは落ちてこない 運動せずには途は開けない

被爆者手帳友の会結成趣意書

どんなに私達の要求が正しかつても圧力団体とならない限り現代の社会では要求を貫徹することが出来ません。サンフランシスコ講和会議で私達原爆被災者個人個人のもつ賠償請求権を日本政府が、私達になんの相談もなく放棄したことは衆知の事実であります。ジュネーブ条約では、毒ガス等による大量殺リクを禁じてありますが、長崎、広島ではあの恐るべき原子爆弾によって、無くなる市民に参拾万の爆死者、式拾万におよぶ被災者を生じたのであります。勿論これは国際法に反し人類の生存に対する挑戦であります。

周知を見て下さい。農地賠償問題、引揚者問題、軍人軍属の援護問題等々戦後処理は殆ど解決してはありませぬか。

戦後処理で残っているのは只ひとつ原爆被災者の補償問題です。被爆者の皆さま今こそ立ち上って、そして団結して亡き肉親の石碑なりとも、法事の費用なりとも獲得しようではありませんか。又被爆者の物心両面に亘るハンディを取り除こうではありませんか。

私達は今から十年前、捨てて顧みられなかった学徒動員の補償を勝ち取った唯一の団体です。

私達はその尊い体験と組織力を、一般被爆者のために奉仕したいと思ひここに被爆者援護法の制定のために被爆者手帳友の会を発足させるものであります。

記

- 一、原爆死没者に弔慰金、遺族年金を支給すること
 - 一、二軒以内で被爆した者に障害年金を支給すること
 - 一、全被爆者に特別手帳を交付すること
 - 一、全被爆者に健康管理手当を支給すること
 - 一、原爆による家、家財焼失者に見舞金を支給すること
- 昭和四十二年六月十八日

被爆者対策で成果をあげる友の会

五十年度の成果の数々

- 一、近距離被爆者に保健手当が実現した
- 二、年令制限が撤廃された
- 三、各手当が大巾に（四十九年度以上）増額された
- 四、所得制限も従来以上に緩和された

被爆者手帳友の会会則

第一条 本会被爆者手帳友の会と呼び事務所を長崎市坂本町八の二九におきます
第二条 本会は左の事業を行います

第一条 被爆者援護法の制定を推進します
第二条 被爆者の相互扶助・親睦を図り明るい市民生活を送ることを促進します
第三条 被爆者の社会的・経済的地位の確立に努力します

第一条 本会はつぎのもの（会長の承認によって会員となつたもの）で構成します
第二条 被爆者手帳をもっている人
第三条 原爆により肉親を死亡させた人

第一条 本会の趣旨に賛同し本会に献身的な奉仕をする人
第二条 本会に入会するものは入会申込書を提出することにします
第三条 会長は不適当と思われる人に入会を拒否することが出来ます
第四条 本会会員で会の名譽を傷つけ、又は不適当と思われる場合は理事会にはか除名します

第一条 本会に左の役員をおきます
第二条 会長一名、副会長四名、監事二名、事務局長、事務局次長、会計各一名
第三条 理事若干名、理事長、常務理事各一名
第四条 役員は左の方法により選出します
第五条 役員は左の方法により選出します

第一条 会長、副会長、監事は総会で選出します
第二条 事務局長、事務局次長、会計、理事、理事長、常務理事は会長の指名により
第三条 役員は二年とし再任を妨げません
第四条 本会に左の決議機関をおきます
第五条 総会は年一回招集し、最高の決議機関であつて予算決算、事業報告、役員選、会則改定の議決を致します。ただし、代表者大会をもって総会にかへることが出来ます

第一条 理事会は総会につぐ決議機関です
第二条 総会、代表者大会、理事会は出席者の過半数をもって議決します
第三条 本会には必要な地域に支部を作ることが出来ます
第四条 支部規約は本部会則に準じます
第五条 本会の収入は左の方法によります

第一条 会費は年額五百円（一世帯当り）とし内百円は支部に助成します
第二条 本会の趣旨に賛同する人より寄付金を受くることが出来ます
第三条 県・市等公共団体より助成金を受くることが出来ます
第四条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日で終ります
第五条 本会則は昭和四十二年六月十八日より発効し総会の議決をもって改正します
第六条 八条一号は四十九年度で改正し五十年年度から実施します

第一条 本会則は昭和四十二年六月十八日より発効し総会の議決をもって改正します
第二条 八条一号は四十九年度で改正し五十年年度から実施します

おすゝめ

私ども友の会は別紙の通り原爆被爆者に対する国の施策が全くいつていゝ程放置されている事に憤りを感じ、起ち上つて猛運動を展開するために四十二年六月に結成したのであります。

結成後二年半会員と共に頑張つて来ましてやつと原爆医療法の改善や特別措置法の制定などの成果を収めました、まだまだ序の口にも到達しておりません。

私どもの運動の主旨は別紙の通りでこれだけは是が非でもかちどいたいと根気強い運動をすゝめております。つきましては、あなたも被爆者手帳を御持ちと思ひます、御入会になつていられないのではなにかと考えましておすゝめする次第であります。

原爆後二十五年未だに苦しい生活におえぐ私ども被爆者に国が見るべき施策をしないのも一つには私ども自身の起ち上りがなかつたからに外なりません。

二十五年は経つてしまいましたが、世界に例のない惨酷な犠牲に身をさいなまれてゐる私どもには飽く迄国家の補償を要求する権利があります。

どうかあなたも私どもと一しよになつて起ち上つてください。大きな圧力となつて私達の要求を貫徹させたいと御入会をおすゝめます。どうぞ今すぐに御加入ください。

昭和四十五年二月十三日

長崎市坂本町八一一九

長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀 勝一

様

なお、御入会くださるときは別紙申込書に御記入の上、会費二〇〇円を添えて郵便で本会あてに御送りください。

被爆者援護法推進総決起大会資料

発行人 長崎市坂本町八の二九 電話四九二六三番

長崎県被爆者手帳友の会
長崎県動員学徒犠牲者の会

とき 昭和四十三年八月七日(水)

ところ 長崎市公会堂

結成一年にあたって

長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀 勝一

はやいものである。私達の会が、小青年センターにおいて、さやかな、うぶ声をあげてから一年にもなりますから、思えば冷や汗の出るようなこともありました。

私達は満足の出来る援護法を作るためには、あくまでも強力な組織が必要だと明けてもくれても組織、組織、組織と日常活動に全力をあげました。それは云うことは簡単ですが、非常にむづかしいことでした。

昭和四十二年七月より翌年六月までの間四十数ヶ所に於いて、地域被爆者の意見、要望、苦情を聞く地域集会を実施しました。なかでも大変なことは、冬が厳しい寒気であった為、又長崎県のもつている立地条件離島、山間僻地のためにその苦勞は倍加しました。しかし被爆者の皆さまに喜ばれたことも事実です。済んでみると、地域集会も又たのしからずや、私達はより以上ファイト

を燃やして、長崎県全体を行脚して、原爆被災後二十三年捨てかえりみられなかった被爆者の先頭にたつて、私達被爆者が納得のいく援護法を作るために頑張りたいと思います。

なおこのたび成立された特別措置法は、私達の会と致しましては、非常に不満であります。医療保障より生活保障へと前進したという意義をみとめて、受けとめたいと思えます。

特別措置法のあらまし

一、特別手当

原爆症の認定患者に対して、月額一〇、〇〇〇円の特別手当を支給する

この場合認定疾病罹患中の者であり、又所得制限がありますがその額は近く政令、又は施行規則が出る予定です。

二、健康管理手当

特別被爆者であつて、厚生省令で定める疾病にかつてゐる者のうち

- 1 六十五才以上の者
 - 2 厚生省令で定める身体障害者
 - 3 厚生省令で定める配偶者のない女子、又はこれに準ずる者で、十八才未満の子、孫、弟妹又は厚生省令で定める程度の廃疾の状態にある子、孫等を扶養している者
- 以上のものに月額三、〇〇〇円の健康管理手当を支給する。

三、医療手当

認定被爆者であつて認定疾病の医療給付をうけていること

通院 三日以上、入院八日以上の場合 月額五、〇〇〇円
通院 三日未満、入院八日未満の場合 月額三、〇〇〇円
なお特別手当と同じく所得制限がある。

四、介護手当

- 1 特別被爆者であつて厚生省今で定める心身上の障害があること。
 - 2 介護を要する状態にあり現に介護をうけていること。
 - 3 介護者に対して介護に要する費用を支出していること。
 - 4 支給制限については医療手当と同じ。
- 以上のものに対して月額九、〇〇〇円を支給する。

被爆者とは

- 一、原爆投下のとき長崎市にあつては、当時の④長崎市内、⑤西彼杵郡福田村のうち大浦郷、小浦郷、小江郷、小江原郷、
⑥西彼杵郡長与村のうち高田郷、吉無田郷で直接被爆した者
(一号被爆者)
- 二、投下後二週間以内に爆心地から二キロメートル以内に入った者(二号被爆者)
- 三、前項に含まれない人で、投下されたさい、またはその後において放射能の影響をうけるような事情のもとにあつた者、例えば救護所、病院等で医師、看護婦が被爆者の救護にあつていた者など(三号被爆者)
- 四、前の三項のどれかに該当する人の胎児であつた者(三号被爆者)

特別被爆者とは

- 前四項のうち次の各号に該当するもの
- 一、原爆投下のとき爆心地から三K以内の区域内にあつた者、及びその当時その者の胎児であつた人
 - 二、原子爆弾の傷害作用による疾病であるむね厚生大臣の認定をうけた者
 - 三、一般被爆者のなかで知事、市長が行なつている健康診断の結果、(1)悪性新生物、(2)内分泌系の障害、(3)中枢神経系の血管損傷、(4)循環器系の障害、(5)腎臓機能障害など七種類の障害のいづれかがあると認められた者
 - 四、原爆投下(八月九日)の日から八月十二日までの間に、長崎市のうち西北郷、東北郷、家野郷、西郷、家野町、大橋町、岡町、橋口町、山里町、坂本町、本尾町、上野町、江平町、高尾町、本原町、松山町、駒場町、城山町、浜口町、竹之久保町、稲佐町二丁目、同三丁目、旭町一丁目、岩川町、目覚町、浦上町、茂里町、銭座町、井樋の口町、船蔵町、宝町、寿町、幸町、福富町、玉浪町、梁瀬町、高砂町、御船蔵町、御船町、八千代町、瀬崎町及び浜平町に入った者(通常入市者と呼んでおります)又はそのものの胎児。
 - 五、原爆投下のとき長崎市のうち木場町、片淵町、鳴滝町、夫婦川町、新大工町、桜馬場町、中川町、馬町、伊勢町、新大工町、出来大工町、大井手町、紺屋町、八幡町、伊良林町一丁目、今博多町、古町、麴屋町、寺町、桶屋町、桜町、引地町、豊後町、新町、本興善町、本紺屋町、本大工町、新橋町、今

魚町、諏訪町、酒屋町、西古川町、磨屋町、袋町、銀屋町、本紙屋町、東古川町、本古川町、本博多町、今下町、材木町五島町、元船町、玉江町、樺島町、平戸町、大村町、万才町江戸町、外浦町本下町及び築町にあった者、又はそのもの、胎児。

被爆者手帳の

とりかたについて

会員のみなさまのなかで、下欄や次頁に該当する方で、まだ被爆者手帳を取得しておられない方に。市では原爆対策課。町村では役場を通じて県から、「被爆者健康手帳交付申請書」という用紙をもらって記入のうゑ被爆した事実を証明出来る書類をそろえて提出します。

被爆した事実を証明する書類は、次のようなものです。

- (1) 当時の罹災証明書、あるいは公の機関が発行した証明書。
- (2) または、当時の書簡(手紙)写真等の記録書類。
- (3) または、当時の市町村長の証明書。
- (4) または、第三者(三親等内の親族を除く)二人以上の証明書。

- (5) または、本人以外の証明書、または本人が当時の状況を記載した申述書および誓約書。

二十三年まえ、一瞬にして長崎北部は廃墟となって混乱したた

め、第一項から四項までのいづれかの条件さえ揃えることが困難になっている状況を考慮して、第五項の本人の申述書と誓約書という項がもうけられています。

下欄や、次頁に該当する方で、証明が困難の場合には、本人の申請書で申請出来ることをお知らせします。

お願い

最近特別措置法の制定等、被爆者の援護措置が前進したため、被爆者手帳交付申請が増加しているように思われますが、絶対に虚偽の申請をしないように、これは私達被爆者団体が、被爆者援護法制定の運動にブレーキをかけること、なりますので、その点誤りないように注意して下さい、

しかし真実に被爆された方は、どこどこまでも県、市当局に申出られて一日も速く手帳を交付して戴くようにして下さい、

なおこの点について私達の会では、お困りの方について御相談にあづかり、出来る限り努力致したいと思っております。

メモ欄

昭和四十三年度運動方針

国に対しての要望

- 一、原爆死没者に弔慰金を支給すること
 - 二、全被爆者に健康管理手当を支給すること
 - 三、近距離被爆者(二キロメートル以内)に特別手当を要求すること。
 - 四、傷害者に障害年金を支給すること
 - 五、動員学徒・女子挺身隊・徴用工に対して軍人・軍属なみの処遇をすること
 - 六、公務に基づく(軍需産業関連産業・准公務員)に援護法を適用すること
 - 七、原爆による家・家財の焼失者に見舞金を支給すること
 - 八、朝鮮半島在住の被爆者に適切な処遇をすること
- ### 県に対しての要望
- 一、令三号に切替え(一般手帳より特別手帳へ)を保健所単位に出来るようにすること
 - 二、遠隔地より指定医療機関までの交通費の半額補助をすること(遠隔地の場合のみ)
 - 三、指定医療機関の入退院時の宿泊費の助成をすること(宿泊を必要とする場合のみ)
- 市に対しての要望

- 一、健康診断についての適正なる配慮をすること
- 二、被爆者手帳の検印を健康診断と抱き合せをしないこと
- 三、被爆者手帳の交付について明朗・公正且つ迅速にすること
- 四、被爆者団体に対して公正なる助成金を交付すること
- 五、市主催の原爆殉難者慰霊祭には登録遺族に案内状を送付し、総じて遺族を中心とした慰霊祭をすること

会員に対しての要望

- 一、原爆死没者の登録をすること
- 一、原爆被災による遺品、出版物、写真、記念物品の蒐集、保存に協力すること

以上述べましたことについて日常生活を軸に国会陳情、県・市陳情をうまず耐ゆまず実行して行くことにしております。

なお国会陳情の予定は次のとおりです

- | | |
|-------------|-----|
| 昭和四十三年十一月中旬 | 二十名 |
| 昭和四十三年十二月上旬 | 二十名 |
| 昭和四十三年十二月下旬 | 十五名 |
| 昭和四十四年一月下旬 | 十五名 |

昭和42年度分決算書

(昭和42年6月18日より昭和43年5月31日迄)

収 入 の 部			支 出 の 部		
費 目	金 額	摘 要	費 目	金 額	摘 要
会 費	473,100		旅 費	37,200	
寄 附 金	44,920		人 件 費	70,000	
助 成 金	100,000		会 議 費	182,897	総会、理事会、代表者 大会、総ケツキ大会
見 舞 金	37,813		通 信 費	26,084	
			印 刷 費	53,050	
			消 耗 品 費	2,655	
			行 動 費	124,260	地域集会 45ヶ所
			雑 費	23,620	
			見 舞 金	37,813	困窮被爆者へ贈る
			次期繰越金	98,254	
合 計	655,833		合 計	655,833	

監査の結果上記のとおり相違ありません

昭和43年7月20日

監 事 梅 原 三 郎 ㊟
" 山 口 一 之 ㊟

(註) この会計は昭和43年5月31日まで、県本部会計に納入済のものであり、支部より本部迄送金に若干の日時を要しますので念の為申添えておきます。

昭和43年度予算書

(昭和43年6月1日より昭和44年5月31日)

長崎県被爆者手帳友の会

収 入 の 部			支 出 の 部		
費 目	金 額	摘 要	費 目	金 額	摘 要
前年度繰越金	98,254		請 願 旅 費	1,820,000	70人×26,000円
会 費	2,200,000		普 通 旅 費	85,000	
寄 付 金	50,000		人 件 費	238,000	17,000円×14月
助 成 金	300,000	市 100,000 県 200,000	地 域 集 会	75,000	1,500円×50回
雑 収 入	220,000		会 議 費	180,000	
			印 刷 費	230,000	
			通 信 費	150,000	
			消 耗 備 品 費	45,000	
			雑 費	30,000	
			予 備 費	15,254	
小 計	2,868,254		小 計	2,868,254	

(註) 1.会費は一世帯当たり200円でありますので11,000世帯の納入を見込んでおります。通帯1世帯当たり被爆者平均2名となっております。

本会の主な行動・日程

日 時 行 動

昭和四二年

六月一八日 被爆者手帳友の会発会式。於 東京市千代田区千代田 第一波陳情団上京

七月一日 西町地区地域集会。於 西町公民館

〃 一七日 江平地区 〃 於 江平公民館

〃 二一日 城山東地区 〃 於 城山公民館

〃 二六日 坂本 〃 於 山王 〃

〃 二九日 岩川 〃 於 善教寺

〃 八月三日 小江原 〃 於 小江原公民館

〃 〃 〃 〃 〃 於 川平 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 三川川平 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 第一回被爆者援護法推進総決起大会。於 長崎市公会堂

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 竹之久保地区地域集会。

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 本河内 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 本原 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 扇町谷 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 銭座 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 時津 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 上野 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 城山西 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 新生会公民館

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 佐世保福祉会館

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 立山 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 磯田理事宅

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 第一波陳情団上京

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 理事會

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 議 題

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 議 題

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 議 題

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 議 題

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 議 題

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 議 題

昭和四三年

一月一〇日

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 第三波陳情団上京

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 西彼伊王島地区地域集会。

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 伊王島公民館

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 西彼伊王島地区地域集会。

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 小浜 大和荘

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 理事會

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 議 題

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 議 題

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 議 題

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 議 題

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 議 題

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 議 題

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 議 題

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 議 題

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 議 題

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 議 題

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 議 題

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 議 題

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 議 題

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 議 題

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 議 題

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 議 題

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 議 題

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 議 題

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 議 題

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 議 題

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 議 題

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 議 題

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 議 題

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 議 題

〃 〃 〃 〃 〃 〃 於 議 題

六月 二日	戸石地区地域集会。	於 戸石船津公民館
〃 九日	大浜・福田全域地域集会。	於 大浜公民館
〃 一六日	式見地区	於 式見公民館
〃 二三日	深堀	於 深堀
〃 〃	戸町	於 戸町
〃 二九日	理事会	於 福祉会館
〃 〃	議題 1. 第二回被爆者援護推進総決起大会の運営について	
〃 〃	2. 市主催の原爆殉難者慰霊について	
〃 三〇日	小神・神ノ島地区地域集会。	於 小神支所
〃 〃	日見	於 網場町公民館
七月 七日	土井ノ首	於 土井ノ首支所二階
〃 〃	矢上	於 矢上教宗寺保育所
〃 八日	西彼琴海村西海郷	於 西海公民館
〃 一三日	飯香ノ浦	於 飯香ノ浦公民館
〃 一四日	古賀	於 福瑞寺
〃 二一日	手熊	於 手熊公民館

知っておきたいこと

緊急又は止むをえない理由で特別被爆者が、指定医療機関。被爆者一般疾病医療機関でないところで診療をした場合は、領収書をそえて都道府県知事を経て、厚生大臣に請求することが出来ません。

これは旅行中であるとか、盲腸のために緊急に治療する必要がある場合があります。

被爆者相談室

会では次のことについて、皆さま方の相談相手として、出来るだけ問題解決に努力しておりますので、御利用下さい。

なお、事務所にお出でのときは、長崎市内においては、地区に住んでおられる理事、市外においては支部長の照介状を持参して下さい。

又会長と面接を希望される方は月、水、金の午後零時十五分より一時迄に事務所にお出下さい。

記

- 一、被爆者手帳の諸問題
- 二、原爆死没者の弔慰金・遺族給与金・特別弔慰金の諸問題（公務の場合に限る）
- 三、被害者の障害給与金の諸問題（公務の場合に限る）
- 四、原爆病院・原爆被災者福祉会館及び被爆者温泉センター等における諸問題

『原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律』の公布に

よせて

長崎県知事

佐藤勝也

去る五月二十日第五十八回国会において、「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」が公布されましたが、これは、被爆された方々の長い間の念願が実を結んだわけでございます。心からお慶び申し上げる次第でございます。

県といたしましても、この法律の制定促進に関しましては、昭和四十二年度における重点事業の一つに採り上げて推進して参りましたが、ここに、一応明るい窓が開かれましたことには、私も非常に喜んでおります。

原爆被爆者の援護対策については県独自の援護事業を推進するため、昭和四十二年十月、「長崎県原子爆弾被爆者援護措置要綱」を定めて、事業に着手いたしますと共に、政府に対しましては、長崎市、広島県・市と協力の上、医療並びに生活の両面に亘る援護対策を内容とする「原子爆弾被爆者特別措置法案の概要」を策定して、この法制化を要望して参ったのでございますが、国会並びに政府の深い御理解のもとに、この法律の制定をみることでできたばかりでなく、このほか、被爆者養護ホームの設置、原爆病院の機能の拡充、医療給付の充実等の施策が講ぜられ、対策の拡充が行なわれたのでございます。因みに、昭和四十二年度の

予算額約二十八億円に対し、昭和四十三年度は、約四十五億四、〇〇〇万円という大巾な予算の増額がなされたのでございます。財政硬直化が叫ばれ、予算の増額は仲々困難な状態であった折にも拘らず、原爆被爆者対策予算の増額にふみきられた国会、並びに政府に対しまして、心から感謝申し上げますと同時に、種々、御協力いただいた手帳友の会の皆さんを始め、各種関係団体の方々の御尽力に対しまして、深く、敬意を表する次第でございます。

この法律の制定によりまして、国の援護対策が、幅広く拡充されることになったのでございますが、今後は残された問題が、法律の中に採り上げられるよう努力して参りたいと存する次第でございます。

長崎県被爆者手帳友の会の御発展を心から祈念いたしますと共に、併せて会員皆様の御健勝と御多幸をお祈り申し上げます。

メモ欄

昭和四十四年度

第一回支部代表者大会資料

発行人 長崎市坂本町八一二九(深堀ビル内)

電話 ④ 九二六三番

長崎県被爆者手帳友の会

とき 昭和四十四年十月五日

ところ 長崎市少青年センター

結成二年にあたって

長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀 勝一

あれから二年という年月を過した今日ふりかえってみるとほぼ順調な歩みを続けているというのが、卒直な表現であると思いません。

二万五千名の会員となり、目標人員三万名の会員えあと一押しのところまでとなりました。

私は満足の出来る援護法を作るためには強固な組織を作ることだと主張しております。

その組織作りが順調に進み、目標の八割を達成したという事は誠に喜ばしいことであると思えます。

さて今年には特別措置法から援護法へと前進させるために、国会政府に対して陳情攻勢をかける年だと思えます。いくら長崎で原爆の被害を訴えても、それを政府、国会の耳に入れることが出来なければそれはなんにもなりません。又原爆記念日の一週間や、十日間、わい／＼云って気狂いじみた行事をしてもどうという事はありません。

そんな短時日で満足出来る被爆者援護法は制定されません。十年一日、いや二十年一日のごとく運動を展開して、やっと報いられる日がやって来ると思えます。

学徒動員の歴史を見て下さい。結成十二年にして、やっと目標の八割方を達成しております。それに比べて被爆者の援護運動はまだ二合目附近をうろちよろしていると思えるでしょう。

苦しい行進をすることがいやだと思ふ人は組織を去られても致方ありません。

私達は苦しくても辛くてもより一層団結して、目標達成の日まで、粘り強く前進を続けたい人々をもつて、あくまで初志貫徹を實現致します。

昭年四十四年九月一日

特別措置法のあらまし

1. 手当の種類等

手当の種類	金額	対象者	所得制限
特別手当	月額 10,000円 ◎又は 5,000円	④負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定をうけた者（認定患者） ②現に①の認定をうけた負傷又は又は疾病の状態にある人	あなたや、あなたの配偶者及びあなたの生活をみている方（父、母、子孫兄弟姉妹）のうち1人でも年間17,200円をこえる所得税を納めている場合は支給をうけられません。 ただし特別手当は22,700円をこえた場合は、支給はうけられません。
健康管理手当	月額 3,000円	①特別被爆者 ②造血機能障害その他 厚生大臣の定める病気にかかっている人 ③次のいずれかにあたる人 1 65才以上 2 身体上の障害のある人 3 母子世帯等の世帯主	
医療手当	月額 5,000円 又は 3,000円	認定患者で現に医療をうけている人	
介護手当	日額 300×その月において介護を受けた日数	①特別被爆者 ②精神上又は身体上の障害によって介護を受けている人 ③介護の費用を支払っている人	

2. 健康管理手当をうけられる人は、下記のとおり厚生大臣の定める病気にかかっている人です

障害名	厚生大臣の定める病気
1 造血機能障害	1 貧血症 2 白血球増多症白血球減少症 3 白血病 4 出血性素因 5 その他
2 肝機能障害	慢性肝障害 その他
3 細胞増殖機能障害	悪性新生物（癌）
4 内分泌腺機能障害	1 糖尿病等の膵臓内分泌機能異常 2 著しい月経異常、不妊症等卵巣機能異常 3 無精子症、乏精子等の睪丸機能異常 4 甲状腺機能異常
5 脳血管障害	1 脳出血 2 蜘蛛膜下出血
6 循環器機能障害	1 高血圧性心疾患 2 動脈硬化性心疾患

障 害 名	厚生大臣の定める病気
7 腎臓機能障害	1 慢性腎炎 2 ネフローゼ
◎ 8 水晶体混濁による視機能障害 (S 44.4.1追加)	1 水晶体後極部被膜内面に位して色閃光を呈する限極性混濁 2 水晶体後極部の前方近くに位置する点状又は塊状の混濁

3. 各種手当申請手続一覧

手当の種類	必 要 書 類 な ど	診 断 機 関
特別手当	(1) 申請書 (2) 診断書	→指定医療機関
健康管理手当	<p>(共通のもの)</p> <p>(1) 世帯全員の住民票写し(市町村役場で)</p> <p>(2) 申請者、配偶者、生計を維持する扶養義務者の前年分(前々年分)の所得税額確認書(市町村役場で)又は所得税額証明書(税務署で)</p> <p>(3) 身体障害者の場合 診断書(身体上の障害用)</p> <p>(4) 母子世帯の母などの場合 ア、申請者の戸籍の謄本又は抄本 イ、申請者が扶養する子、孫又は弟妹の戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し ウ、申請者と、その扶養する子、孫又は弟妹との身分関係を明らかとする戸籍謄本若しくは抄本又は住民票の写し エ、申請者が子、孫又は弟妹を扶養することを証する書類(民生委員の発行するもの) オ、配偶者が生死不明であること、配偶者に遺棄されていること、配偶者が拘禁されている等の場合は、その証明書 カ、配偶者が廃疾の状態にある場合はその診断書 キ、18才以上、20才未満の子孫又は弟妹が廃疾の状態にある場合は、その診断書</p>	<p>→被爆者一般疾病医療機関</p> <p>→被爆者一般疾病医療機関又は一般病院、診療所</p> <p>被爆者一般疾病医療機関又は一般病院、診療所</p>
医療手当	(1) 申請書 (2) 認定医療証明書	→指定医療機関
介護手当	(1) 申請書 (2) 診断書 (6) 介護料の支払を証する書類(領収書)	→被爆者一般疾病医療機関

1. 申請書、診断書等は市町村役場にあります。
2. 所得税額確認書には給与所得者は源泉徴収証明書を添付して下さい。
3. 健康管理手当の場合、国民年金(母子年金、障害年金など)あるいは児童扶養手当の証書を提示すれば手続が簡単になります。

4. 各手当の支給開始等

(1)

- (ア) 特別手当……………申請した月の翌月から
- (イ) 健康管理手当……………申請した月の翌月から
- (ウ) 医療手当……………医療をうけた月から
- (エ) 介護手当……………介護をうけた月から

5. 特別措置法の改正点

- ◎(イ) 葬 祭 料……………特別被爆者が死亡した場合は1万円を支給する(昭44年4月1日)
- ◎(ロ) 公費負担免除……………社会保険をもっている特別被爆者は 従来初診料 200 円、入院費の一部負担金(入院30日 1日60円を支払う)、これが免除される
尚(ロ)の項の取扱いは本人が病院へ支払つてその領収証を貰つて知事宛に提出して払い戻しを受けることとなっています
- ◎ 印は昭和44年度より施行された法律

一般被爆者とは(普通手帳申請の出来る人)

- 一、原爆投下のとき長崎市にあつては当時の④長崎市内
- ⑤西彼杵郡福田村のうち大浦郷、小浦郷、小江郷小江原郷
- ◎西彼杵郡長与村のうち高田郷、吉無田郷で直接被爆した者(一号被爆者)
- 二、原爆投下後一週間以内に爆心地から二キロメートル以内に入つた者(二号被爆者)
- 三、前二項に含まれない人で投下されたさい、またはその後において放射能の影響を受けるような事情のもとにあつた者。例えば救護所、病院で医師、看護婦が被爆者の救護にあたっていた者など(三号被爆者)
- 四、前三項のどれかに該当する人の胎児であつた者(三号被爆者)

特別被爆者とは(特別手帳申請の出来る人)

- 前四項のうち次の各号に該当する者
- 一、原爆投下のとき爆心地から三K以内の区域内にあつた者及びその当時その者の胎児であつた人
- 二、原子爆弾の傷害作用による疾病である旨厚生大臣の認定をうけた者
- 三、一般被爆者のなかで知事、市長が行つている健康診断の結果(1)悪性新生物(2)内分泌系の障害(3)中枢神経系の血管損傷(4)循環器系の障害(5)腎臓機能障害など八種類の障害のいずれかがある認められた者
- 四、原爆投下日八月九日から八月十二日までの間に家野町、大橋町、岡町、橋口町、山里町、坂本町、本尾町、上野町、江平町、高尾町、本原町一丁目、松山町、駒馬町、城山町一丁目、浜口

残暑お見舞申し上げます
被爆者の皆様御身体を大切に

昭和44年9月1日

衆議院議員 中村重光	衆議院議員 倉成正	参議院議員 田口長治郎	参議院議員 諸谷義武	長崎市長 佐藤勝也	長崎県知事
---------------	--------------	----------------	---------------	--------------	-------

町、竹之久保町、旭町一丁目、岩川町、目覚町、浦上町、茂里町、銭座町、井樋の口町、船蔵町、宝町、寿町、幸町、福富町、玉浪町、梁瀬町及び本原町二丁目、三丁目、油木町、城山町二丁目、稲佐町三丁目、旭町一丁目、船蔵町の一部に入った者（通常入市者という）又はそのもの、胎児

五、原爆投下のとき長崎市のうち木場町、鳴滝町、西山町一、二、三、四丁目、上西山町、片淵町一、二、三丁目夫婦川町、桜馬場町、中川町、新中川町、伊良林町一丁目、寺町、八幡町、紙屋町、麴屋町、新橋町、磨屋町、銀屋町、東古川町、西古川町、本古川町、新大工町、伊勢町、出来大工町、大井手町、今博多町、古町、桶屋町、紺屋町、今魚町、本大工町、酒屋町、袋町、本紺屋町、材木町、築町、今下町、本下町、万才町、大村町、平戸町、外浦町、江戸町、樺島町、玉江町、元船町一、二、三

四、五丁目、五島町、本博多町、新町、本興善町、興善町、金屋町、堀町、舟津町、豊後町、引地町、立山町、舟蔵町、炉粕町、東中町、東上町、上筑後町、下筑後町、西上町、西中町、大黒町、台場町、西坂町、瀬崎町、御舟蔵町、御舟町、八千代町、尾上町、高砂町、平戸小屋町、丸尾町、稲佐町一、二、三丁目、旭町一、二丁目、本原町三丁目、城山町の一部、江原町の一部、西北町の一部、住吉町の一部、本原町三丁目の一部、昭和町の一部、東北郷の一部、家野郷の一部、西郷の一部、長与村高田郷の一部にあつた者

被爆者手帳のとりかたについて

会員のみなさまのなかで、上欄や前頁に該当する方で、まだ被爆者手帳を取得しておられない方に。市では原爆対策課。町村では役場を通じて県から、「被爆者健康手帳交付申請書」という用紙をもらつて記入のうえ被爆した事実を証明出来る書類をそろえて提出します。

被爆した事実を証明する書類は次のようなものです。

- (1) 当時の罹災証明書、あるいは公の機関が発行した証明書。
- (2) または、当時の書簡(手紙)写真等の記録書類。
- (3) または、当時の市町村長の証明書。
- (4) または、第三者(三親等内の親族を除く)二人以上の証明書。

(5) または、本人以外の証明書、または本人が当時の状況を記載した申述書および誓約書。

現状では一、二、三項までの公的証明がなければ交付を受ける事は困難となつていきます。

お願い

最近特別措置法の制定等、被爆者の援護措置が前進したため、被爆者手帳交付申請が増加しているように思われますが、絶対に虚偽の申請をしないように、これは私達被爆者団体が、被爆者援護法制定の運動にブレーキをかけること、なりますので、その点誤りがないように注意して下さい。

しかし真実に被爆された方は、どこどこまでも県、市当局に申出られて一日も速く手帳を交付して戴くようにして下さい。

なおこの点について私達の会では、お困りの方について御相談にあづかり、出来る限り努力致したいと思っております。

昭和四十四年度の運動方針案について

◎国に対して要望

- A、原爆死没者に弔慰金を支給すること
- B、原爆傷害者に障害年金を支給すること
- C、全被爆者に健康管理手当を支給すること
- D、近距離(二km)被爆者特別手当を支給すること
- E、全被爆者に特別手帳を交付すること
- F、原爆による家、家財の焼失者に見舞金を支給すること

◎県に対しての要望

- 一、令三号に切替え(一般手帳より特別手帳へ)を保健所単位に出来るようにすること

- 二、遠隔地より指定医療機関までの交通費の半額補助をすること
(遠隔地の場合のみ)

- 三、指定医療機関の入退院時の宿泊費の助成をすること(宿泊を必要とする場合のみ)

◎市に対しての要望

- 一、健康診断についての適正なる配慮をすること
- 二、被爆者手帳の検印を健康診断と抱き合せをしないこと
- 三、被爆者手帳の交付について明朗・公正且つ迅速にすること
- 四、被爆者団体に対して公正なる助成金を交付すること
- 五、市主催の原爆殉難者慰霊祭には登録遺族に案内状を送付し、総じて遺族を中心とした慰霊祭をすること

◎会員に対しての要望

- 一、原爆死没者の登録をすること
- 二、原爆被災による遺品、出版物、写真、記念物品の蒐集、保存に協力すること

以上述べましたことについて日常活動を軸に国会陳情、県・市陳情をうまず耐ゆまず実行して行くことしております。

◎国会陳情

第一波	五月十三日	五名
第二波	十月下旬	十名
第三波	十一月上旬	十名
第四波	十二月上旬	十名
第五波	十二月下旬	十名

◎組織の整備について

北松、東彼地区を特別措置法の説明会を開きつつ支部を結成する。また長崎市を再度、学区区単位に地域集会を実施させ会員獲得最終目標三万名の達成をはかる。

昭和43年度分決算書

収 入 の 部			支 出 の 部		
費 目	金 額	摘 要	費 目	金 額	摘 要
前年度繰越	98,254		旅 費	720,543	国会請願
会 費	1,726,110		人 件 費	143,000	
寄 付 金	31,870		地区集会費	194,807	
手 数 料	276,000		会 議 費	281,413	総会・理事会
特 別			行 動 費	67,874	交通及食費
カ ン パ	16,550		印 刷 費	62,020	
助 成 金	250,000		通 信 費	115,618	
雑 収 入	5,538		消 耗 品 費	7,759	
援護法推進			雑 費	21,235	
大会助成金	100,000		還 元 金	150,300	支部還元金
			次年度繰越金	639,753	
			援護法推進		
			大会諸経費	100,000	
合 計	2,504,322		合 計	2,504,322	

監査の結果上記のとおり相違ありません

昭和44年8月25日

監 事 梅 原 三 郎 ㊟
" 山 口 一 之 ㊟

昭和44年度予算書

収 入 の 部			支 出 の 部		
費 目	金 額	摘 要	費 目	金 額	摘 要
前年度繰越	639,753		人 件 費	600,000	
会 費	3,000,000		国会陳情旅費	1,500,000	
寄 付 金	300,000		普通旅費	400,000	
助 成 金	500,000	{県 300,000 市 200,000}	通 信 費	350,000	
手 数 料	250,000		消 耗 品 費	200,000	
雑 収 入	50,000		印 刷 費	400,000	
			会 議 費	500,000	
			還 元 金	500,000	
			雑 費	150,000	
			予 備 費	139,753	
合 計	4,739,753		合 計	4,739,753	

本会の主な行動・日程

行 動

日 時	行 動	場 所
昭和四三年 六月 二日	戸石地区地域集会	於 戸石船津公民館
九日	大浜地区 (福田、大浜、全域)	於 大浜公民館
一六日	式見地区	於 式見公民館
二三日	深堀地区	於 深堀公民館
二三日	戸町地区	於 戸町公民館
三〇日	小榊地区 (小榊、神ノ島)	於 小榊支所
三〇日	網場地区	於 日見地区公民館
七月 七日	土井ノ首地区 (土井ノ首、江川、磯道、毛井首)	於 土井ノ首支所
七日	東長崎地区	於 矢上、教宗寺保育所
八日	西海郷地区	於 琴海町、西海郷公民館
一三日	飯香ノ浦地区	於 飯香ノ浦公民館
一四日	古賀地区	於 古賀福瑞寺
二一日	手熊、柿泊地区	於 手熊公民館
二九日	千々石支部總會	於 千々石公民館
三一日	長与地区	於 長与村法妙寺
九月 五日	支部設立準備委員会	於 長与農協
八日	島原支部總會	於 島原中央公民館
十月 六日	時津支部設立準備委員会	於 時津公民館
八日	三重村支部總會	於 三重村中央公民館
八日	野母崎支部總會	於 野母崎公民館
二二日	琴海村支部總會	於 琴海村長浦公民館
二二日	長与支部總會	於 長与農協會館
二四日	西彼町支部總會	於 西彼、亀岳公民館
二四日	西海郷支部總會	於 西海郷公民館
二五日	三和町支部總會	於 役場二階會議場
二七日	佐世保支部總會	於 常盤公民館
二二日	加津佐支部總會	於 加津佐町、研修クラブ
一二月 六日	諫早支部總會	於 諫早市中央公民館
九日	西海地区地域集会	於 西海村丹納公民館
一四日	高来町支部總會	於 高来町公民館
一六日	時津支部總會	於 時津公民館
昭和四十四年 一月 二日	外海、黒崎支部總會	於 黒崎中学校雨天体操場
一四日	伊木力支部總會	於 伊木力小学校講堂

日 時	行 動	場 所
一月 二日	奈良尾地区	於 奈良尾町役場二階會議室
二日	有川地区	於 有川町中央公民館
二三日	新魚ノ目町地区	於 新魚ノ目町魚ノ目小講堂
二四日	上五島町地区	於 上五島町役場會議室
二五日	若松地区	於 役場會議室
二六日	奈留町地区	於 奈留町公民館
二七日	富江町地区	於 富江町役場二階會議室
二八日	三井楽町地区	於 三井楽町里部落青年會館
二九日	岐宿町地区	於 岐宿役場隣和室
二九日	黒口地区	於 黒口公民館
二九日	神ノ浦支部	於 神ノ浦中央公民館
二二日	大瀬戸支部	於 樫ノ浦公民館
二五日	千々石支部總會	於 千々石中央公民館
二四日	小長井支部	於 小長井公民館
二〇日	小浜町支部	於 小浜町農協會館二階
二五日	伊王島支部	於 伊王島船津消防詰所
二五日	諫早支部	於 諫早市中央公民館
二六日	南高南部有家町支部	於 有家町小学校体育館
四月 二日	時津町支部	於 野田公民館
二五日	森山町地区地域集会	於 北高森山町釜公民館
三〇日	愛野町地区地域集会	於 南高愛野町有明公民館
五月 二日	瑞穂町地区地域集会	於 西郷公民館
一七日	愛野支部總會	於 有明公民館
六月 七日	式見地区説明會	於 式見公民館
二日	三和地区地域集会	於 土井ノ首公民館
一四日	西小島地区地域集会	於 西小島上切公民館
一四日	江平町	於 江平町公民館
一四日	坂本町	於 玉英学園
一七日	網場	於 網場公民館
二一日	土井ノ首	於 土井ノ首支所二階
二八日	戸町	於 戸町公民館
二八日	神代	於 國見町役場會議室二階
九日	三重村	於 三重中央公民館
一〇日	本原町	於 本原町公民館
一三日	伊木力、大草	於 伊木力小学校講堂
一五日	伊木力	於 伊木力小学校講堂
二〇日	佐世保	於 佐世保市とぎわ町公民館
二六日	西海町	於 西海町黒口公民館
二七日	高来町	於 高来町公民館
二七日	波佐見	於 波佐見町公民館
二七日	川棚	於 川棚中央公民館
二八日	東彼杵	於 東彼杵中央公民館
三〇日	平戸市	於 平戸北部公民館

⑥ 知っておきたいこと

緊急又は止むをえない理由で特別被爆者が、指定医療機関。被爆者一般疾病医療機関でないところで診療をした場合は、領収書をそえて都道府県知事を経て、厚生大臣に請求することが出来ます。

これは旅行中であるとか、盲腸のために緊急に治療する必要がある場合等があります。

⑦ 被爆者相談室

云では次のことについて、皆さま方の相談相手として、出来るだけ問題解決に努力しておりますので、御利用下さい。

なお、事務所にお出でのときは、長崎市内においては、地区に住んでおられる理事市外においては支部長の照介状を持参して下さい。

記

一、被爆者手帳の諸問題

二、原爆死没者の弔慰金・遺族給与金・特別弔慰金の諸問題(公務の場合に限る)

三、被害者の障害給与金の諸問題(公務の場合に限る)

四、原爆病院・原爆被災者福祉社会館及び被爆者温泉センター等における諸問題

⑧ 新しい法律御存知ですか!

懸案であった、恩給法の特例法(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律)が昭和四十四年十月一日より施行されます。

(解説)

昭和十六年十二月八日以後に、国家総動員法によって学徒報告隊、女子挺身隊、徴用工になつたものが、その勤務に関連する疾病、負傷により死亡したものに對して、特例遺族給与金を支給するという制度である。

考えてみますと、あの戦争中に、幼い身体に、重労働を強いられて、食糧事情の悪いときに、食べるものも食はず、軍需工場に働らかされた、学徒動員、女子挺身隊、また馴れない職場にやられて、働らかされた徴用工が、その動員中に疾病で倒れたり又戦争終結後今日まで、その疾病がもとで亡くなられたその遺族に遺族給与金が支給されるものです。

この法律に該当するものは、長崎県には千式百名程度いるものと思ひますので、その遺族の人は本会の事務所にお出下さい。

なお、病気の主なものは結核、精神病、原爆症などがあります。

● 被爆者手帳友の会会則

第一条 本会被爆者手帳友の会と呼び事務所を長崎市坂本町八の二九(深掘ビル)におきます。

第二条 本会は左の事業を行います。

1. 被爆者援護法の制定を推進します。

2. 被爆者の相互扶助・親睦を図り明るい市民生活を送ることを促進します。

3. 被爆者の社会的・経済的地位の確立に努力します。

第三条 本会はつぎのもので会長の承認によって会員となつたもので構成します。

1. 被爆者手帳をもっている人

2. 原野により肉親を死亡させた人

3. 本会の趣旨に賛同し本会に献身的な奉仕をする人

本会に入会するものは入会申込書を提出します。

会長は不適当と思われる人に入会を拒否することが出来ます。

本会々員で会の名譽を傷つけ、又は不適当と思われる場合は理事会にはかり除名します。

第四条 本会に左の役員をおきます。

1. 会長一名、副会長四名、監事二名、事務局長、会計各一名、理事二〇名

「理事長一名」

第五条 役員は左の方法により選出します。

1. 会長、副会長、監事は総会で選出します。

2. 事務局長、会計、理事「理事長」は会長の指名によります。

3. 役員は二年とし再任を妨げません。

第六条 本会に左の決議機関をおきます。

1. 総会は年一回招集し、最高の決議機関であつて予算、事業報告、役員、会則の議決を致します。ただし、代表者大会をもつて総会にかえることが出来ます。

2. 理事会は総会につく決議機関です。

3. 総会、代表者大会、理事会は出席者の過半数をもつて議決します。

第七条 本会は必要な地域に支部を作ることが出来ます。

1. 支部規約は本部会則に準じます。

2. 本会の収入は左の方法によります。

3. 会費は年額貳百円とします。

第八条 本会の趣旨に賛同する人より寄付金を受くることが出来ます。

1. 県・市等公共団体より助成金を受くることが出来ます。

第九条 本会の会計年度は、毎年六月一日に始まり翌月五月三十一日で終ります。

第十条 本会則は昭和四十二年六月十八日より発効し、総会の議決をもつて改正します。

会報発刊によせて

長崎県知事 佐藤 勝也

一言、ごあいさつを申し上げます。

皆様の被爆者手帳友の会は発足以来二年有余を経過いたしました。今日では、会員二万五千人を擁する大きな団体となられ、原爆により被爆された人々の福祉向上のため、積極的な御活躍を続けておられるのでございます。この僅かの間に斯くもめざましい発展を遂げられたことにつきましては全く驚くの外はございません。これは、ひとえに、深堀会長さんをはじめ、理事役員並びに会員皆様の被爆者の生活安定を求める強い御熱意と御努力のあらわれでございまして、衷心より敬意を表する次第でございます。貴会発足当時の昭和四十二年は、丁度、被爆者の生活面に対する国の援護措置の法制化についての関心が、全国的に盛り上がりを見せたときでございました。

当時、本県といたしましても、広島県に相計り、協議を重ねて「原子爆弾被爆者特別措置法案の概要」を策定し、長崎県・市、広島県・市の知事、市長、県・市議会議長の八者の名をもって、政府並びに関係国会議員に法制化についての陳情を行ない、その後回を重ねて、積極的な運動を行なったものでございます。幸い財政硬直化の叫ばれる厳しい情勢の中ではございましたが、政府の温情ある御理解と、皆様の手帳友の会を始め各関係方面の御努力によりまして、その翌四十三年度に於きまして、県下特別措置に関する法律が制定され、昨年度におきまして、県下で五千三百二十一人のお気の毒な方が、法の恩恵に浴することとなり、又法外援護として老令病弱者、老令単身者等の養護を行なう原爆被爆者養護ホームが設置される運びとなつたようなわけ

でございます。なお、このほか、本県といたしましては、四十二年十月「長崎県原子爆弾被爆者援護措置要綱」を定めまして、各市町村の御協力を得て県独自の援護事業を実施し、四十二年度に九百三十五人四十三年度に千二百三十二人の方々に援護を行なったような次第でございます。

原爆特別措置法の制定と、本県独自の援護事業の実施とともに被爆された人々に対する生活面の援護は、一応軌道に乗つたものと考えられますが、なお、私共は、もう一度、被爆時に思いをいたし、さらには、現在の被爆者の実情を把握して、現行の原爆医療法並びに原爆特別措置法の二本の柱に、被爆された人々の長い間の願望を上積みしてゆく努力がなされねばなりません。

現在、長崎県・市、広島県・市においては、「長崎広島原爆被爆者援護対策促進協議会」を設けて、協議並びに援護対策の法制化促進について運動を行なっておりますが、本年度におきましても、医療並びに生活の両面に亘る援護施策の具体策を策定し、政府並びに関係方面に積極的なはたらきかけを行なつて参ることといたしております。

どうか、手帳友の会の皆様におかれては、発足当時のあの強い御熱意をそのままに、被爆された人々のお互いのしあわせのために、たゆまない御努力を続けられるよう御期待申し上げます。

なお、御承知のように、国体夏季大会は総合優勝というかつてない栄光を本県にもたらしました。この栄冠も皆様の絶大な御協力があったればこそでございます。秋季大会もいよいよ目前に迫りましたが、どうか更に一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、貴会の御発展と、深堀会長さんを始め、会員皆様の御健勝と御多幸を心からお祈りいたします。

昭和四十五年度 第二回支部代表者大会資料

発行人 長崎市坂本町八一二九

電話 ④九二六三番

長崎県被爆者手帳友の会

とき 昭和四十五年九月十九日

ところ 長崎市平野町 宝来軒

結成三ヶ年目を迎えて

長崎県被爆者手帳友の会

会長 深 堀 勝 一

結成三ヶ年を迎えて我々の運動はどのような成果を挙げたであろうかと反省してみると誠に粗末なのに今更ながら力及ばざるを嘆かずにはいられません。

現在までの被爆者に対する国の施策は皆様すでに御承知の通り原爆医療法、被爆者特別措置法等が実施されたとはいえ、法そのものが社会保障法になっていするため諸種のきびしい制限があつてその恩恵は一部限られた人にだけ適用され他は捨ててかえりみられない状況であります。

我々が戦争犠牲者であることは何人も異論がある筈はありません。敗戦というきびしい現実日本国が打ちひしがれているあいだは、吾々も共に苦しむという立場から我慢して来ました。

然し今の日本は世界に誇る経済成長を遂げており戦争犠牲者に

対する国の施策は被爆者及び沖繩県民を除いては引揚者までですに終つているといわれています。何故我々国内戦争犠牲者が放置されねばならないのか、何故国は我々に補償しようとしぬのか又社会保障法位でごまかさうとするのか。私達は絶対にこのような事を認める訳にはいきません。あくまで補償させるための被爆者援護法、広い意味では国内戦争犠牲者全般を含めた援護法を作らせなければなりません。そのためには一層力（会員増加による）を大きくすると共に団結を堅くしてねばり強く要求をつづけるべきだと思ひます。長崎の被爆者団体は手を握つて共同の目的遂に協力することと致しました。県、市も吾々の要求の正しさを認めて県、市相携え広島とも連携してバックアップして貰うこととなりました。吾々は沖繩返還までには何としても片をつけ度いと思ひます。

沖繩返還後は沖繩戦争犠牲者の問題が大きくクローズアップされ吾々の要求が押し流される危険もあるかと考えられるからです。然し援護法は簡単には制定されそうもありません。政府、国会を動かすのは容易なことではなさそうです。それでも私達は頑張らねばなりません。

そして今後の活動はどうしたら最も効果的かを十分検討し、然も県、市の御援助のもと広島は申すまでもなく全国の被爆者と共同歩調で闘いを進めるべきだと考えております。

一方では現行法律（医療法、特別措置法）の改善も実現させねばなりません。援護法が出来るとしてもそれはまだく先のことです。老令化して行く被爆者の実態からは不満ながら現行法の改善によって僅かながらでもその犠牲に報いるものをかちとらねばならぬいからです。二途を追つての活動は並大抵ではなからうことは覚悟しております。

何としても頑張るべき度いと考へます。役員の方は勿論会員皆様も一緒になつて頑張つていたゞく事をお願いして止みません。

昭和四十五年度の運動方針案

まえがき

吾々被爆者の救援活動は其の立上りが遅きに失したうらみもあって会員皆様の力強いバックアップにも拘らず、見るべき成果が挙らない事は痛恨の極みであります。

過去三ヶ年全力を傾注して活動しても政府の壁の厚さは打ち破る事が出来なかった、この事実の前に今後の活動方針はどうあるべきかを十分検討さるべき段階に來た事を痛感させられるものであります。従って本部としては昨年十二月からその対策樹立について種々研究検討して次の二項を今後の活動の柱とすることとしました。

即ち

第一項として

近距離被爆者対策委員会の設置

第二項として

被爆者援護審議会を国会内に設置させる請願を強力に行うというものであります。

第一項としては

二軒以内の直接被爆者が特に異常に影響を受けている事が厚生省の調査にも現われているので、これを更に裏付けして具体的な資料を作り、この資料を提出して被爆者の援護措置を早急に法制化させようというものであります。

但し二軒以内の近対委によって事足りりとするものでなく、あくまで被爆者援護活動の突破口としてのものである事を確認しております。

第二項の被爆者援護審議会の国会内設置要求は去る四十四年の第六十一国会において特別措置法一部改正案が審議された折、衆参両院とも付帯決議として政府に早く被爆者の援護問題に取り組むようにとの決議がなされておりますので、これを政府が一日も早く実行するように突き上げて行こうと云うものであります。

従って今後の国会陳情はこの二点を主軸として遂行する事にします。

◎国会陳情計画(但し事情によって変更することがあります)

第一波	五月五日(五泊六日)	三名
第二波	六月十三日()	四名
第三波	九月上旬()	八名
第四波	十月上旬()	七名
第五波	十一月上旬()	十名
第六波	十二月上旬()	十五名
第七波	一月 中()	十名
第八波	一月下旬()	三名

計

六十名

◎**県、市**に対しては今後吾々の運動に協力を要請し
 タイアップして活動して貰うことにします

現実に県、市両議会に対しては吾々の国会請願の件を促進して
 貰うための決議をお願いして、これを採択して貰っています。

◎**市内三団体の協力関係を促進して行く**

これは従来被爆者救援活動が友の会、原爆遺族会、被災者協議
 会と三つの団体に分れているのを、国会議員や厚生省当局者と
 の話合の中に三団体は少くとも意志統一を図るべきだとの意見
 が強いので今後はこの三団体の協力関係を強めて一層被爆者援
 護活動を推進することとします。

尚お将来は広島とも連携をとり且つ全国にある組織が纏るよう
 に努力したいと考えています。

◎**組織の整備を行いたい**

現在本部では会員を殖すことが吾々の力を強める事だとの見地
 に立って会員獲得に努力しています。

従って未組織の地域の会員獲得のために北松、東彼方面の支部
 結成に努めます。

尚お長崎市内を再編成替えて各学校区単位に支部を設けて会
 員との連絡を密にすると共に会員最終目標三万名の達成を図る
 ことにします。

◎**ガンセンター設置の件**

被爆者の援護は他の戦争犠牲者に比べて非常に立ち遅れている
 のであります。殊に長崎に於けるそれは広島に比して数段の遅
 れを見ているのであり、県内被爆者は凡ゆる面でこれを取り戻
 すことに総力を結集しなければならぬと思ひます。

本項に掲げるガンセンターにしても被爆者の医療面で最も緊要
 な施設でありながらその実現を見ていない事が右の遅れを実証
 しているものであり、吾々はこの実現にも全力を傾注して努力
 すべきであり猛運動を展開したいと考えます。

なお設置場所は原爆病院内を希望しております。

本会の主な行動

▲地域集会の部

昭和四十四年

十月 七日	長与町地域集会	於 中央公民館
十月 二十日	小菅町 "	於 町 田 宅
十月 二十五日	稲佐外四町 "	於 悟 真 寺
十一月 六日	琴海町 "	於 長浦公民館
十一月 六日	多良見町 "	於 化屋公民館
十二月 十九日	樺島 "	於 新町公民館
十二月 二十四日	野母崎町 "	於 野母公民館
十二月 七日	茂木町 "	於 玉 台 寺
十二月 二十二日	小神町 "	於 小神支所会議室
十二月 二十八日	小ヶ倉町 "	於 小ヶ倉公民館

昭和四十五年

一月 十日	時津町 "	於 満月食堂
一月 二十四日	茂木町千々 "	於 小川 宅
二月 十四日	南高国見町 "	於 役場会議室
三月 二日	壹岐勝本町 "	於 勝本中央公民館
三月 三日	壹岐郷ノ浦 "	於 郷ノ浦公民館
四月 二十四日	三重村 "	於 東上公民館
五月 四日	大瀬戸町 "	於 檜ノ浦公民館
五月 十二日	瑞穂町 "	於 森 田 屋
五月 二十三日	小菅町 "	於 町 田 宅

▲行 事 の 部

昭和四十四年

十月 十三日	第四次陳情団出発	寺田外四名	特急さくら
十一月 三日	第一回 執行部会		於 本 部
十一月 十一日	亜熱帯植物園視察		野母崎町
十一月 二十四日	第五波 陳情団出発	西本外十一名	特急さくら
十二月 二十九日	近距離被爆者対策委員会		於 本 部

一月十一日 新年宴会 於時津 岳本宅

一月十六日 第六波 陳情団出発 西本外八名 特急さくら

一月二十四日 第七波 陳情団出発 西本外三名 特急さくら

三月一日 広島遺族団来崎 記念像前

四月十一日 近距離被爆者対策委員会 於宝来軒 外十二名
倉成、中村代議士

四月二十六日 亜熱帯植物園見学 外二十二名
参加者 一三〇名 野母崎町

五月一日 熊本県小国町より遺骨調査のため来訪 矢野ハツエ

五月五日 第一次 上京団出発 古川外二名 特急さくら

五月十五日 第二回 執行部会 原爆福祉会館

五月十六日 原爆養護ホーム落成式 出席者 会長、古川、岳本三名

五月十八日 原対協医療部会 西本出席 於原爆福祉会館

五月十八日 中村代議士訪問 西本、鈴木 中村氏宅

御健勝をお祈り申し上げます

昭和45年9月19日

参議院議員

田口長治郎

衆議院議員

倉成正

衆議院議員

西岡武夫

衆議院議員

中村重光

長崎県知事

久保勘一

長崎市長

諸谷義武

昭和44年度決算書 (皇 44-8-1)
(室 45-5-31)

収入の部			支出の部		
費目	金額	摘要	費目	金額	摘要
繰越金	639,753		人件費	225,000	事務員給与
会費	1,135,235		国会請願費	1,027,350	友の会負担分
寄附金	236,480		普通旅費	230,335	地域集会旅費
助成金	650,000		通信費	116,355	郵便料電話料
雑収入	16,728		印刷費	288,200	資料印刷費
			消耗品費	9,530	事務用品費
			会議費	70,950	地域集会代表者会等
			行動費	220,821	役員行動費
			交通費	39,120	バス代等
			還元費	227,650	支部運営費
			雑支出	59,460	
			備品費	77,500	事務所備品代
			預金	85,925	普通預金
合計	2,678,196		合計	2,678,196	

監査の結果上記の通り相違ありません

監事 梅原三郎 ㊟
" 山口一之 ㊟

昭和45年度予算書

収入の部			支出の部		
費目	金額	摘要	費目	金額	摘要
繰越金	85,925	前年度からの繰越	人件費	550,000	行動費及書記給料
会費	2,200,000	11,000世帯分	国会請願費	1,200,000	
寄附金	200,000		普通旅費	200,000	地区集会旅費
助成金	750,000	県市 500,000 その他 200,000	通信費	200,000	
雑収入	15,000	その他 50,000	消耗品費	50,000	
			印刷費	250,000	
			会議費	150,000	
			支部還元費	550,000	
			雑支出	50,000	
			予備費	50,925	
合計	3,250,925		合計	3,250,925	

一般被爆者とは(普通手帳申請の出来る人)

- 一、原爆投下のとき長崎市にあっては当時の④長崎市内
 - ④ 西彼杵郡福田村のうち大浦郷、小浦郷、小江郷、小江原郷
 - ◎ 西彼杵郡長与村のうち高田郷、吉無田郷で直接被爆した者(一号被爆者)
 - 二、原爆投下後二週間以内に爆心地から二キロメートル以内に入つた者(二号被爆者)
 - 三、前二項に含まれない人で投下されたさい、またはその後に置いて放射能の影響を受けるような事情のもとにあつた者。
例えば救護所で病院医師、看護婦が被爆者の救護にあつた者
た者など(三号被爆者)
 - 四、前三項のどれかに該当する人の胎児であつた者(三号被爆者)
- ### 特別被爆者とは(特別手帳申請の出来る人)
- 前四項のうち次の各号に該当する者

- 一、原爆投下のとき爆心地から三キロメートル以内の区域内にあつた者及びその当時その者の胎児であつた人
- 二、原子爆弾の傷害作用による疾病である旨厚生大臣の認定をうけた者
- 三、一般被爆者のなかで知事、市長が行っている健康診断の結果
(1)悪性新生物 (2)内分泌系の障害 (3)中枢神経系の血管損傷
(4)循環器系の障害 (5)腎臓機能障害など八種類の障害のいずれかがあつたと認められた者

四、原爆投下日八月九日から八月十二日までの間に家野町、大橋町、岡町、橋口町、山里町、坂本町、本尾町、上野町、江平町、高尾町、本原町一丁目、松山町、駒馬町、城山町一丁目、浜口町、竹之久保町、旭町一丁目、岩川町、目覚町、浦上町、茂里町、錢座町、井樋の口町、船藏町、宝町、寿町、幸町、福富町、玉浪町、梁瀬町及び本原町二丁目、三丁目、油木町、城山町二丁目、稻佐町三丁目、船藏町の一部に入つた者(通常入市者という)又はそのもの、胎児

五、原爆投下のとき長崎市のうち木場町、鳴滝町、西山町一、二、三、四丁目、上西山町、片淵町一、二、三丁目、夫婦川町、桜馬場町、中川町、新中川町、伊良林町一丁目、寺町、八幡町、紙屋町、麴屋町、新橋町、磨屋町、銀屋町、東古川町、西古川町、本古川町、新大工町、伊勢町、出来大工町、大井手町、今博多町、古町、桶屋町、紺屋町、今魚町、本大工町、酒屋町、袋町、本紺屋町、材木町、築町、今下町、本下町、万才町、大村町、平戸町、外浦町、江戸町、樺島町、玉江町、元船町一、二、三、四、五丁目、五島町、本博多町、新町、本興善町、興善町、金屋町、堀町、舟津町、豊後町、引地町、立山町、舟藏町、炉粕町、東中町、尾上町、上筑後町、下筑後町、西上町、西中町、大黒町、台場町、西坂町、瀬崎町、御舟藏町、御舟町、八千代町、尾上町、高砂町、平戸小屋町、丸尾町、稻佐町一、二、三丁目、旭町一、二丁目、本原町三丁目、城山町の一部、江原町の一部、西北町の一部、住吉町の一部、本原町三丁目の一部、昭和町の一部、東北郷の一部、家野郷の一部、西郷の一部、長与村高田郷の一部にあつた者

被爆者手帳のとりかたについて

会員のみなさまのなかで、前頁に該当する方で、まだ被爆者手帳を取得しておられない方に、市では原爆対策課、町村では役場を通じて県から、「被爆者健康手帳交付申請書」という用紙をもって記入のうえ被爆した事実を証明出来る書類をそろえて提出します。

被爆した事実を証明する書類は次のようなものです。

- (1) 当時の罹災証明書、あるいは公の機関が発行した証明書。
- (2) または、当時の書簡(手紙)写真等の記録書類。
- (3) または、当時の市長村長の証明書。
- (4) または、第三者(三親等被の親族を除く)二人以上の証明書。
- (5) または、本人以外の証明書、または本人が当時の状況を記載した申述書および誓約書。

現状では一、二、三項までの公的証明がなければ交付を受ける事は困難となっています。

尚お証明人は公正でなければなりません。

●知っておきたいこと

緊急又は止むをえない理由で特別被爆者が、指定医療機関、被爆者一般疾病医療機関でないところで診療をした場合は、領収書及び診療明細書をそえて都道府県知事を経て、厚生大臣に請求することが出来ます。

これは旅行中であるとか、盲腸のために緊急に治療する必要がある場合等があります。

お 願 い

最近特別措置法の制定等、被爆者の援護活動が前進したため、被爆者手帳交付申請が増加しているように思われますが、絶対に虚偽の申請をしないように、これは私達被爆者団体が行っている被爆者援護法制定の運動にブレーキをかけること、となりますのでその点誤りのないように注意して下さい。

しかし真実に被爆された方は、どこどこまでも県、市当局に申出られて一日も早く手帳を交付して戴くようにして下さい。

なおこの点について私達の会では、お困りの方について御相談にあづかり、出来る限り努力致したいと思っております。

●新しい法律御存知ですか!

懸案であった、恩給法の特例(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律)が昭和四十四年十月一日より施行されます。

(解説)

昭和十六年十二月八日以後に、国家総動員法によって学徒報国隊、女子挺身隊、徴用工になったものが、その勤務に関連する疾病、負傷により死亡したものに對して、特例遺族給与金を支給するという制度である。

考えてみますと、あの戦争中に、幻い身体に、重労働を強いられて、食糧事情の悪いときに、食べるものも食わず、軍需工場に働らかされた、学徒動員、女子挺身隊、また馴れない職場にやられて、働らかされた徴用工が、その動員中に疾病で倒れたり又戦争終結後今日まで、その疾病がもとで亡くなられたその遺族に遺族給与金が支給されるものです。

この法律に該当するものは、長崎県には千式百名程度いるものと思しますので、その遺族の人は本会の事務所にお出下さい。

なお、病気の主なものは結核、精神病、原爆症などがあります。

●被爆者手帳友の会会則

- 第一条 本会を被爆者手帳友の会と呼び事務所を長崎市坂本町八の二九(深堀ビル)におきます。
- 第二条 本会は左の事業を行います。
 1. 被爆者援護法の制定を推進します。
 2. 被爆者の相互扶助・親睦を図り明るい市民生活を送ることを促進します。
 3. 被爆者の社会的・経済的地位の確立に努力します。
- 第三条 本会はつぎのもので会長の承認によって会員となったもので構成します。
 1. 被爆者手帳をもっている人
 2. 原爆により肉身を死亡させた人
 3. 本会の趣旨に賛同し本会に献身的な奉仕をする人本会に入会するものは入会申込書を提出します。
会長は不適当と思われる人に入会を拒否することが出来ます。
本会会員で会の名誉を傷つけ、又は不適当と思われる場合は理事会にはかり除名します。
- 第四条 本会に左の役員をおきます。
会長一名、副会長四名、監事二名、事務局長、会計各一名、理事若干名
「理事長一名」
- 第五条 役員は左の方法により選出します。
 1. 会長、副会長、監事は総会で選任します。
 2. 事務局長、会計、理事「理事長」は会長の指名によります。
 3. 役員任期は二年とし再任を妨げません。
- 第六条 本会に左の決議機関をおきます。
 1. 総会を年一回招集し、最高の決議機関であつて予算、事業報告、役員、会則の議決を致します。ただし、代表者大会をもって総会にかえることが出来ます。
 2. 理事会は総会につく決議機関です。
 3. 総会、代表者大会、理事会は出席者の過半数をもって議決します。
- 第七条 本会には必要な地域に支部を作ることが出来ます。
 1. 支部規約は本部会則に準じます。
 2. 本会の収入は左の方法によります。
 3. 会費は年額式百円とします。
- 第八条 本会の趣旨に賛同する人より寄付金を受くることが出来ます。
県・市等公共団体より助成金を受くることが出来ます。
- 第九条 本会の会計年度は、毎年六月一日に始まり翌年五月三十一日で終了します。
- 第十条 本会則は昭和四十二年六月十八日より発効し、総会の議決をもって改正します。

●被爆者相談室

会では次のことについて、皆さまの相談相手として、出来るだけ問題解決に努力しておりますので、御利用下さい。

なお、事務所にお出でのときは、長崎市においては、地区に任んでおられる理事、市外においては支部長の紹介状を持参して下さい。又前日に電話で御連絡下されば幸いです。

記

- 一、被爆者手帳問題
- 二、原爆死没者の弔慰金・遺族給与金・特別弔慰金の諸問題(公務の場合に限る)
- 三、被害者の障害給与金の諸問題(公務の場合に限る)
- 四、原爆病院・原爆被災者福祉会館及び被爆者温泉センター等における諸問題

●組織の強化について

事務局

本会は皆様の強力なバックアップによって本年度に入ってから会員の増加が著しいものがあります。

会員数はすでに二万八千名にも達していると思われれます。然し乍ら入会後本会との連携不十分等のために会員自身で会の動きがどうなっているのか解らないという向きもあちこちにありまして、会費の徴収も徹底していない面があります。

これは組織が十分でなく個人個人の活動に頼っている結果、このような不都合が出て来ると考えられるので組織を整備強化する事が緊要であろうと判断されます。

従って特に長崎市内の再編成を行って各学校区に支部を各町内毎に一名の責任者(理事)を選任して運営に協力して貰うこととしたいと思ひます。

目下其の方向で進めています。郡部関係も同じような組織で強化していただき度いと考へております。

特別措置法 の あらまし

1. 手当の種類等

手当の種類	金額	対象者	所得制限
特別手当	月額 10,000円 ◎又は 5,000円	①負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定をうけた者（認定患者） ②現に①の認定をうけた負傷者又は疾病の状態にある人	あなたや、あなたの配偶者及びあなたの生活をみている方（父、母、子、孫、兄弟、姉妹）のうち年間29,200円をこえる所得税を納めている場合は支給をうけられません。
健康管理手当	月額 3,000円	①特別被爆者 ②造血機能障害その他 厚生大臣の定める病気にかかっている人 ③次のいずれかにあたる人 1 65才以上 2 身体上の障害のある人 3 母子世帯等の世帯主	ただし特別手当は29,200円をこえ、37,000円までは、5,000円 37,000円をこえた場合は支給を受けられません。
医療手当	月額 5,000円 又は 3,000円	認定患者で現に医療をうけている人	
介護手当	介護を受けた日数が10日未満の場合は 5,000円 20日未満の場合は 7,500円 20日以上は月額10,000円	①特別被爆者 ②精神上又は身体上の障害によって介護を受けている人 ③介護の費用を支払っている人	

2. 健康管理手当をうけられる人は、下記のとおり厚生大臣の定める病気にかかっている人です。

障 害 名	厚生大臣の定める病気
1 造血機能障害	1 貧血症 2 白血球増多症 白血球減少症 3 白血病 4 出血性素因 5 その他
2 肝機能障害	慢性肝障害 その他
3 細胞増殖機能障害	悪性新生物（癌）
4 内分泌腺機能障害	1 糖尿病等の膵臓内分泌機能異常 2 著しい月経異常、不妊症等卵巣機能異常 3 無精子症、乏精子等の睪丸機能異常 4 甲状腺機能異常
5 脳血管障害	1 脳出血 2 蜘蛛膜下出血
6 循環器機能障害	1 高血圧性心疾患 2 動脈硬化性心疾患
7 腎臓機能障害	1 慢性腎炎 2 ネフローゼ
◎8 水晶体混濁による視機能障害 (S44.4.1追加)	1 水晶体後極部被膜内面に位して色閃光を呈する限極性混濁 2 水晶体後極部の前方近くに位置する点状又は塊状の混濁

3. 各種手当申請手続一覧

手当の種類	必要書類など	診断機関
特別手当	(1) 申請書 (2) 診断書	→指定医療機関
健康管理手当	<p>共通のもの</p> <p>(1) 世帯全員の住民票写し(市町村役場で)</p> <p>(2) 申請者、配偶者、生計を維持する扶養義務者の前年分(前々年分)の所得税額確認書(市町村役場で)又は所得税額証明書(税務所で)</p> <p>(1) 申請書 (2) 診断書(疾病用) (3) 身体障害者の場合 診断書(身体上の障害用) (4) 母子世帯の母などの場合 ア、申請者の戸籍の謄本又は抄本 イ、申請者が扶養する子、孫又は弟妹の戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し ウ、申請者と、その扶養する子、孫又は弟妹との身分関係を明らかとする戸籍謄本若しくは抄本又は住民票の写し エ、申請者が子、孫又は弟妹を扶養することを証する書類(民生委員の発行するもの) オ、配偶者が生死不明であること、配偶者に遺棄されていること、配偶者が拘禁されている等の場合は、その証明書 カ、配偶者が廃疾の状態にある場合はその診断書 キ、18才以上、20才未満の子孫又は弟妹が廃疾の状態にある場合は、その診断書</p>	<p>→被爆者一般疾病医療機関</p> <p>→被爆者一般疾病医療機関又は一般病院、診療所</p> <p>被爆者一般疾病医療機関又は一般病院、診療所</p>
医療手当	(1) 申請書 (2) 認定医療証明書	→指定医療機関
介護手当	(1) 申請書 (2) 診断書 (3) 介護料の支払を証する書類(領収書)	→被爆者一般疾病医療機関

1. 申請書、診断書は市町村役場にあります。
2. 所得税額確認書には給与所得者は源泉徴収証明書を添付して下さい。
3. 健康管理手当の場合、国民年金(母子年金、障害年金など)あるいは児童扶養手当の証書を提出すれば手続が簡単になります。

4. 各手当の支給開始等

(1)

- (ア) 特別手当……………申請した月の翌月から
- (イ) 健康管理手当……………申請した月の翌月から
- (ウ) 医療手当……………医療をうけた月から
- (エ) 介護手当……………介護をうけた月から

5. 特別措置法の改正点

◎(イ) 葬 祭 料……………特別被爆者が死亡した場合は1万円を支給する

(昭和44年4月1日実施)

◎(ロ) 公費負担免除……………社会保険をもっている特別被爆者は従来初診料 200円、入院費の一部負担金(入院30日1日60円を支払う)、これが免除される
尚(ロ)の項の取扱いは本人が病院へ支払ってその領収証及び診療明細書を添えて知事宛に提出して払い戻しを受けることとなっています

◎印は昭和44年度より施行された法律

現行法の改善にも努力

事務局長 鈴木 美 秀

原爆被爆者に対しては原爆医療法、原子爆弾被爆者に対する特別措置法の二つの法律が制定されているが、この二つの法律は御存じのように社会保障の立て前となっているためにいろ／＼な制限が付けられています。

吾々は社会保障で救援される事を望んでいるのではなく、飽く迄国家の賠償を要求しているものであります。

然しながら被爆者は老令化し刻々に生命を奪われている事実を直視するとき、国家賠償をかちとることに時日をかけて現実に不幸な人々の救援をおろそかには出来ない事、現時点において苦しんでいる被爆者を僅かでも救う事も又緊要なことであります。

従って遠大の目標は援護法の制定におくとしても現行法の改善によって救われ得る最大のものをかちとる事も緊急な措置であると考えます。

吾々はこの点にも目を配り、原爆医療法においては全被爆者の医療を負担して貰うようにというような事、特別措置法においては全被爆者に健康管理手当を制限なしに支給して貰うような事等の改善を推し進めて行く必要がある事を痛感している次第であります。

会報の発刊によせて

長崎県知事 久保 勘 一

本年は原爆被爆二十五周年に当たります。

長い年月ではございましたが、国の被爆者対策も年とともに充実してまいりましたことは、まことよろこばしいこととさせていただきます。

しかしながら、世の中の繁栄をよそに、いまなお原爆の影響により苦しい生活を余儀なくされている方々に思いをいたしますとき、被爆者対策がなお解決しなければならぬ多くの問題を残していることを痛感せざるを得ません。

このことは、さきの国会における衆参両院の「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」にも、具体的に見られるところでございます。

県といたしましては、各種の見舞金、就職支度金、技能修得促進費、入退院交通費の支給等、独自の援護事業を実施いたしますとともに、国の施策の拡充強化について、長崎市をはじめ、広島県、広島市とともに「広島、長崎原爆被爆者援護対策促進協議会」を設け、国会並びに政府に強い働きかけを行なって参りました。

本年は特に被爆二十五周年でもあり、次の事項の実現について

積極的な努力を重ねて参りたいと存じます。

○ 原子爆弾被爆者対策審議会の設置

○ 被爆者健康管理及び医療制度の充実強化

○ 被爆者保養、保護施設の充実

○ 被爆者援護措置の拡充

○ 障害補償その他被爆にもなう補償制度の確立

○ 放射能医学研究機関の拡充

○ 原爆被爆者の実態調査等

以上のうち、特に原爆被爆者対策審議会の設置については、これが被爆者対策の根本的改善を促進する基盤となるものと考えますので、この問題の解決に努力の重点をおき、これに加えて、生活面の援護を拡充強化するため、現行の原爆特別措置法に基づく特別手当、健康管理手当、医療手当、介護手当等の支給事業の改善について、力を注いで参りたいと存じます。

私共は常にめぐまれない方々に暖い手を差しのべ、しあわせを分かちあう努力を怠ってはなりません。

どうか、会長さんを中心として、会員が互いにたすけあい、なぐさめあって、現在までに築かれた成果の上にさらに歩を進められ、目的の実現にご努力下さるようご期待申し上げます。ご挨拶いたします。

被爆者救援運動とその成果

長崎県被爆者手帳友の会

長崎市坂本町八一二九 電④九二六三

私達被爆者手帳友の会は被爆者（爆死者、生存者を含めて）の救援運動を真剣に取り組み組織として昭和四十二年に発足して今日まで四ヶ年精力的に活動して来ました。被爆者の組織としては私達友の会の外にも一、二あったが、それは被爆者の真の声が十分に盛り上げるまでには至っていません。私達友の会は被爆者の救援運動に全力を挙げて活動を始めたのであります。

そのためには、次の主な項目をかゝりて烈しく政府、国会に陳情を繰り返しました。

主な項目とは、

- (1) 原爆爆死者に弔慰金を支給せよ
- (2) 家、家財焼失者に見舞金を支給せよ
- (3) 全被爆者に健康管理手当を支給せよ
- (4) 近距離被爆者（2km以内での直接被爆者）に特別手当を支給せよ
- (5) 原爆被害者に障害手当を支給せよ
- (6) 被爆者健康手帳の区別をなくし特別手帳一本とせよ
- (7) 被爆による生活困窮者には生活を保証せよ
- (8) 被爆二世に対しても健康管理の措置を確立せよ等々であります。

被爆者に対する国の施策は、被爆者の状況等にかんがみて当時の情勢から、昭和三十二年に原爆被爆者に対する医療法が制定されて、被爆者健康手帳制度が実施され、昭和三十五年に特別手帳制度が制定されたのであります。

この国の施策以外には何等見るべき施策がなかったので、私達は右にかゝる項目を主眼として政府、国会に猛運動を行ったのであります。

その結果昭和四十三年十月に被爆者特別措置法を制定させる事に成功し、各種の手当が支給されることになりました。

その内容は

- (イ) 特別手当（月額 一〇、〇〇〇円）
これは認定患者として厚生省が認定した人に支給する。
認定患者とは原爆の影響が明らかであると医師が認めた者で認定申請をし厚生省の審査をパスしたものであります。
- (ロ) 健康管理手当（月額 三、〇〇〇円）
これは特別被爆者で満六十五才以上の者で厚生省の指定する七つの障害名に該当する病気がある人に支給するというのであります。
- (ハ) 医療手当（月額 五、〇〇〇円）
これは認定患者で現に医療を受けている人に支給するというのであります。

但しこの手当は通院三日以上のとき五、〇〇〇円、二日以内は三、〇〇〇円となっています。

(ニ) 介護手当（月額 三〇〇円で介護を受けた日数分）
これは特別被爆者で病気又は身体の障害のために介護を受けている人に支給するものであります。

但し家族の介護は該当しない。

以上の内容の法律が制定されたのであります。これ等の手当にはいろいろな制限がついていて、所得税を年額一七、二〇〇円以上納める収入が本人又は扶養義務者にあるときは支給されません。

(ロ)項の健康管理手当は満六十五才以上ではないが身体上の障害（一級又は二級程度）がある者又は母子家庭の世帯主には年令制限はありません。

このような法律でありまして、この法律はいろいろ不合理があり特に制限がきびしすぎるもので私達の要求とは程遠く然も内容が不満でありますので、引続き(1)から(8)までの項目の全面実現と諸手当の制限の撤廃を強く迫ると共に手当の金額も大巾に引上げる事を陳情しました。即ち年令制限、所得制限、それに病気の限定を撤廃せよと強く要求しました。

その結果昭和四十四年度から実施されましたのは特別手当で所得税額が年額一七、〇〇〇円をこえる人でも年額二一、七〇〇円までの人には月額五、〇〇〇円を支給するという事になりました。又特別被爆者が死亡したときは、葬祭料一〇、〇〇〇円を支給する。厚生省指定の疾病の中に原爆白内症を追加するという成果を獲得しました。

昭和四十四年度は七回に亘って延五十一名を上京させて国会、政府への陳情を行いました。

そして所得制限を一七、二〇〇円から二九、二〇〇円に引上げる。介護手当の月額制を月額制に改める。特別手当月額五、〇〇〇円を所得税額三七、〇〇〇円までの人には支給するという成果を収めました。諸制限の撤廃はついに実現せず、政府の壁の厚さをひとしお感じさせられたものでした。

昭和四十五年度は過去の成果と経験の上に立ってより効果的な運動を行うに十分な検討を加えて被爆者援護の眼目となる被爆者援護法を制定させるべく最重点として悲願達成を図ることとしました。

陳情活動におきましては第一波から第七波まで延四十一名を上京させたのであります。第一波五月には国会に対して援護法制定のため、審議会を作って貰うための請願書を提出し、七月には県市に対して同主旨の請願を行い、第五波では国の予算獲得のために強力な陳情を行って既に皆様御承知の通り健康管理手当の年令を満六十才に引下げる。長崎市の特別被爆者地区を拡大する。長崎に被爆者ガンセンターを建設する。その他の成果をかちとりました。

その間国会には自民党議員で原爆問題懇談会が発足し、社会党は独自で被爆者援護法を作って国会に野党三党の共同提案として提出したのでした。

一方八月九日の原爆祈念日に前後して行なわれた被爆者全国行脚にも友の会から一人代表を派遣して参加させ全国にアピールを行いました。国会議員（県一区選出）との懇談会や県市担当者との打合せ会を行い、被爆者三団体との協調をより深めることに努力して参りました。

四十五年度は前記の通りかなりの成果を上げることが出来ました。私達は医療法や特別措置法のような社会保障法では決して満足するものではありません。飽くまで国家の賠償としての諸施策を樹立して貰うまでは倒れても頑張らねばならないと覚悟しています。従って本年度は被爆者援護法制定を何としても実現させるために強力な運動を県、市、被爆者団体が共同歩調でガッチリ推進して行くことに致します。

被爆者救援運動もいよいよ時期は熟して来たと考えられます。

一日も早く吾々の要求を実現させましょう。そのためには大きな団体圧力が必要な事は皆様御承知の通りです。誰かがやるだろうではとても駄目です。みんなが一丸となることです。

是非皆様の御支援をお願いします。

会費は運動の源泉です、みんなで完納して下さい。又、まだ入会していない方は即刻御入会下さい。

会員の皆様から推めて下さるようお願い致します。

昭和四十六年度

支部代表者大会資料

発行人 長崎市坂本町八一二九

電話 ④ 九二六三番

長崎県被爆者手帳友の会

とき 昭和四十六年九月二十六日

ところ 長崎市平野町 宝来軒

被爆者援護法は強力な押しで

長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀 勝一

被爆者援護運動にたちあがって四ヶ年わずかながら成果は現われています。

現行二つの法律(原爆医療法、特別措置法)の改善に見る通り運動すれば必ず道は開けるのであります。黙っていても政府が被爆者の施策は講じてくれる等と考えるのは余りにも甘い考え方といわねばなりません。決して国や政府は被爆者に暖かい手をさしませようとはしていません。

二十五年間放置されていた事を考えるとほつきりする筈であります。

吾々の運動がいろ／＼な方面を動かしているのがあります。県、市もこのところ強力な運動をしていただいています。その運動の中で吾々の意見がとり入れられているのであってこのような県、市の援助も吾々の運動が強力なものであるからであります。昨年末の陳情で大きな成果を収めた事は既に新聞その他で御承知の通りであります。又国会には野党三党共同提案で被爆者援護法が提案されたし自民党国会議員で原爆問題懇談会が発足しました。これは吾々の運動が大きく前進するまえぶれと考えてよいのではないでしょうか。

野党提案の援護法の骨子から或は今回の法改正によって被爆生存者の対策は益々改善されるであります。然し爆死者、家財焼失者の問題は仲々実現しそうにありません。吾々はこれをこそ強力な運動でかちとらねばなりません。そのためにはこの二つを主眼として被爆者援護法を立法化させねばならないと思えます。

この援護法は国、政府の壁が厚く容易に実現出来るとは考えていないが吾々は強力な押しで実現を期すつもりです。この強力な押しは全被爆者の団結であり、全国被爆者団体の統一した要求活動であります。

本年度はこうした観点に立って全国的規模で被爆者援護運動を推進したいと思えます。

昭和四十六年度の運動方針(案)

一、運動の重点項目

(一) 新しく法制定を要求するもの

(1) 被爆者援護法の早期制定

(注) その骨子として

- ① 原爆傷害者に障害手当を支給する
- ② 爆死者に対して弔慰金を支給する
- ③ 被爆困窮者の生活を保証する
- ④ 家、家財焼失者に見舞金を支給する

(二) 現行法の改正を要求するもの

(1) 原爆医療法について

- ① 被爆者全員(胎児を含む)に特別手帳を交付する
- ② 被爆二世に一般手帳を交付しその健康管理及び放射能影響の調査を行うこと
- ③ 特別手帳所持者の国保税及び健保税を免除すること
- ④ 国内全医師が被爆者手帳による医療を行うようにすること

(2) 特別措置法について

- ① 近距離被爆者(2軒以内の直接被爆者)を特別手当支給対象者とする
- ② 各種手当の諸制限を撤廃すること
- ③ 全被爆者に健康管理手当を支給すること
- ④ 葬祭料を被爆時に遡つて支給すること

(三) 被爆者諸施設の改善を要求するもの

(1) 原爆病院関係

① ベッドの増床を図ること

② ガンセンターの早期実現を図ること

(2) 恵ヶ丘養護ホーム関係

① 収容人員の増員のため拡張すること

② 養護ホームへの交通機関(バス運行)の実現を図ること

(3) 小浜温泉保養所(大和荘)について

① 収容人員増員のため拡張すること

② エレベーターの設置を実現すること

(四) 県、市に対して被爆者行政の改善を要求するもの

(1) 県独自の援護措置の内容を充実強化すること

(2) 長崎市以外に在在する遺族に対して原爆殉難者慰霊祭に知事名での案内状を発送すること

(3) 被爆者行政の円滑を期するため県に担当の課又は室を設けること

(4) 被爆者行政の強化充実を町村段階まで指導すること

(5) 市は被爆地複元事業の早期完成のため強力に推進すること

(五) 組織整備について

(1) 全日本的な被爆者団体の意志統一を図るため広島、長崎が主導権を持つて東京、大阪、福岡、山口等と呼びかけて懇話会を作ること

(2) 県内未組織地区の組織作りをする

(3) 長崎市内の組織編成替えを行い学校区単位の支部結成を促進する

二、国会請願を次の予定で行う

第一波 七月初、中旬(五泊六日) 十五名

第二波 九月中旬 (〃) 五名

第三波	十月中旬	(五泊六日)	五名
第四波	十一月中旬	(〃)	五名
第五波	十二月初旬	(〃)	二十五名
第六波	十二月下旬	(〃)	五名
第七波	適時	(〃)	五名
(計)			六十五名

以上は情勢に応じて変更することがある。

国会請願に当っては出来るだけ県、市と共同歩調をとることとし、独自に行動する場合でも事前に調整しておくこととする。

三、県、市の強力な援助を要請する

昨年七月県、市に対する請願書を提出して採択されているのでこの事実に基づいて県、市議会の活発な活動を要請して被爆者援護運動のバックアップをお願いして行く

四、国会議員団との懇談会

上京陳情も重要であるが県選出国會議員団との懇談会を行って被爆県の国会議員がもっとく働いて貰うため議員団の帰崎を機会に招請して懇談会を開催する

五、県、市担当者との懇談会

国会請願その他被爆者対策の推進並びに事務的な話合いのため懇談会を開催する

六、組織強化の件

運動の成果は被爆者全員がたち上ることである。軍人軍属には法律があったにも拘らず莫大な資金で運動しているのだから、新しく法律を作って貰うのには黙ってはいない出来ぬ筈がない。僅かながらでも手当が支給されるようになったのも運動したか

らである。
然も組織で立ち上っているのは高令者である。何故もっと若、壮年層が関心を持ってたち上って貰えないのかという事も検討してピーアールに努力したい。

御健勝をお祈り申し上げます

昭和46年9月26日

衆議院議員 倉成 正	衆議院議員 白浜 仁吉	参議院議員 田口 長治郎	衆議院議員 中村 重光	衆議院議員 西岡 武夫	参議院議員 初村 滝一郎	長崎県知事 久保 勘一	長崎市長 諸谷 義武
---------------	----------------	-----------------	----------------	----------------	-----------------	----------------	---------------

(アイウエオ順)

本会の主な行動

△地域集会の部

昭和四十五年

六月二日	西海支部地域集會	於 黒口公民館
六月七日	島原市支部	於 島原 荘
六月十日	長与支部	於 中央公民館
七月十五日	西海郷支部	於 西海郷集會所
七月十四日	上五島支部	於 母子福祉センター
七月十五日	若松支部	於 公民館
七月十六日	奈留支部	於 公民館
七月十九日	富江支部	於 老人センター
七月十九日	土井ノ首支部	於 土井ノ首小体育館
七月二十七日	岐宿支部	於 公民館
九月十五日	磨屋校区	於 磨屋小体育館
九月十六日	上長崎校区	於 片淵中体育館
九月二十日	伊良林校区	於 伊良林小体育館
九月二十四日	琴海支部	於 長浦公民館
十月十四日	千々石支部	於 公民館
十月二十日	勝山校区	於 勝山小学校
十月二十一日	北大浦校区上地区	於 公民館
十月二十三日	〃 下地区	於 公民館
十月二十五日	佐世保支部	於 産業會館
十月二十六日	新興善校区	於 新興善小体育館
十月三十日	野母崎支部	於 中央公民館
十一月四日	仁田校区	於 広 濟 寺
十一月四日	時津支部役員會	於 みね 食堂
十一月六日	愛宕校区 集會	於 白木公民館
十一月九日	佐古校区	於 丸山町消防格納庫
十一月十四日	西彼支部	於 大串公民館
十一月十四日	高浜地区	於 高浜公民館
十一月十五日	樺島地区	於 新町公民館
十一月二十八日	南大浦校区	於 北大浦下町公民館

昭和四十六年

十二月五日	愛野支部 集會	於 有明公民館
十二月六日	平戸支部	於 農協會館
十二月十日	三和支部	於 町役場會議室
十二月十三日	古賀支部	於 福 瑞 寺
十二月十三日	西彼地区連合會	於 原爆福祉會館
一月二十四日	伊王島支部集會	於 舟津消防団詰所
一月二十四日	長与大越地区	於 公民館
一月三十日	長与日当野地区	於 公民館
一月三十一日	多良見東部支部	於 山龍旅館
二月七日	時津浜田地区	於 公民館
二月七日	長与横平地区	於 公民館
二月十四日	外海黒崎地区	於 黒崎支所
二月十四日	長与高田越地区	於 公民館
二月二十日	茂木宮摺地区	於 公民館
二月二十一日	長与池山地区	於 公民館
二月二十一日	時津支部役員會	於 満月食堂
二月二十一日	北高小江地区集會	於 一里松公民館
三月五日	山里地区	於 本原一丁目公民館
三月七日	長与南田川内地区	於 久道氏宅
三月十二日	茂木河平地区	於 西部公民館
三月二十三日	諫早支部	於 中央公民館
三月二十七日	小浜支部	於 農協會議室
四月二日	長与百合野地区	於 公民館
四月四日	長与斎藤地区	於 公民館
四月六日	伊良林支部役員會	於 少年センター
四月十四日	茂木大崎地区集會	於 大崎集會所
四月十五日	森山支部	於 釜の鼻公民館
四月十八日	長与塩床地区	於 公民館
四月二十七日	長与東、下高田地区	於 公民館
四月二十九日	千々石支部	於 新公民館
四月三十日	小長井支部	於 公民館
五月三日	島原支部	於 二の丸島原荘

五月九日 長与西高田地区集会
 於公民館
 五月十五日 富江支部
 於町民センター
 五月十九日 大島崎戸
 於公民館

△行事の部

昭和四十五年

六月十三日 第二次陳情団出発 特急さくら
 於事務所
 六月二十八日 執行部会 於社会福祉会館
 六月二十八日 市内理事会 於事務所
 七月十日 執行部会 於事務所
 七月二十四日 キャラバン隊出発 岳本静子参加
 七月二十九日 被爆者代表懇談会 山田昌介氏出席
 八月十九日 国会議員との懇談会 於青雲閣
 九月十三日 執行部会 於事務所
 九月十九日 昭和四十五年度大会 於宝来軒
 十月八日 淡路島参列団出発 於祈念像前
 十月十一日 第三次陳情団出発 特急さくら
 於事務所
 十月十七日 選対委員会 於福祉会館
 十一月三日 動員学徒役員会 於自治会館
 十一月七日 動員学徒総会 特急さくら
 十一月十一日 第四次陳情団出発 於原爆福祉会館
 十一月二十五日 県、市事務打合せ会 於県庁知事室
 十二月二日 知事面会 特急はやぶさ
 第五次陳情団出発
 昭和四十六年
 一月二十日 宮原事務局長歓迎会 於宝来軒
 二月六日 第六次陳情団出発 特急さくら
 三月八日 第七次 特急さくら
 三月二十一日 天茶供養参列 於祈念像前

◎知っておきたいこと

緊急又は止むをえない理由で特別被爆者が、指定医療機関、被爆者一般疾病医療機関でないところで診療をした場合は、領収書及び診療明細書をそえて都道府県知事を経て、厚生大臣に請求することが出来ます。

これは旅行中であるとか、盲腸のために緊急に治療する必要がある場合等であります。

◎新しい法律御存知ですか！

懸案であった、援護法の特例が昭和四十四年十月一日より施行されています。

(解説)

昭和十六年十二月八日以後に、国家総動員法によって学徒報国隊、女子挺身隊、徴用工になったものが、その勤務に関連する疾病、負傷により死亡したものに對して、遺族給与金を支給するという制度であります。

考えてみますと、あの戦争中に、幼い身体に、重労働を強いられて、食糧事情の悪いときに、食べるものも食わず、軍需工場に働らかされた、学徒動員、女子挺身隊、また馴れない職場にやられて、働らかされた徴用工が、その動員中に疾病で倒れたり又戦争終結後今日まで、その疾病がもとで亡くなられたその遺族に遺族給与金が支給されるものです。

この法律に該当するものは、長崎県には千弍百名程度いるものと思えますので、その遺族の人は本会の事務所にお出で下さい。なほ、病気の主なものは結核、精神病、原爆症などがあります。

昭和45年度決算書 (自昭和45年6月1日
至昭和46年5月31日)

収入の部			支出の部		
費目	金額	摘要	費目	金額	摘要
繰越金	885,925	前年度から	人件費	591,228	行動費及職員給与
会費	1,861,600	45年度に徴収済み	国会請願費	651,205	友の会負担分
助成金	700,000	県、市助成金	普通旅費	275,110	地域集会旅費
寄附金	319,527	篤志寄附その他	通信費	131,865	郵便料、電話料
雑収入	17,648	預金利子等	消耗品費	13,440	事務用品費
仮受金	6,000	土井首支部基金	印刷費	254,050	資料印刷費
			会議費	307,152	地域集会・代表者会等
			支部還元費	414,700	支部運営費
			雑費	212,491	弔慰金その他
			仮払金	246,000	バツヂ代立替
			備品費	102,363	事務用備品費
			次年度運用費	591,096	預金及び現金
合計	3,790,700		合計	3,790,700	

監査の結果上記の通り相違ありません

監事 梅山三郎 ㊟
" 山口一之 ㊟

昭和46年度予算書 (自昭和46年6月1日
至昭和47年5月31日)

収入の部			支出の部		
費目	金額	摘要	費目	金額	摘要
年度当初運用費	591,096	前年度から	人件費	600,000	行動費及職員給与
会費	2,600,000	200×13,000世帯	国会請願費	1,625,000	¥25,000×65
助成費	850,000	{ 県 500,000	普通旅費	250,000	地域集会旅費
寄附金	200,000	{ 市 300,000	通信費	150,000	郵便料、電話料
雑収入	266,000	{ その他 50,000	消耗品費	10,000	事務用品代
		篤志寄附	印刷費	300,000	資料印刷費
		{ 預金利子及び	会議費	200,000	地域集会・代表者会等
		{ バツヂ代立替金等	支部還元金	500,000	支部運営費
			雑費	56,000	{ 雑支出及び、土井
			予備費	816,096	{ 首支部基金返還金
合計	4,507,096		合計	4,507,096	次年度運用費

●被爆者手帳友の会会則

- 第一条 本会被爆者手帳友の会と呼び事務所を長崎市坂本町八の二九におきます
- 第二条 本会は左の事業を行います
 1. 被爆者援護法の制定を推進します
 2. 被爆者の相互扶助・親睦を図り明るい市民生活を送ることを促進します
 3. 被爆者の社会的・経済的地位の確立に努力します
- 第三条 本会はつぎのもので会長の承認によって会員となったもので構成します
 1. 被爆者手帳をもっている人
 2. 原爆により肉身を死亡させた人
 3. 本会の趣旨に賛同し本会に献身的な奉仕をする人
- 第四条 本会に入会するものは入会申込書を提出します
会長は不適当と思われる人に入会を拒否することが出来ます
本会会員で会の名譽を傷つけ、又は不適当と思われる場合は理事会にはかり除名します
- 第五条 本会に左の役員をおきます
会長一名、副会長四名、監事二名、事務局長、会計各一名、理事若干名
「理事長一名」、常務理事一名
役員は左の方法により選出します
 1. 会長、副会長、監事は総会で選出します
 2. 事務局長、会計、理事、「理事長」、常務理事は会長の指名によります
 3. 役員の任期は二年とし再任を妨げません
- 第六条 本会に左の決議機関をおきます
総会は年一回招集し、最高の決議機関であつて予算、事業報告、役員、会則の議決を致します。ただし、代表者大会をもつて総会にかえることが出来ます
- 第七条 理事会は総会につぐ決議機関です
総会、代表者大会、理事会は出席者の過半数をもつて議決します
本会には必要な地域に支部を作ることが出来ます
- 第八条 支部規約は本部会則に準じます
本会の収入は左の方法によります
会費は年額貳百円とします
- 第九条 本会の趣旨に賛同する人より寄付金を受けることが出来ます
県・市等公共団体より助成金を受けることが出来ます
- 第十条 本会の会計年度は、毎年六月一日に始まり翌年五月三十一日で終ります
本会則は昭和四十二年六月十八日より発効し、総会の議決をもつて改正します

●被爆者相談室

会では次のことについて、皆さまの相談相手として、出来るだけ問題解決に努力しておりますので、御利用下さい。

なお、事務所にお出での際は、長崎市においては、地区に住んでおられる理事、市外においては支部長の紹介状を持参して下さい。又前日に電話で御連絡下されれば幸いです。

記

- 一、被爆者手帳問題
- 二、原爆死没者の弔慰金・遺族給与金・弔慰金の諸問題（公務の場合に限る）
- 三、傷害者の障害給与金の諸問題（公務の場合に限る）
- 四、原爆病院・原爆被災者福祉社会館及び被爆者温泉保養所等における諸問題

●組織の強化について

事務局

被爆者援護運動は徐々に成果を収めてはいるがまだ序の口という所である。

県、市当局の絶大な援助があるにも拘らず遅々として進まないこの難事業を達成するには全国的規模で運動すべきだとの助言もあつている。

吾々会としても助言を待つまでもなく痛感している所である。この点については会長もいろ／＼配慮を巡らしておられる。

ただ全国的規模をという前に足元を見つめるとき何故もつと組織が強化出来ないのだらうかと歎かざるを得ない。

会として運動にたち上っている方々は既に高令者ばかりといつて良い、若、壮年層には被爆者はいないのかと考えさせられる。

試みに高令者がこの難事業に取り組んで完成出来たとしてその恩恵に浴するのは何年間あるだらうか。

吾々の運動が全面的に効果を挙げた後で恩恵を一〇〇パーセント受けるのは現在の若、壮年層の人々である。

であるとすれば若、壮年層の人こそ先頭に立って運動して貰いたいものである。

特別措置法のあらまし

1. 手当の種類等

手当の種類	金額	対象者	所得制限
特別手当	月額 10,000円 ◎又は 5,000円	①負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定をうけた者（認定患者） ②現に①の認定をうけた負傷者又は疾病の状態にある人	あなたや、あなたの配偶者及びあなたの生活をみている方（父、母、子、孫、兄弟、姉妹）のうち年間 25,200 ^{25,500} 円をこえる所得税を納めている場合は支給をうけられません。
健康管理手当	月額 4,000 ^{3,000} 円	①特別被爆者 ②造血機能障害その他、厚生大臣の定める病気にかかっている人 ③次のいずれかにあたる人 ※1 60才以上 2 身体上の障害のある人 3 母子世帯等の世帯主	ただし特別手当は 25,200 ^{25,500} 円をこえ、 37,000 ^{37,700} 円までは支給額5,000円、 37,000 ^{37,700} 円をこえた場合は支給を受けられません。
医療手当	月額 5,000 ^{5,000} 円 又は 4,000 ^{3,000} 円	認定患者で現に医療をうけている人	
介護手当	介護を受けた日数が10日未満の場合は 5,000円 20日未満の場合は 7,500円 20日以上は月額10,000円	①特別被爆者 ②精神上又は身体上の障害によって介護を受けている人 ③介護の費用を支払っている人	

2. 健康管理手当をうけられる人は、下記のとおり厚生大臣の定める病気にかかっている人です。

障害名	厚生大臣の定める病気
1 造血機能障害	1 貧血症 2 白血球増多症 白血球減少症 3 白血病 4 出血性素因 5 その他
2 肝機能障害	慢性肝障害 その他
3 細胞増殖機能障害	悪性新生物（癌）
4 内分泌腺機能障害	1 糖尿病等の膵臓内分泌機能異常 2 著しい月経異常、不妊症等卵巣機能異常 3 無精子症、乏精子等の睪丸機能異常 4 甲状腺機能異常
5 脳血管障害	1 脳出血 2 蜘蛛膜下出血
6 循環器機能障害	1 高血圧性心疾患 2 動脈硬化性心疾患
7 腎臓機能障害	1 慢性腎炎 2 ネフローゼ
◎8 水晶体混濁による視機能障害（S44.4.1追加）	1 水晶体後極部被膜内面に位して色閃光を呈する限極性混濁 2 水晶体後極部の前方近くに位置する点状又は塊状の混濁

3. 各種手当申請手続一覧

手当の種類	必要書類など	診断機関
特別手当	(1) 申請書 (2) 診断書	→指定医療機関
健康管理手当	<p>(共通のもの)</p> <p>(1) 世帯全員の住民票写し(市町村役場で)</p> <p>(2) 申請者、配偶者、生計を維持する扶養義務者の前年分(又は前々年分)の所得税額確認書(市町村役場で)又は所得税額証明書(税務署で)</p> <p>(1) 申請書</p> <p>(2) 診断書(疾病用)</p> <p>(3) 身体障害者の場合 診断書(身体上の障害用)</p> <p>(4) 母子世帯の母などの場合 ア、申請者の戸籍の謄本又は抄本 イ、申請者が扶養する子、孫又は弟妹の戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し ウ、申請者と、その扶養する子、孫又は弟妹との身分関係を明らかとする戸籍謄本若しくは抄本又は住民票の写し エ、申請者が子、孫又は弟妹を扶養することを証する書類(民生委員の発行するもの) オ、配偶者が生死不明であること、配偶者に遺棄されていること、配偶者が拘禁されている等の場合は、その証明書 カ、配偶者が廃疾の状態にある場合はその診断書 キ、18才以上、20才未満の子、孫又は弟妹が廃疾の状態にある場合は、その診断書</p>	<p>→被爆者一般疾病医療機関</p> <p>→被爆者一般疾病医療機関又は一般病院、診療所</p> <p>被爆者一般疾病医療機関又は一般病院、診療所</p>
医療手当	(1) 申請書 (2) 認定医療証明書	→指定医療機関
介護手当	(1) 申請書 (2) 診断書 (3) 介護料の支払を証する書類(領収書)	→被爆者一般疾病医療機関

1. 申請書、診断書は市町村役場にあります。

2. 所得税額確認書には給与所得者は源泉徴収証明書を添付して下さい。

3. 健康管理手当の場合、国民年金(母子年金、障害年金など)あるいは児童扶養手当の証書を提出すれば手続が簡単になります。

4. 各手当の支給開始等

(1)

- (㉞) 特別手当……………申請した月の翌月から
- (㉟) 健康管理手当……………申請した月の翌月から
- (㊱) 医療手当……………医療をうけた月から
- (㊲) 介護手当……………介護をうけた月から

5. 特別措置法の改正点

◎(イ) 葬 祭 料……………特別被爆者が死亡した場合は1万円を支給する

(昭和44年4月1日実施)

◎(ロ) 公費負担免除……………社会保険をもっている特別被爆者は従来初診料 200円、入院費の一部負担金(入院30日1日60円を支払う)、これが免除される

尚(ロ)の項の取扱いは本人が病院へ支払ってその領収証及び診療明細書を添えて知事宛に提出して払い戻しを受けることとなっています

◎印は昭和44年度より施行された法律改正

※印は昭和46年度より施行された法律改正

一般被爆者とは(普通手帳申請の出来る人)

- 一、原爆投下のとき長崎県にあっては当時の④長崎市内
- ⑤西彼杵郡福田村のうち大浦郷、小浦郷、小江郷、小江原郷
- ◎西彼杵郡長与村のうち高田郷、吉無田郷で直接被爆した者(一号被爆者)
- 二、原爆投下後二週間以内に爆心地から二キロメートル以内に入った者(二号被爆者)
- 三、前二項に含まれない人で投下されたさい、またはその後において放射能の影響を受けるような事情のもとにあった者。例えば救護所で病院医師、看護婦が被爆者の救護にあたった者など(三号被爆者)
- 四、前三項のどれかに該当する人の胎児であった者(三号被爆者)

特別被爆者とは(特別手帳申請の出来る人)

前四項のうち次の各号に該当する者

一、原爆投下のとき爆心地から三キロメートル以内の区域内にあって者及びその当時その者の胎児であった者

二、原子爆弾の傷害作用による疾病である旨厚生大臣の認定をうけた者

三、一般被爆者のなかで知事、市長が行っている健康診断の結果

(1)悪性新生物 (2)内分泌系の障害 (3)中枢神経系の血管損傷

(4)循環器系の障害 (5)腎臓機能障害など八種類の障害のいずれかがあると認められた者

四、原爆投下日八月九日から八月十二日までの間に家野町、大橋町、岡町、橋口町、山里町、坂本町、本尾町、上野町、江平町

高尾町、本原町一丁目、二丁目、三丁目、松山町、駒馬町、城山町一丁目、二丁目、浜口町、竹之久保町、旭町一丁目、岩川町、目覚町、浦上町、茂里町、錢座町、井樋の口町、船藏町、宝町、寿町、幸町、福富町、王浪町、梁瀬町、油木町、稻佐町三丁目、船藏町の一部に入った者（通常入市者という）又はそのもの、胎児

五、原爆投下のとき長崎市のうち木場町、鳴滝町、西山町一、二、三、四丁目、上西山町、片淵町一、二、三丁目、夫婦川町、桜馬場町、中川町、新中川町、伊良林町一丁目、寺町、八幡町、紙屋町、麴屋町、新橋町、磨屋町、銀屋町、東古川町、西古川町、本古川町、新大工町、伊勢町、出来大工町、大井手町、今博多町、古町、桶屋町、紺屋町、今魚町、本大工町、酒屋町、袋町、本紺屋町、材木町、築町、今下町、本下町、万才町、大村町、平戸町、外浦町、江戸町、樺島町、玉江町、元船町一、二、三、四、五丁目、五島町、本博多町、新町、本興善町、興善町、金屋町、堀町、船津町、豊後町、引地町、立山町、船藏町、炉粕町、東中町、尾上町、上筑後町、下筑後町、西上町、西中町、大黒町、台場町、西坂町、瀬崎町、御船藏町、御船町八千代町、尾上町、高砂町、平戸小屋町、丸尾町、稻佐町一、二、三丁目、旭町一、二丁目、本原町三丁目、城山町の一部、江原町の一部、西北町の一部、住吉町の一部、本原町三丁目の一部、昭和町の一部、東北郷の一部、家野郷の一部、西郷の一部、長与村高田郷の一部にあった者及び

※油屋町、鮑の浦町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、入江町、伊良林町二丁目、今籠町、稲田町、岩瀬道町、岩屋町、梅ヶ崎町、榎津町、沖見町、大浦町、館内町、要町、鍛冶屋町

川平町、小曾根町、新地町、十人町、末広町、千馬町、瀬ノ脇町、高平町、出島町、常盤町、銅座町、中小島町、中新町、浪ノ平町、西小島町、西浜町、羽衣町、東浜町、東小島町、広馬場町、東山手町、船大工町、古河町、丸山町、松ヶ枝町、南山手町、三川町、本石灰町、本籠町、矢ノ平町、八坂町、万屋町 寄合町及び長与村高田郷日当野部落にあった者（直接被爆者）
※印以降は昭和四十六年四月一日実施

ほんとうに普通手帳は

なんの役にもたゝないのか

「私は普通手帳だからつまらない、ただ年二回の健康診断に行けばかり」

と私は、かねがね話しておりました。

このたび被爆者手帳友の会の集会に出席して、例によってこの話をしましたら

「貴方は健康ですか」と尋ねられ

「まあ、ときどき高血圧で頭がふら／＼するくらい」と答えましたら

原爆病院に精密検査に行くようにと安日先生への紹介状を戴き或る日伺いましたところ、高血圧のうえに心疾患があるとのこと
で特別手帳に切り替えて戴きました。

私は病院代の無料になったことで喜んでいたところ、月に参千円の健康管理手当てまで戴き誠に恐縮しております。

なんでも高血圧性心疾患、肝ぞう病、糖尿病等で昨年一年間に特別手帳へ切りかえられた人が一、二〇〇名もいるとのことでした。
(西彼時津町 一老人)

会報に寄せて

長崎県知事 久保 勘 一

皆様の被爆者手帳友の会が発足してから本年はもう五年になります。

月日の立つのは早いもので、皆様のたゆまないご努力が丸四年余も積み重ねられて参ったわけでございます。

お蔭様で、被爆者の援護措置も年毎に拡充強化され、国の被爆者対策はその幅を拡げ強い基盤を作り上げようとしております。

本年は特に、天皇陛下の広島行幸啓について、内閣総理大臣及び内閣官房長官の長崎・広島における原爆犠牲者の祈念式典出席が実現し、原爆被爆者対策の問題が大きく世間の注目を浴びましたし、そのことを裏付けするように引き続き自民党原爆被爆者対策小委員会委員長の長崎・広島の実情視察が行なわれる等、国の原爆被爆者対策に関連する大きな動きがありました。

私共といたしましても、これを機会に、被爆者対策が、飛躍的に前進することを期待するとともに、従来にもまして努力して参りたいと存じます。

問題は、現行の被爆者対策が被爆者の現在おかれている実情に即しているかどうかということでございます。昭和三十二年に制定された「原爆被爆者の医療等に関する法律」並びに昭和四十二年に制定された「原爆被爆者に対する特別措置に関する法律」

その他現在まで予算措置されてきた施策を、もう一度洗い直して、根本的な改善を行なうことが急務ではなからうかと存ずるのでございます。

従いまして、さきに来崎された自民党原爆被爆者対策小委員会委員長に対しても、「原爆被爆者援護審議会」を昭和四十七年度に是非設置して、援護全般に関する重要事項を調査審議し、援護対策の根本的な改善が図られるよう強く要望いたしましたようなわけでございます。

その他本県の、国会並びに政府に対する援護措置の陳情事項については、既に皆様もご承知のことと存じますが、そのうち特に一 原爆特別措置法による諸手当の支給範囲の拡大および支給金額の増額

二 原爆被爆者養護施設の法制化と増設

三 健康手帳の一本化

四 長崎大学原爆後障害医療研究施設の研究所昇格と施設の拡充及び資料センターの設置

につきましましては、昭和四十七年度の実施要望事項として取り上げ、上述の自民党原爆被爆者対策小委員会委員長に対しては勿論のこと、国会並びに政府に対して強い働きかけを行なっておりますので、ご了承下さるようお願い申し上げます。どうか皆様におかれては、深堀会長さんを中心として、お互いが力を合わせ、今までの努力の上に築かれた成果を更に一步を進められ目的の達成にご努力下さることをご期待申し上げます。

昭和四十七年度

支部代表者大会資料

発行人 長崎市坂本町八一二九

長崎県被爆者手帳友の会

電話④九二六三番

とき 昭和四十七年九月二十六日十二時

ところ 長崎市平野町 宝 来 軒

粘り強く運動を

前進させよう

長崎県被爆者手帳友の会

会長 深 堀 勝 一

過ぎ去った太平洋戦争においては、その被害たるや各層に及んだという事は衆知の事実であります。その中において一番速く補償が実現したのは軍人軍属、引揚者、農地法による地主、それにそのしんがりが原爆被災者であります。然し未だに何の補償

もない人達があります。それは戦災者であります。空襲により或は艦砲射撃によって受けた被害者は今日までビタ一文たりとも政府からの補償措置がなされていません。

何故このような事が？と申しますと答えは簡単であります。

団結して粘り強い運動をしないからであります。世の中は民主々義となっておりません。自分達の声を大きくしてそれを政治に反映させることです。

黙ってはいけません。不平を指摘して自分達の要求を貫くための運動が、私達の住む村から町から湧き上って来る時こそ運動が成功する時です。

私は被爆者手帳友の会の結成が五年遅れていたと思います。五年早かったならば今少し特別措置法の中味もよかったのではないかと思えます。

私はこのような運動を十年も二十年も続けて行くとは思っておりません。一日も速く皆さまに納得される被爆者援護法の制定をさせたいと思えます。

四十六年度経過報告

一、国会陳情活動

四十六年度は合計六波延三十六名で活動した

第一波	七月二十日から	二名
第二波	七月二十六日から	一名
第三波	十月十九日から	四名
第四波	十一月三十日から	十二名
第五波	十二月二十日から	十二名
第六波	四十七年一月二日から	五名
計		三十六名

注 昭年四十六年は上京旅費を全部支部負担で協力して貰った支部が五支部(人員九名)あり本部としての負担が軽く資金的に大変助かったので当該支部に対しては心から感謝する。

運動の成果としては既に御承知の通り健康管理手当の年令を五十五才以上に引下げ所得制限を四八、四〇〇円までに引き上げ金額を四、〇〇〇円に医療手当を夫々一、〇〇〇円増額葬祭料を六、〇〇〇円増額して一六、〇〇〇円としたなどである

二、地域集会活動

地域集会活動としては四十六年六月一日以降四十七年五月末日までに長崎市内をはじめ郡部市町村支部に於て運動の主旨、運動の推め方及びその成果の報告、原爆医療法、被爆者特別措置法等の改正点の徹底を期するための説明会として合計七十二ヶ所に於て開催し非常に好評を得た

三、支部結成活動

支部結成活動としては特に長崎市内を小学校区毎の編成替えを主体に強力に推進して来たが、仲々はかばかしく進展を見ていない。やっと四〇パーセント(二〇支部)の結成が出来た。

残り六〇パーセントも是非結成したいので夫々の地区の役員の方と相談して推進して行く事にする。

郡部での未結成地区も再点検して離島支部を始め南高、北高方面に主力を注いだ結果一応の整備が完了した。

昭和四十七年度運動方針

長崎県被爆者手帳友の会

長崎市坂本町八——二九 電話九二六三三 ⑤五三二〇

【まえがき】

被爆者援護運動のすゝめ方

原子爆弾被爆者は大東亜戦による戦争犠牲者である事は何人も否定出来ない。従って吾々被爆者は戦争犠牲者として当然の償いを国に要求して運動を展開して早や五ヶ年になる。

その間精神的に他に見られない強力な陳情や請願を行って来た。又県市においても広島県、市と共同で吾々の要求を強く推し進めて貰って来た。その結果現状では国としての被爆者対策がある程度進展しつつある。然しながらこの対策は被爆生存者対策であって最大の犠牲者である爆死者等の対策とはなっていない。

吾々の現在までの運動方針にしても、或は県市の取り上げ方にしても被爆生存者対策に力点を奪われ最重要項目であるべき爆死者及び家、家財等焼失者の対策がなおざりにされていたうらみがあることは、誠に残念な事といわざるを得ない。

ここにおいて吾々の被爆者援護運動はじっくり反省され運動の推め方も慎重に検討されるべきである。現況としては、国の施策が被爆生存者を重点に推進されているが吾々の運動としては被爆者対策を生存者対策と爆死者及家、家財焼失者対策の二つに分けて考えるべきではなからうか。現状で無に等しい爆死者等の対策を如何にして実現させるか。又被爆生存者対策は現行二法を如何に改善すべきかという進め方がよいのではないか。

現在までのようにすべてを盛り込んだ要求の仕方ではなく、この点はこうであり、この要求はこの線までといった要求に切り替えた方が運動の進展度を高くするのではないか。このような見地に立って爆死者等の対策として

「原子爆弾爆死者及び家、家財等焼失者援護法」の制定を要求し、被爆生存者対策としては

「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」及び「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」の二法を広く利用されるよう改善を要求するなど、十分検討して運動

推進の基本線としたがよいと考えられる。従って次のような方針で臨むこととする。

一、原子爆弾爆死者及び家、家財等焼失者の処遇に関する援護法制定を要求する

【要求理由】

大東亜戦においては過去の戦禍に見られなかった本土での犠牲者の発生を見た。このことは、近代戦が如何に熾烈であるかを示すと共に、本土が戦場と化した事を立証するものである。特に広島、長崎における原子爆弾による犠牲者は世界で最初であり、又最後の犠牲者であろうが、その凄惨さは、犠牲者の肉親は勿論一般国民も言葉に絶するものであった事は衆知の通りである。

従って国として原爆犠牲者を如何に処遇しその犠牲の償いをするかは過去の戦争犠牲者の救済策とは観点を異にし、新たな角度から配慮されるべきである。吾々犠牲者遺族はこの点を強く主張する。既に公務による犠牲者は軍人並として処遇されている。何故一般国民は放置されるのか。単に一般国民と呼ばれる者も当時は国家総力戦のために個人の自由は極度に拘束されていたものであり、然も内地が戦場と化したための被災死である事も明白である。国として国民を死にいらしめてこれを放置する事は許さるべきでなく、当然その償いはなされるべきである。

吾々遺族はこの点に関しては国を信頼し期待しつづけて来たのであるが、現状は全く省みられていない。被爆者に対する現行二法（医療法、特別措置法）によってある程度被爆者対策は樹立されたとする論もあるであろう。

吾々はこの二法は被爆生存者対策であって、尊い人柱となった爆死者の対策とは理解しないし事実もそうである。従って国としては真剣に今次戦争の犠牲に思いをいたし、今日の繁栄の礎となった原爆爆死者に心からの弔意を表わすべきである。

日本存亡の岐路を決定づけたこの原爆の犠牲は国民ひとしく今日の繁栄を喜ぶ前にその犠牲に弔意を表わすべきで敢えて広島、長崎県民のみの問題ではない筈である。

国として早急にその対策樹立に取り組み老令化する被爆死者の遺族に吾々が要求している原子爆弾爆死者及び家、家財等焼失者援護法を制定してその犠牲にこたえるべきである。

〔要求〕

(A) 原子爆弾爆死者及び家、家財等焼失者援護法を制定して爆死者に弔慰金を支給され度し

前段に申述べたので吾々の要求は理解されたものと考え、従って四十八年度で次の通り弔慰金の支給を開始され度い。

- 1 弔慰金額 爆死者一人当り 金貳拾万円とする
- 2 支払方法 十年割賦 国債とする
- 3 予算額 未救済の爆死者 総額 二八〇億円
推定十四万人として 単年度 二八億円

(B) A項に掲げる援護法によつて家、家財等焼失者に見舞金を支給され度し

過去の戦争に見られなかった犠牲であり、又将来も考えることの出来ない大きな犠牲であった事を理解して四十八年度で見舞金の支給を開始され度い。

- 1 見舞金額 一戸当り又は一世帯当り 金拾万円とする
- 2 支払方法 十年割賦 国債とする
- 3 予算額 家、家財焼失推定数 総額 一〇〇億円
十万として 単年度 一〇億円

二、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の改正要求

(A) 近距離被爆者の処遇を法制化せよ

被爆生存者は特別措置法等によつて援護され、その恩恵はようやく老被爆生存者に大きな福音となつて生きる喜びを与えている。

然るに直接被爆者中、特別な状態にある近距離(2km以内)被爆生存者は厚生省の調査結果でも、特異な障害があるとされていながら、その援護策は特別措置法等によつて僅かに救済されている外は尚お見るべき処遇がなされていない。吾々被爆生存者はこの近距離被爆生存者の処遇を全員特別措置法の特別手当支給該当者とする事を強く要求する。

然しながらこの特別手当にも諸制限があり、全員支給は望めない。従つて全員支給可能となるよう配慮された条項を立法化することを要求する。

- 1 支給金額 月額 五、〇〇〇円宛
- 2 予算額 支給該当者一万六千名として 年予算額 九億六千万円

(B) 諸手当支給制限条項のうち所得制限を撤廃され度し

被爆生存者対策として昭和四十三年に制定された「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」によつて被爆生存者対策は画期的な前進を見たことは被爆生存者として喜びに堪えない所である。然しながらこの法律による支給制限条項のうち所得制限によつて折角の被爆者援護が老被爆生存者の嘆きを一層深くしている事は誠に残念である。即ち病氣であり、年令も支給該当者でありながら、扶養義務者の所得税額が制限額を超えるとして、支給出来ないで嘆き悲しむ老被爆者が多いのは誠に気の毒といわざるを得ない。

従つてこの所得制限は撤廃されるべきで老被爆者が健康管理上必要にして最小限の各種手当は当然支給出来るよう強く要求する。

吾々被爆生存者は年令制限の撤廃も強く望むところであるが、その前に老被爆生存者の健康管理上、所得制限を撤廃されるよう要求するものである。

三、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の改正要求

(A) 原爆被爆者健康手帳の一本化について

原子爆弾被爆生存者対策として昭和三十三年に「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」が制定され被爆生存者の健康管理並びに医療について援護が行われる事となり被爆生存者にとっては大きな福音となっている。然しながら、この医療法について吾々は納得できない点がある。

即ち特別手帳と一般手帳の区別である。従来から強く要求している通り一本化すべきである。吾々としては被爆の体験から、僅か一日の違い、一kmの距離差によつてあの強烈な爆風による放射能にさらされた者の汚染度が、それ程に差異があるろうとは考えられない。試に最近行われた中国の核実験に対する日本としての関心度から考えて実験地からの距離、放射能飛来の時間等から、それ程騒がねばならないというのであれば広島、長崎の被爆地の狭い範囲を区別して処理するなどはナンセンスに等しいと考える。ぜひ一本化するよう強く要求する。

尚お現況で特別手帳八十三パーセント、一般手帳十七パーセントという比率からも一本化がさして問題となるとは考えられない。

(B) ガンの定期検査を実施され度い

原爆被爆生存者は老令化が目立ち、特にガンの発生率が高くなっている事は誠に憂慮に堪えない。被爆の影響によるガンの発生については既に専門家の警鐘が出されて久しくなるが、実態として現われるようになった今日までガンの検査が行われていないのは、被爆者の健康管理上由々しい問題であり、一日もゆるがせに出来ない状態に追い込まれている。従つてガンの定期検査を早急に実施されるよう強く要求する。

3. 各種手当申請手続一覧

手当の種類	必要書類など	診断機関
特別手当	(1) 申請書 (2) 診断書	→指定医療機関
健康管理手当	<p>共通のもの</p> <p>(1) 世帯全員の住民票写し(市町村役場で)</p> <p>(2) 申請者、配偶者、生計を維持する扶養義務者の前年分(又は前々年分)の所得税額確認書(市町村役場で)又は所得税額証明書(税務署で)</p> <p>(1) 申請書 (2) 診断書(疾病用) (3) 身体障害者の場合 診断書(身体上の障害用) (4) 母子世帯の母などの場合 ア、申請者の戸籍の謄本又は抄本 イ、申請者が扶養する子、孫又は弟妹の戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し ウ、申請者と、その扶養する子、孫又は弟妹との身分関係を明らかにする戸籍謄本若しくは抄本又は住民票の写し エ、申請者が子、孫又は弟妹を扶養することを証する書類(民生委員の発行するもの) オ、配偶者が生死不明であること、配偶者に遺棄されていること。配偶者が拘禁されている等の場合は、その証明書 カ、配偶者が廃疾の状態にある場合は、その診断書 キ、18才以上、20才未満の子、孫又は弟妹が廃疾の状態にある場合は、その診断書</p>	<p>→被爆者一般疾病医療機関</p> <p>→被爆者一般疾病医療機関又は一般病院、診療所</p> <p>被爆者一般疾病医療機関又は一般病院、診療所</p>
医療手当	(1) 申請書 (2) 認定医療証明書	→指定医療機関
介護手当	(1) 申請書 (2) 診断書 (3) 介護料の支払を証する書類(領収書)	→被爆者一般疾病医療機関
葬祭料	(1) 申請書又は請求書 (2) 死亡診断書 (3) 戸籍謄本	全 上

1. 申請書、診断書は市町村役場にありますが
2. 所得税額確認書には給与所得者は源泉徴収証明書を添付して下さい
3. 健康管理手当の場合、国民年金(母子年金、障害年金など)あるいは児童扶養手当の証書を提出すれば手続が簡単になります。

一般被爆者とは（普通手帳申請の出来る人）

一、原爆投下のとき長崎県にあっては当時の(A)長崎市

◎西彼杵郡福田村のうち大浦郷、小浦郷、小江郷、小江原郷

◎西彼杵郡長与村のうち高田郷、吉無田郷で直接被爆した者（二号被爆者）

二、原爆投下後二週間以内に爆心地から二キロメートル以内に入った者（二号被爆者）

三、前二項に含まれない人で投下されたさい、またはその後において放射能の影響を受けるような事情のもとにあった者。

例えば救護所で病院医師、看護婦が被爆者の救護にあたっていた者など（三号被爆者）

四、前三項のどれかに該当する人の胎児であった者（四号被爆者）

特別被爆者とは（特別手帳申請の出来る人）

前四項のうち次の各号に該当する者

一、原爆投下のとき爆心地から三キロメートル以内の区域にあった者及びその当時その者の胎児であった者

二、原子爆弾の傷害作用による疾病である旨厚生大臣の認定をうけた者

三、一般被爆者のなかで知事、市長が行っている健康診断の結果

(1)悪性新生物 (2)内分泌系の障害 (3)中枢神経系の血管損傷 (4)循環器系の障害

(5)腎臓機能障害など八種類の障害のいずれかがあると認められた者

四、原爆投下日八月九日から八月十二日までの間に家野町、大橋町、岡町、橋口町、

山里町、坂本町、本尾町、上野町、江平町、高尾町、本原一丁目、二丁目、三丁目

松山町、駒馬町、城山町一丁目、二丁目、浜口町、竹之久保町、旭町一丁目、岩川

町、目覚町、浦上町、茂里町、銭座町、井樋の口町、船蔵町、宝町、寿町、幸町、

福富町、玉浪町、梁瀬町、油木町、稲佐町三丁目、船蔵町の一部に入った者（通常

入市者という）又はそのもの、胎児

五、原爆投下のとき長崎市のうち木場町、鳴滝町、西山町一、二、三、四丁目、上西

山町、片淵町一、二、三丁目、夫婦川町、桜馬場町、中川町、新中川町、伊良林町

一丁目、寺町、八幡町、紙屋町、麴屋町、新橋町、磨屋町、銀屋町、東古川町、西

古川町、本古川町、新大工町、伊勢町、出来大工町、大井手町、今博多町、古町、

桶屋町、紺屋町、今魚町、本大工町、酒屋町、袋町、本紺屋町、材木町、築町、今

下町、本下町、万才町、大村町、平戸町、外浦町、江戸町、榊島町、玉江町、元船

町一、二、三、四、五丁目、五島町、本博多町、新町、本興善町、興善町、金屋町

堀町、船津町、豊後町、引地町、立山町、船蔵町、舳泊町、東中町、尾上町、上筑

後町、下筑後町、西上町、西中町、大黒町、台場町、西坂町、瀬崎町、御船蔵町、

御船町、八千代町、尾上町、高砂町、平戸小屋町、丸尾町、稲佐町一、二、三丁

目、旭町一、二丁目、本原町三丁目、城山町の一部、江原町の一部、西北町の一部

住吉町の一部、本原町三丁目の一部、昭和町の一部、東北郷の一部、家野郷の一部

西郷の一部、長与村高田郷の一部にあった者及び

※油屋町、鮑の浦一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、入江町、伊良林町二丁目

今籠町、稲田町、岩瀬道町、岩屋町、梅ヶ崎町、榎津町、沖見町、大浦町、館内町

要町、鍛冶屋町、川平町、小曾根町、新地町、十人町、末広町、千馬町、瀬ノ脇町

高平町、出島町、常盤町、銅座町、中小島町、中新町、浪ノ平町、西小島町、西浜

町、羽衣町、東浜町、東小島町、広馬場町、東山手町、船大工町、古河町、丸山町

松ヶ枝町、南山手町、三川町、本石灰町、本籠町、万屋町、寄合町及び長与村高田

郷日当野部落にあった者（直接被爆者）

※印以降は昭和四十六年四月一日実施

◎知っておきたいこと

緊急又は止むをえない理由で特別被爆者が、指定医療機関、被爆者一般疾病医療機関でないところで診療をした場合は、領収書及び診療明細書をそえて都道府県知事を経て、厚生大臣に請求することが出来ます。

これは旅行中であるとか、盲腸のために緊急に治療する必要がある場合等であります。

ほんとうに普通手帳は

なんの役にもたゝないのか

「私は普通手帳だからつまらない。ただ年二回の健康診断に行くばかり」

と私は、かねがね話しておりました。

このたび被爆者手帳友の会の集会に出席して、例によってこの話をしたら「貴方は健康ですか」と尋ねられ

「まあ、ときどき高血圧で頭がふらふらするくらい」と答えましたら

原爆病院に精密検査に行くようにと安日先生への紹介状を戴きある日伺いましたところ、高血圧のうえに心疾患があるとのこと
で特別手帳に切り替えて戴きました。

私は病院代が無料になったことで喜んでいたところ、月に四千円の健康管理手当まで戴き誠に恐縮しております。

◎支部長名

平森高	高小吾	加口有	有南	小千	愛瑞	国島	諫佐	伊大	高三	野多	多良	長良	時海	西郷	琴西	西海	三重	黒崎	神浦	大瀬	支部名
来長	津ノ	串々	山本	石野	徳見	早原	保島	島島	和崎	西東	見見	東津	郷海	内岳	野重	本原	濱本	池濱	池濱	支部長氏	
戸山	西来	井妻	佐津	家馬	山本	田佐	川中	増田	山中	松本	門吉	松関	吉岩	佐佐	内岳	野重	本原	濱本	池濱	支部長氏	
松荒	米佐	吉松	宮一	林白	山本	田佐	川中	増田	山中	松本	門吉	松関	吉岩	佐佐	内岳	野重	本原	濱本	池濱	支部長氏	
永木	田藤	田本	瀬田	倉下	多中	藤井	村田	中北	島田	田脇	田尾	山村	下藤	木海	田本	原濱	本濱	池濱	支部長氏		
茂寅	正文	十伝	八隆	孝行	浅照	国松	喜藤	好忠	輝源	光勇	国順	篤常	荒光	久勇	一	一	一	一	一	支部長氏	
太郎	利平	賢郎	市郎	実保	治一	吉次	計新	頼雄	蔵蔵	昭男	次平	豊男	策松	作二	武郎	松男	一	一	一	支部長氏	
深坂	矢茂	仁西	土戸	戸手	竹十	式古	小川	小川	稻伊	飽老	有岩	奈瀬	新魚	上五	若松	奈留	富江	三楽	岐宿	玉浦	支部名
堀本	上木	田上	首石	町熊	保寺	見賀	榭菅	平佐	林浦	岐川	浦尾	尾目	島目	島松	留江	江楽	宿彦	宿彦	宿彦	支部長氏	
小笹	野姉	池杉	高上	渡森	高古	磯山	猪房	深正	金中	長谷	高井	山下	未定	原昌	前真	磯田	小塚	鬼下	山彦	飯小	支部長氏
方村	口川	山石	戸辺	兵橋	里み	鹿宅	一常	米勝	鶴耕	松小	朝初	初治	源次	昌弘	真戒	田守	塚彦	下彦	下彦	太吉	支部長氏
球惣	金又	義庄	文右	工	み鹿	宅一	常米	勝鶴	耕松	小朝	初治	源次	昌弘	真戒	田守	塚彦	下彦	下彦	下彦	太吉	支部長氏
新吾	一次	平七	雄一	子門	な一	雄之	吉喜	一雄	二作	太治	夫	郎	弘	戒	守	彦	彦	彦	彦	吉郎	支部長氏

昭和46年度決算書 (自昭和46年6月1日 至昭和47年5月31日)

収 入 の 部			支 出 の 部		
科 目	金 額	摘 要	科 目	金 額	摘 要
繰越金	591,096 ^円	前年度から	人件費	922,919 ^円	職員給与・行動費
会費	1,918,550	1世帯200円	国会請願費	378,178	国会陳情旅費
助成金	700,000	{ 県市 500,000 { その他 150,000 { その他 50,000	普通旅費	235,100	集会等出席旅費
寄付金	347,050		篤志寄付	通信費	203,026
雑収入	193,508	{ 予金利子及 バッチ代	消耗品費	24,989	事務用品費
			印刷費	294,900	資料、会報印刷費
			会議費	239,394	支部長会、役員会等
			支部還元	425,005	支部運営費として
			雑費	230,970	慶弔その他
			繰越金	795,723	昭和47年度え
合 計	3,750,204 ^円		合 計	3,750,204 ^円	

監査の結果上記の通り相違ありません

監 事 梅 原 三 郎 ㊟
山 口 一 之 ㊟

昭和47年度予算書 (自昭和47年6月1日 至昭和48年5月31日)

収 入 の 部			支 出 の 部		
科 目	金 額	摘 要	科 目	金 額	摘 要
繰越金	795,723 ^円	前年度から	人件費	1,120,000 ^円	職員給与・行動費
会費	2,600,000	200円×13,000	国会請願費	900,000	30,000×30人
助成金	850,000	県市の助成金	普通旅費	250,000	集会等出席旅費
寄付金	200,000	篤志寄付金	通信費	230,000	郷便、電話料
雑収入	100,000	{ 予金利子及 { バッジ代	消耗品費	50,000	事務用品費
				印刷費	300,000
			会議費	300,000	支部長会、役員会等
			支部還元	550,000	支部運営費
			雑費	150,000	慶弔費その他
			予備費	695,723	翌年度え
合 計	4,545,723 ^円		合 計	4,545,723 ^円	

被爆二、三世について

最近被爆二、三世の問題がクローズアップされているが、吾々友の会としては運動方針にも掲げていないようにその取扱いに苦慮している。二、三世の問題は時期的にも慎重に扱はねばならない。仮りに伝えられるように健康調査を行って結果が黒と出たらどうなるか、政府はしぶくでも対策は樹てるだろう。

然しその対策が出来たとしても二、三世に対する社会的差別はひどくはなっても解消はしない。

幸いに元氣である者まで差別されるとしたらどうなるか、大きな社会不安と動揺を巻き起すことは火を見るより明らかだと思ふ。又調査した結果が白と出たらどうなるか。政府は二、三世の問題は放置して省みないと思ふ。そうなたら現実に出ているそのためと思われる原因で死没している者は放置されて救済の道はなくなってしまう。従って実態調査(健康調査を含む)をやることは被爆者にとつても二、三世にとつてもマイナスにはなつてもプラスになる所はないといえる。このように考えると二、三世の調査は吾々としてはやられては困るといえる。運動方針に打ち出せないのはこのためである。

ではどうするのか。吾々としては調査しなければ対策が樹てられないとは考えない。現実にもそのようなケースが出ています。以上の救済は国として当然責任もって行うべきであるので、そのようなケースに対しては国費で救済するという方策が樹てられ、ばよいのである。

即ち法制化するなり基金制度を創設するなりして、その救済の途を講じて貰えばよいので、吾々としてはこの点で対政府交渉を進めるべきだと考える。

現在各種の難病対策が法制化されたり、基金制度化されたりしている。この方法で早急に対策を樹立して貰うように本会として推進していく。

御健勝をお祈り申し上げます

昭和47年9月26日

参議院議員	田口長治郎	衆議院議員	倉成正	衆議院議員	中村重光	衆議院議員	西岡武夫	衆議院議員	白浜仁吉	参議院議員	初村滝一郎	衆議院議員	小宮武喜	衆議院議員	松尾信人	参議院議員	中村禎二	長崎県知事	久保勘一	長崎市長	諸谷義武
-------	-------	-------	-----	-------	------	-------	------	-------	------	-------	-------	-------	------	-------	------	-------	------	-------	------	------	------

(順不同)

ごあいさつ

長崎県知事

久保勘一

被爆者手帳友の会が発足してから六年、その間、会員の皆様方が被爆者の福祉向上のためご努力を重ねられ、大きな成果をあげておられる事にたいし、心から敬意を表すものでございます。

お蔭様で、国の援護措置も年々拡充強化され、被爆者の福祉の向上が図られておりますことは、大変よろこばしいことであります。

しかしながら、すでに被爆以来二十七年の才月が過ぎ去ったにもか、わらず、なお多くの解決を要する問題が残され、被爆者の生活の実情に即した画期的な援護対策の確立の必要が痛感されま

す。

このため、長崎県・長崎市・広島県・広島市で設置しております「広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会」においては、援護全般に関する重要事項について調査審議する機関の設置を強く要望してまいりました。

本年度は、国の医療審議会に福祉部会が設置され、援護対策の重要事項等について審議が行なわれるものと大いなる期待を寄せ

また、国会並びに政府に対しましては、

一、原爆特別措置法による諸手当の支給範囲の拡大および支給額の増額（所得制限の撤廃、諸手当の増額、健康管理手当の年令制限の撤廃）

二、被爆者相談機能の強化

三、認定被爆者放射線算算額の増額

四、被爆者健康手帳の一本化

五、被爆者医療施設の拡充強化

六、被爆者二、三世に対する被爆影響の調査研究の促進

七、原爆被爆者施設の法制化と運営費の全額国庫補助

八、原爆被爆者実態調査の実施

九、長崎大学原爆後障害医療研究施設の研究所昇格と施設の拡充及び資料センターの充実強化

等を、昭和四十八年度の重要事項として取り上げて陳情するとともに、さきに来県された自民党原爆被爆者対策小委員会委員長に對してもその実現について強く要望したところであります。

私共といたしましては、被爆者対策の拡充強化のため、従来にもまして一層の努力をつくして参りたいと存じます。

どうか皆様におかれましても、会の発展のため会長さんを中心として力を合せ、なお一段のご努力をご期待申し上げます。

会員皆様の御健勝を心からお祈り申し上げます。ごあいさついたします。

昭和四十八年度

支部代表者大会資料

発行人 長崎市坂本町八一―二九

長崎県被爆者手帳友の会

電話④九二六三番

とき 昭和四十八年七月八日

ところ 長崎市平野町 宝来軒

運動の大勢は

昭和五十年までに

長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀勝一

原爆被爆から今年で二十八年目になります。
す。

あの時生れた子供が二十八才になると考

えてみますとどんなに長い年月を経過したかがよく判ると思います。

去るものは日に疎しとか申しましてどんなに原爆の被害を訴えてもこれから十年先十五年先になつてから私達がどんなに叫んでみても世間はこれにとりあつては呉れないことでしょう。

それで私達の運動はこゝ二、三年がやまと思ひます。

ですから最後の力をふりしぼつて援護法の骨子となる部分をかちとり特別措置法を出来るだけ援護法と同じ内容のものに近づけるために努力を傾けて行き度いと思ひます。

そして私達被爆者が安心して末長く生きて行けるようにしたいと思ひます。

四十七年度経過報告

一、国会陳情活動

四十七年度の国会陳情は合計四波延人員二十九名で活動しました。

第一波	五月二十八日から	二名
第二波	七月十八日から	三名
第三波	十二月二十日から	九名
第四波	一月二日から	十五名

注 四十七年度でも上京陳情旅費を全額支部負担で協力して貰った支部があったために本部としての資金が大変助かったので厚く御礼を申述べる次第であります。

運動の成果としては既に発表されました通りですが簡単に内容を申述べますと

昭和四十八年四月一日から所得税額制限が七一、〇七〇円までに緩和されました。

四十八年十月一日から年令制限が満五十以上に引き下げられます。各手当は

特別手当が月額一一、〇〇〇円と五、五〇〇円に

医療手当が月額七〇〇〇円と五、〇〇〇円に

健康管理手当が月額五、〇〇〇円にと引き上げられます。

然し介護手当や葬祭料は据置されました。又所得制限、年令制限の撤廃も実現出来ませんでした。

二、地域集会活動

四十七年度での地域集会は組織作りのねらいもあって六月一日以降四十八年五月末日までに長崎市内をはじめ郡部各市町村支部に於て役員会、総会等を開催し運動の主旨およびその推め方を説明すると共に運動の成果を報告しました。

又原爆医療法、被爆者特別措置法の改正点の衆知徹底を図るための説明会も併せ行って開催回数六十回を数えて大変好評でありました。

三、支部結成活動

支部結成は遅々として進まず誠に寒心に堪えません。本部としては市内の整備を重点にいろ／＼と手段を尽くしていますがまだ十分ではなく四十七年度で八支部程が結成されたに過ぎませんでした。

郡部では宇久支部、崎戸支部など未結成地区に呼びかけて結成して貰い、又既に結成されている支部に於ても支部が大き過ぎる場合二つか、三つの支部に結成しなおすことも進めて来りました。

昭和四十八年度運動方針

長崎県被爆者手帳友の会

長崎市坂本町八—二九 電④九二六三

【まえがき】

被爆者援護運動のすゝめ方

原子爆弾被爆者は大東亜戦による戦争犠牲者である事は何人も否定出来ない。従って吾々被爆者は戦争犠牲者として当然の償いを国に要求して運動を展開して早や六ヶ年になる。

その間精神的に他に見られない強力な陳情や請願を行って来た。又県市においても広島県、市と共同で吾々の要求を強く推し進めて貰って来た。その結果現状では国としての被爆者対策がある程度進展しつつある。然しながらこの対策は被爆生存者対策であって最大の犠牲者である爆死者等の対策とはなっていない。

吾々の現在までの運動方針にしても、或は県市の取り上げ方にも被爆生存者対策に力点を奪われ最重要項目であるべき爆死者及び家、家財等焼失者の対策がなおざりにされていたうらみがあることは、誠に残念な事といわざるを得ない。

ここにおいて吾々の被爆者援護運動はじっくり反省され運動の推め方も慎重に検討されるべきである。現況としては、国の施策が被爆生存者を重点に推進されているが吾々の運動としては被爆者対策を生存者対策と爆死者及家、家財焼失者対策の二つに分けて考えるべきではなからうか。現状で無いに等しい爆死者等の対策を如何にして実現させるか。又被爆生存者対策は現行二法を如何に改善すべきかという進め方がよいのではないか。

現在までのようにすべてを盛り込んだ要求の仕方ではなく、この点はこうであり、この要求はこの線までといった要求に切り替えた方が運動の進展度を高くするのではないか。このような見地に立って爆死者等の対策として

「原子爆弾爆死者及び家、家財等焼失者援護法」の制定を要求し、被爆生存者対策としては

「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」及び「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」の二法を広く利用されるよう改善を要求するなど、十分検討して運動

推進の基本線としたがよいと考えられる。従って次のような方針で臨むこととする。

一、原子爆弾爆死者及び家、家財等焼失者の処遇に関する援護法制定を要求する

【要求理由】

大東亜戦においては過去の戦禍に見られなかった本土での犠牲者の発生を見た。このことは、近代戦が如何に熾烈であるかを示すと共に、本土が戦場と化した事を立証するものである。特に広島、長崎における原子爆弾による犠牲者は世界で最初であり、又最後の犠牲者であろうが、その凄惨さは、犠牲者の肉親は勿論一般国民も言葉に絶するものであった事は衆知の通りである。

従って国として原爆犠牲者を如何に処遇しその犠牲の償いをするかは過去の戦争犠牲者の救済策とは観点を異にし、新たな角度から配慮されるべきである。吾々犠牲者遺族はこの点を強く主張する。既に公務による犠牲者は軍人並として処遇されている。何故一般国民は放置されるのか。【単に一般国民と呼ばれる者も当時は国家総力戦のため個人の内自由は極度に拘束されていたものであり、然も内地が戦場と化したため被災死である事も明白である。国として国民を死にいたらしめてこれを放置する事は許されるべきでなく、当然その償いはなされるべきである。

吾々遺族はこの点に関しては国を信頼し期待しつつつて来たのであるが、現状は全く省みられていない。被爆者に対する現行二法（医療法、特別措置法）によってある程度被爆者対策は樹立されたとする論もあるであろう。

吾々はこの二法は被爆生存者対策であって、尊い人柱となった爆死者の対策とは理解しないし事実もそうである。従って国としては真剣に今次戦争の犠牲に思いをいたし、今日の繁栄の礎となった原爆爆死者に心からの弔意を表わすべきである。

日本存亡の岐路を決定づけたこの原爆の犠牲は国民ひとしく今日の繁栄を喜ぶ前にその犠牲に弔意を表わすべきで敢えて広島、長崎県民のみの問題ではない筈である。

国として早急にその対策樹立に取り組み老令化する被爆死者の遺族に吾々が要求している原子爆弾爆死者及び家、家財等焼失者援護法を制定してその犠牲にこたえるべきである。

〔要求〕

(A) 原子爆弾爆死者及び家、家財等焼失者援護法を制定して爆死者に弔慰金を支給され度し

前段に申述べたので吾々の要求は理解されたものと考ええる。従って四十九年度で次の通り弔慰金の支給を開始され度い。

- 1 弔慰金額 爆死者一人当り 金一〇万円とする
- 2 支払方法 十年割賦 国債とする

- 3 予算額 未救済の爆死者 総額 一四〇億円
推定十四万人として 単年度 一四億円

(B) A項に掲げる援護法によつて家、家財等焼失者に見舞金を支給され度し

過去の戦争に見られなかった犠牲であり、又将来も考えることの出来ない大きな犠牲であった事を理解して四十九年度で見舞金の支給を開始され度い。

- 1 見舞金額 一戸当り又は一世帯当り 金五万円とする
- 2 支払方法 十年割賦 国債とする
- 3 予算額 家、家財焼失推定数 総額 五〇億円
十万人として 単年度 五億円

二、原子爆弾爆死者に対する特別措置に関する法律の改正要求

(A) 近距離被爆者の処遇を法制化せよ

被爆生存者は特別措置法等によつて援護され、その恩恵はようやく老被爆者に大きな福音となって生きる喜びを与えている。

然るに直接被爆者中、特別な状態にある近距離(2km以内)被爆者は厚生省の調査結果でも、特異な障害があるとされていながら、その援護策は特別措置法等によつて僅かに救済されている外は尚お見るべき処遇がなされていない。吾々被爆者はこの近距離被爆者に障害年金の支給を強く要求する。

然しながら障害年金としては特別措置法では受給は望めない。従つて全員受給可能となるよう特別措置法に立法化することを要求する。

- 1 支給金額 月額 八、〇〇〇円宛
- 2 予算額 支給該当者一万六千名として 年予算額 十五億三千六百万円

(B) 特別措置法の所得制限を撤廃せよ

特別措置法による各種手当は被爆者に大きな福音となっているが所得制限のために実際に援護を受けている者は援護対象実在数の二〇乃至三〇パーセントに留まっているのが実状である。

特にこの制限はまじめに納税している者が制限を受ける結果となり裏を返せば脱税した者が得するといえる結果になっている。

従つてまじめに納税する者にこそ報いらるべきであるという見地からこの制限はぜひ撤廃すべきである。

(C) 特別措置法の年令制限を大中に緩和せよ

この措置法の中で年令制限は吾々被爆者の納得しがたい問題点である。

即ち若年者でも指定されている疾病にかゝる者が多数いるのであるから年令制限は実状を無視したものといえる。従つて次の通り大中緩和を要求する。

1、現在満五十五才以上四十八年十月から五十才以上となっているのを十年引き下げて四十九年度で満四十才以上とされ度い。

三、原子爆弾爆死者の医療等に関する法律改正の

要求

(A) 原爆被爆者健康手帳の一本化について

原子爆弾爆死者対策として昭和三十二年に「原子爆弾爆死者の医療等に関する法律」が制定され被爆者の健康管理並びに医療について援護が行われる事となり被爆者行政が一步前進したのである。然しながら、この医療法について吾々は理解できない点がある。

即ち特別手帳と一般手帳の区別である。従来から強く要求している通り一本化するべきである。吾々としては被爆の体験から、僅か一日の違い、一kmの距離差によつてあの強烈な爆風による放射能にさらされた者の汚染度が、それ程に差異があるうとは考えられない。試に最近行われた中国の核実験に対する日本としての関心度から考えて実験地からの距離、放射能飛来時間等から、それ程騒がねばならないというのであれば広島、長崎の被爆地の狭い範囲を区別して処理するなどはナンセンスに等しいと考える。ぜひ一本化するよう強く要求する。

尚お現況で特別手帳八十三パーセント、一般手帳十七パーセントという比率からも一本化がさして問題となるとよ考えられない。

(B) ガンの定期検査を実施され度い

原爆被爆者は老令化が目立ち、特にガンの発生率が高くなっている事は誠に憂慮に堪えない。被爆の影響によるガンの発生については既に専門家の警鐘が出されて久しくなるが、実態として現われるようになった今日までガンの検査が行われていないのは、被爆者の健康管理上由々しい問題であり、一日もゆるがせに出来ない状態に追い込まれている。従ってガンの定期検査を早急に実施されるよう強く要求する。

四、原爆病院を国営に移管し特殊病院として運営改善を図られ度し

原爆病院は現在日赤所管となっているが被爆者の老令化に伴って医療の頻度が高くなっている事から被爆者の医療を充実するためには国営の特殊病院としてその施設設備は勿論、医療従事者の所遇を改善する等して被爆者医療の一層の充実を図るべきである。

現在の日赤所管では施設面、被爆者の健康管理及び医療の面、病院の運営面等から限度があり無理と考えられる。従ってぜひ国営特殊病院として改善強化され度い。

五、組織確立の件

友の会は年を追って組織は確立され郡部関係で五十二支部、市内に二十五支部、合計七十七支部が結成され活動していますが、まだ郡部関係で数ヶ所、市内で二十数ヶ所が未結成となっています。

友の会の運動が実りあるものになるか否かはこれら未組織の地区ががっちり固まって貰うことが最も重要な事である。

会報の中にある通り未結成の地区は本部として精力的に組織するための活動を続けます。

関係者の方々の積極的な御協力をお願いする次第であります。

尚お諫早支部、佐世保支部、茂木支部その他二、三の支部では運営の円滑を図るために分割して纏めたがよい所もあるようです。

六、被爆二、三世について

最近被爆二、三世の問題がクローズアップされているが、吾々友の会としては運動方針にも掲げていないようにその取扱いに苦慮している。二、三世の問題は時期的にも慎重に扱はねばならない。仮りに伝えられるように健康調査を行って結果が黒と出たらどうなるか、政府はしぶくでも対策は樹てるだろう。

然しその対策が出来たとしても二、三世に対する社会的差別はひどくはなっても解消はしない。

幸いに元気である者まで差別されるとしたらどうなるか、大きな社会不安と動揺を巻き起すことは火を見るより明らかだと思ふ。

又調査した結果が白と出たらどうなるか、政府は二、三世の問題は放置して省みないと思ふ。そうなら現実に出ているそのためと思われる原因で死没している者は放置されて救済の道はなくなってしまう。

従って実態調査(健康調査を含む)をやることは被爆者にとっても二、三世にとってもマイナスにはなってもプラスになる所はないといえる。このように考えると二、三世の調査は吾々としてはやられては困るといえる。運動方針に打ち出せないのはこのためである。

ではどうするのか。吾々としては調査しなければ対策が樹てられないとは考えない。現実にもそのようなケースが出ている以上その救済は国として当然責任をもって行うべきであるので、そのようなケースに対しては国費で救済するという方策が樹てられ、ばよいのである。

即ち法制化するなり基金制度を創設するなりして、その救済の途を講じて貰えばよいので、吾々としてはこの点で対政府交渉を進めるべきだと考える。

現在各種の難病対策が法制化されたり、基金制度化されたりしている。この方法で早急に対策を樹立して貰うように本会として推進していく。

被爆者手帳友の会結成趣意書

どんなに私達の要求が正しくても、圧力団体とならない限り、現代の社会では要求を貫徹することが出来ません。サンフランシスコ講和会議においては、私達原爆被災者個人個人のもつ、賠償請求権を日本政府が私達になんの相談もなく、放棄したことは衆知の事実であります。ジュネーブ条約では、毒ガス等による大量殺リクを禁じてありますが、長崎、広島ではあの恐るべき原子爆弾によって、罪のない市民に参拾万の爆死者式拾万に及ぶ被災者を生じたのであります。勿論これは国際法に反し、人類の生存権に對する挑戦であります。

しかるに政府の原爆被災者に対する施策は不充分なる医療法があるだけで、その戦争災害の甚大なわりに、お粗末な限りであります。又原水禁運動の派手な反面、被災者はなおざりにされ、その声は反映されなかつたのです。

周困を見て下さい。農地報償問題、引揚者問題、軍人軍属の援護問題等々戦後処理は殆んど解決したではありませんか。戦後処理で残っているものは只ひとつ原爆被災者の補償問題です。

被爆者の皆さま、今こそたち上って、そして団結して、亡き肉親の石碑なりとも、法事の費用なりとも獲得しようではありませんか。又被爆者の物心両面に亘る、ハンデイを取り除こうではありませんか。

私達は、今から十年前、捨て、顧みられなかつた学徒動員の補償を勝ち取った唯一の団体です。私達はその尊い体験と、組織力を一般被爆者のために奉仕したいと思ひ、こゝに被爆者手帳友の会を発足させるものであります。

記

- 一、原爆死没者に弔慰金を支給すること
- 一、二軒以内にて於いて被爆したものに障害手当を支給すること
- 一、全被爆者に特別手帳を交付すること
- 一、全被爆者に健康管理手当を支給すること
- 一、原爆による家、家財の焼失者に見舞金を支給すること
- 一、被爆者の医療費を無料化すること

昭和四十二年六月十八日

◎被爆者手帳友の会会則

- 第一条 本会被爆者手帳友の会と呼び事務所を長崎市坂本町八の二九におきます
第二条 本会は左の事業を行います
1 被爆者援護法の制定を推進します
2 被爆者の相互扶助・親睦を図り明るい市民生活を送ることを促進します
3 被爆者の社会的・経済的地位の確立に努力します
第三条 本会はつぎのもので会長の承認によつて会員となつたもので構成します
1 被爆者手帳をもっている人
2 原爆により肉親を死亡させた人
3 本会の趣旨に賛同し本会に献身的な奉仕をする人
本会に入会するものは入会申込書を提出します
会長は不適當と思われる人に入会を拒否することが出来ます
本会会員で会の名譽を傷つけ、又は不適當と思われる場合は理事会にはかり除名します
第四条 本会に左の役員をおきます
会長一名、副会長四名、監事二名、事務局長、会計各一名、理事若干名
理事長、常務理事各一名
第五条 役員は左の方法により選出します
1 会長、副会長、監事は総会で選出します
2 事務局長、会計、理事、理事長、常務理事は会長の指名によります
3 役員任期は二年とし再任を妨げません
第六条 本会に左の決議機関をおきます
1 本会は年一回招集し、最高の決議機関であつて予算決算、事業報告、役員改選、会則改廃の議決を致します。ただし、代表者大会をもつて総会にかえることが出来ます
2 理事会は総会につぐ決議機関です
3 総会、代表者大会、理事会は出席者の過半数をもって議決します
第七条 本会には必要ない地域に支部を作ることが出来ます
1 支部規約は本部会則に準じます
2 本会の収入は左の方法によります
3 会費は年額参百円とします(一世帯当り)
第八条 本会の趣旨に賛同する人より寄付金を受けることが出来ます
1 県・市等公共団体より助成金を受くることが出来ます
2 本会の会計年度は、毎年六月一日に始まり翌年五月三十一日で終ります
3 本会則は昭和四十二年六月十八日より発効し総会の議決をもつて改正します
第九条 本会則は昭和四十二年六月十八日より発効し総会の議決をもつて改正します
第十条 本会則は昭和四十二年六月十八日より発効し総会の議決をもつて改正します

一般被爆者とは（普通手帳申請の出来る人）

一、原爆投下のとき長崎県にあっては当時の④長崎市内

⑥西彼杵郡福田村のうち大浦郷、小浦郷、小江郷、小江原郷

⑦西彼杵郡長与村のうち高田郷、吉無田郷で直接被爆した者（一号被爆者）

二、原爆投下後二週間以内に爆心地から二キロメートル以内に入った者（二号被爆者）

三、前二項に含まれない人で投下されたさい、またはその後において放射能の影響を受けるような事情のもとにあった者。

例えば救護所で病院医師、看護婦が被爆者の救護にあたっていた者など（三号被爆者）

四、前三項のどれかに該当する人の胎児であった者（四号被爆者）

特別被爆者とは（特別手帳申請の出来る人）

前四項のうち次の各号に該当する者

一、原爆投下のとき爆心地から三キロメートル以内の区域にあった者及びその当時その者の胎児であった者

二、原子爆弾の傷害作用による疾病である旨厚生大臣の認定をうけた者
三、一般被爆者のなかで知事、市長が行っている健康診断の結果

(1) 悪性新生物 (2) 内分泌系の障害 (3) 中枢神経系の血管損傷 (4) 循環器系の障害

(5) 腎臓機能障害など八種類の障害のいずれかがあると認められた者

四、原爆投下日八月九日から八月十二日までの間に家野町、大橋町、岡町、橋口町、

山里町、坂本町、本尾町、上野町、江平町、高尾町、本原二丁目、二丁目、三丁目
松山町、駒馬町、城山町一丁目、二丁目、浜口町、竹之久保町、旭町一丁目、岩川

町、目覚町、浦上町、茂里町、銭座町、井樋の口町、船蔵町、宝町、寿町、幸町、
福富町、玉浪町、梁瀬町、油木町、稻佐町三丁目、船蔵町の一部に入った者（通常

入市者という）又はそのもの、胎児であった者

五、原爆投下のとき長崎市のうち木場町、鳴滝町、西山町一、二、三、四丁目、上山町、片淵町一、二、三丁目、夫婦川町、桜馬場町、中川町、新中川町、伊良林町

一丁目、寺町、八幡町、紙屋町、麴屋町、新橋町、磨屋町、銀屋町、東古川町、西古川町、本古川町、新大工町、伊勢町、出来大工町、大井手町、今博多町、古町、桶屋町、紺屋町、今魚町、本大工町、酒屋町、袋町、本紺屋町、材木町、築町、今

下町、本下町、万才町、大村町、平戸町、外浦町、江戸町、樺島町、玉江町、元船町一、二、三、四、五丁目、五島町、本博多町、新町、本興善町、興善町、金屋町

堀町、船津町、豊後町、引地町、立山町、船蔵町、炉粕町、東中町、尾上町、上筑後町、下筑後町、西上町、西中町、大黒町、台場町、西坂町、瀬崎町、御船蔵町、御船町、八千代町、尾上町、高砂町、平戸小屋町、丸尾町、稻佐町一、二、三丁目、旭町一、二丁目、本原町三丁目、城山町の一部、江原町の一部、西北町の一部

住吉町の一部、本原町三丁目の一部、昭和町の一部、東北郷の一部、家野郷の一部
西郷の一部、長与村高田郷の一部にあった者及び

※油屋町、飽の浦一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、入江町、伊良林町二丁目

今籠町、稲田町、岩瀬道町、岩屋町、梅ヶ崎町、榎津町、沖見町、大浦町、館内町
要町、鍛冶屋町、川平町、小曾根町、新地町、十人町、末広町、千馬町、瀬ノ脇町

高平町、出島町、常盤町、銅座町、中小島町、中新町、浪ノ平町、西小島町、西浜町、羽衣町、東浜町、東小島町、広馬場町、東山手町、船大工町、古河町、丸山町
松ヶ枝町、南山手町、三川町、本石灰町、本籠町、万屋町、寄合町及び長与村高田郷日当野部落にあった者（直接被爆者）

※印以降は昭和四十六年四月一日実施

△大浦相生町、東琴平町

△印は昭和四十八年四月一日実施

特別措置法のあらまし(昭和48年10月から実施
税額制限は48年4月1日から)

1. 手当の種類等(適用は特別被爆者のみ)

手当の種類	金額	対象者	制限条項
特別手当	月額 11,000円 又は 5,500円	①負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けた者(認定患者) ②現に①の認定を受けた負傷者又は疾病の状態にある人	あなたや、あなたの配偶者及びあなたの生活をみている方(父、母、子、孫、兄弟、姉妹)のうち年間71,070円をこえる所得税を納めている場合は支給を受けられません。ただし特別手当は71,070円をこえ、77,330円までは支給額5,500円。
健康管理手当	月額 5,000円	①特別被爆者 ②造血機能障害その他、厚生大臣の定める病気にかかっている人 ③次のいづれかにあたる人 ※1 55才以上(昭和47年4月から) 2 身体上の障害のある人 3 母子世帯等の世帯主	77,330円をこえた場合は支給を受けられません。
医療手当	月額 7,000円 又は 5,000円	認定患者で現に医療を受けている人	
介護手当	介護を受けた日数が10日未満の場合は5,000円 20日未満の場合は7,500円 20日以上は月額10,000円	①特別被爆者 ②精神上又は身体上の障害によって介護を受けている人 ③介護の費用を支払っている人	
葬祭料	16,000円	特別被爆者が死亡した場合支給される	自殺、事故死の場合は認められない事がある(昭和47年4月1日実施)

2. 健康管理手当を受けられる人は、下記のとおり厚生大臣の定める病気にかかっている人です。

障害名	厚生大臣の定める病気
1造血機能障害	1 貧血症 2 白血球増多症 白血球減少症 3 白血病 4 出血性素因 5 その他
2肝機能障害	慢性肝障害 その他
3細胞増殖機能障害	悪性新生物(癌)
4内分泌腺機能障害	1 糖尿病等の膵臓内分泌機能異常 2 著しい月経異常、不妊症等卵巣機能異常 3 無精子症、乏精子等の睪丸機能異常 4 甲状腺機能異常
5脳血管障害	1 脳出血 2 蜘蛛膜下出血
6循環器機能障害	1 高血圧性心疾患 2 動脈硬化性心疾患
7腎臓機能障害	1 慢性腎炎 2 ネフローゼ
8水晶体混濁による視機能障害(昭44.4.1追加)	1 水晶体後極部被膜内面に位して色閃光を呈する限極性混濁 2 水晶体後極部の前方近くに位置する点状又は塊状の混濁

3. 各種手当申請手続一覧

手当の種類	必 要 書 類 な ど	診 断 機 関
特 別 手 当	(1) 申 請 書 (2) 診 断 書	→指定医療機関
健康管理手当	<p>(共通のもの)</p> <p>(1) 世帯全員 の住民票写 し(市町村 役場で)</p> <p>(2) 申請者、 配偶者、生 計を維持す る扶養義務 者の前年分 (又は前々年分) の所得税額 確認書(市 町村役場で) 又は所得税 額証明書 (税務署で)</p> <p>(1) 申 請 書 (2) 診 断 書(疾病用) (3) 身体障害者の場合 診断書(身体上の障害用) (4) 母子世帯の母などの場合 ア、申請者の戸籍の謄本又は抄本 イ、申請者が扶養する子、孫又は弟妹の 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の 写し ウ、申請者と、その扶養する子、孫又は 弟妹との身分関係を明らかにする戸籍 謄本若しくは抄本又は住民票の写し エ、申請者が子、孫又は弟妹を扶養する ことを証する書類(民生委員の発行す るもの) オ、配偶者が生死不明であること、配偶 者に遺棄されていること。配偶者が拘 禁されている等の場合は、その証明書 カ、配偶者が廃疾の状態にある場合は、 その診断書 キ、18才以上、20才未満の子、孫又は弟 妹が廃疾の状態にある場合は、その診 断書</p>	<p>→被爆者一般疾病医 療機関</p> <p>→被爆者一般疾病医 療機関又は一般病 院、診療所</p> <p>被爆者一般疾病医 療機関又は一般病 院、診療所</p>
医 療 手 当	(1) 申 請 書 (2) 認 定 医 療 証 明 書	→指定医療機関
介 護 手 当	(1) 申 請 書 (2) 診 断 書 (3) 介護料の支払を証する書類 (領収書)	→被爆者一般疾病医 療機関
葬 祭 料	(1) 申請書又は請求書 (2) 死亡診断書 (3) 戸籍謄本	全 上

1. 申請書、診断書は市町村役場にありますが
2. 所得税額確認書には給与所得者は源泉徴収証明書を添付して下さい
3. 健康管理手当の場合、国民年金(母子年金、障害年金など)あるいは児童扶養手当の証書を提出すれば手続が簡単になります。

昭和47年度決算書 (自昭和47年6月1日 至昭和48年5月31日)

収入の部			支出の部		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
繰越金	795,723 ^円	前年度から	人件費	1,138,395 ^円	職員給与, 役員行動費
会費	2,119,400	200円×	国会陳情費	352,620	上京旅費
助成金	700,000	県, 市の助成	普通旅費	268,740	地域集会旅費等
寄付金	467,788	篤志	通信費	145,454	郵便, 電話料
雑収入	49,248	予金利子その他	消耗品費	20,733	事務用品代
			印刷費	260,750	資料印刷代
			会議費	446,860	総会, 役員会費等
			支部助成費	503,215	支部運営費
			雑支出	219,318	慶弔費その他
			予備費	776,074	翌年度え繰越
合計	4,132,159		合計	4,132,159	

監査の結果上記の通り相違ありません

昭和48年6月30日

監事 梅原三郎 ㊟
山口一之 ㊟

昭和48年度予算書 (自昭和48年6月1日 至昭和49年5月31日)

収入の部			支出の部		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
繰越金	776,074 ^円	前年度から	人件費	1,950,000 ^円	職員給与, 役員行動費
会費	3,900,000	300円×13,000世帯	国会陳情費	1,650,000	(上京陳情旅費 30,000円×55)
助成金	700,000	県, 市の助成	普通旅費	350,000	地域集会等旅費
寄付金	450,000	篤志寄付	通信費	250,000	郵便, 電話料
雑収入	50,000	預金利子等	印刷費	350,000	資料, 会報印刷費
			消耗品費	50,000	事務用品代
			会議費	550,000	役員会, 総会費等
			光熱水費	50,000	電気ガス水道代
			雑支出	250,000	慶弔費その他
			予備費	426,074	次年度え繰越予定
合計	5,876,074		合計	5,876,074	

御健勝をお祈り申し上げます

昭和 4 8 年

参議院議員 田口長治郎	衆議院議員 倉成正	衆議院議員 中村重光	衆議院議員 西岡武夫	衆議院議員 白浜仁吉	参議院議員 初村滝一郎 <small>自民党原爆 対策委員長</small>	衆議院議員 小宮武喜	衆議院議員 松尾信人	参議院議員 中村禎二	長崎県知事 久保勘一	長崎市長 諸谷義武
----------------	--------------	---------------	---------------	---------------	--	---------------	---------------	---------------	---------------	--------------

(順不同)

◎知っておきたいこと

緊急又は止むをえない理由で特別被爆者が、指定医療機関、被爆者一般疾病医療機関でないところで診療をした場合は、領収書及び診療明細書をそえて都道府県知事を経て、厚生大臣に請求することが出来ます。

これは旅行中であるとか、盲腸のために緊急に治療する必要がある場合等であります。

なお他府県(長崎、広島以外)在住の人は一般開業医が原爆手帳で診察してくれないので役に立たないと考えている向きが多いようですが一般開業医で治療を受けたときはその都度前記の通り領収書と診療明細書を添えて都道府県知事を経て厚生大臣に自己負担分の医療費の払い戻しを請求することになっていきます。

ほんとうに普通手帳は

なんの役にもたゝないのか

「私は普通手帳だからつまらない。ただ年二回の健康診断に行けばいい」

と私は、かねがね話しておりました。

このたび被爆者手帳友の会の集会に出席して、例によってこの話をしたら「貴方は健康ですか」と尋ねられ

「まあ、ときどき高血圧で頭がふらふらするくらい」と答えましたら

原爆病院に精密検査に行くようにと安日先生への紹介状を戴きある日伺いましたところ、高血圧のうえに心疾患があるとのこととで特別手帳に切り替えて戴きました。

私は病院代が無料になったことで喜んでいたところ、月に四千円の健康管理手当まで戴き誠に恐縮しております。

会報に寄せて

長崎県知事 久保 勘 一

長崎、広島に原爆が投下されてから、早くも二十八年という長い歳月が過ぎるわけですが、被爆の事実は今もなお身近かな出来事のように思われてなりません。

先日、米国の陸軍病理学研究所に保管されていた原爆資料が返還され、当時の惨禍を昨日のことのように見ることができました。まことに思い新たなものがございます。

皆様の手帳友の会は、原爆の影響を受けられた方々に対する援護措置の確立をめざして、過去七年の間、積極的な活動を推進してこられました。その長い間のご熱意とご努力によりまして、現在、国の援護措置は、徐々に確立され、その内容も大巾に充実強化されてきました。

まことにご同慶に堪えないところでございます。

本県といたしましても、国の援護措置の確立を期して、医療並びに生活の両面に亘る施策を策定し、県選出の国会議員さんをはじめ、各関係方面の協力を得て、国会並びに政府に対し強く働きかけて参りましたが、本年度におきましても、四十九年度の国の予算編成を目前に、

1 「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」による特別手当、健康管理手当等各種の支給範囲の拡大、および支給額の増額

2 被爆者健康手帳の一本化

3 原爆病院の施設整備費および運営費助成

4 被爆者補償制度の確立

5 被爆者の子および孫に対する調査研究の促進

6 被爆者保養、保護施設の充実

7 被爆者実態調査の実施

8 放射能医学研究機関の拡充

9 国立原水爆資料センターの設置

10 旧防空法による防空業務従事犠牲者、及び旧長崎大学原爆犠牲者

11 性学徒の援護措置の確立

原子爆弾傷害調査委員会（ABCC）の研究体制の強化

などの事項を主体として、積極的に働きかけて参りたいと存じております。

また一方では、現在国の援護措置がまだ十分とはいえない実状にありますので、さきに「長崎県原子爆弾被爆者援護措置要綱」を定め、県独自の援護措置として、

1 入院患者見舞金

2 在宅患者見舞金

3 温泉保養所利用交通費

4 入退院交通費

5 技能習得促進費

6 就職支度金

7 生活見舞金

8 死亡弔慰金

等の支給事業等を実施するほか、高齢被爆者等養護を必要とする人々の生活の安定を図るため、被爆者養護ホームを設置して養護の事業を実施しているところでございます。

どうか、皆様におかれましては、深堀会長さんを中心として、今まで、長い年月をかけて築いてこられた尊い業績の上に更に一歩を進められるようご期待申し上げます。

会員皆様のご健勝をお祈り申し上げてごあいさつと致します。

◎健康管理手当を

申請しましょう

特別手帳所持者で厚生省が定めた疾病のある五十五才以上の方は健康管理手当を申請する事が出来ます。(四十八年十月から五十才以上の人も出来ることになっています。)

厚生省が定める疾病とは本会報8頁に出ている通り八種類の疾病(病名はたくさんあります)のある人ですが、この疾病は現在お医者にかゝっている人であろうと、かゝっていない人であろうと、このような症状のある人は該当するという事です。

又その症状が重いか軽いかは関係なくお医者がそのような症状があると診断されたら申請手続きが出来ます。

みなさんは元気だと考えていられる人でも一度お医者に診断して貰って何ともないという事であれば止むを得ませんが少しでも定められたような症状があるといわれたら診断書をお医者から書いて貰って早速町村役場で手続きして申請して下さい。

この診断書は病名が一つ何かあればよいのです。

又検査記録がとれないときは診断書の特記欄にお医者のお意見を記入して貰えばよいことになっています。検査は疾病に該当するものだけでよく全部検査して貰う必要はありません。

◎温泉保養所案内

被爆者の身心両面に亘る保養と健康の増進のための身近かな温泉湯治場として原爆温泉保養所を設けてありますので御利用下さい。

場所 長崎県南高来郡小浜町北本町(電)

名称 原爆温泉保養所「大和荘」

定員 五十名

利用料金

宿泊(一泊二食) 被爆者 八〇〇円 入湯税 四〇円

その他 一、一〇〇円 入湯税 四〇円

申込方法 利用したい方は左記の所に申込んで下さい

長崎市興善町被爆者検査センター

◎被爆者の宿泊施設を紹介します

長崎市に市外から来て宿泊を必要とする被爆者のために宿泊所が設けられています。

場所 長崎市岡町 平和記念像前

名称 原爆被爆者福祉会館内

料金 一泊二食 被爆者 八〇〇円

その他 一、二〇〇円

申込方法 直接申込んで下さい

◎原爆被爆者の養護ホームが

(恵ヶ丘養護ホーム)設置されています

被爆者のうち身体上、若しくは精神上、又は環境上の理由により養護を必要とする人でありながら居室において養護を受けることが困難な人を健全な環境のもとで養護するため原爆被爆者だけの養護ホームが設置されています。

ただし現に入院治療を要する人は除かれます。

○種類と定員 一般養護ホーム(収容人員 一五〇名)

特別養護ホーム(収容人員 一〇〇名)

○場 所 長崎市三ツ山町一三九一五

○運営主体 純心聖母会

○入所手続

被爆者養護ホームに入所したい人は所定の申請書(市町村役場にあります)を長崎市内居住者は長崎市長に長崎市以外の県内居住者は長崎県知事に提出して許可を受けることになっていきます。

(注)

般養護ホームは身体がかなう人

特別養護ホームは身体がきかない人が入所します。

入所料は無所得の人は無料ですが、所得がある人は所得によって一部負担金を納めることもあります。

陳情こぼればなし

友の会では毎年多数の陳情団を繰り出して被爆者援護の充実を目指して政府、国会に陳情を続け、年をおってその成果はあらわれて来ました。

私達は永年の陳情経験からあれもこれもと盛り沢山な要求は見栄えがよいだけで効果は上らない事を察知していますので、あまり間口ばかり広げた要求は逆効果だとして四十七年度から重点項目に絞って陳情して来ました。

お蔭で私達のこの考え方は県、市でもとり上げられ本年度からは県、市も重点的に絞って政府接渉を行うことにされました。又厚生省でも私達のこの方針が高く評価されていて公衆衛生局企画課の四十九年度の被爆者対策の方針も友の会の陳情項目と殆んど合致しているとの事でありました。

厚生省では友の会の考え方はまことに筋が通っている。あなた方の会は信頼がおけるとほめていたゞいたものであります。

ほめられる事がよいのかわるいのかは別として私達友の会は実りあるものをかちとるために頑張る団体としてこそ存在意義がある事をお互いが自覚して一層運動を強めて行きましょう。

原爆被爆者健康診断委託機関名

○印は認定疾病指定医療機関名（一般手帳を特別手帳え切替えが出来るところ）

長 崎 市	○新地町	長崎市立市民病院	小保 健 浜所	口之津町	松 村 医 院
	○草住町	福 井 病 院	○小浜町	国立小浜病院	
	○籠 町	十 善 会 病 院	大村保 健所	○大村市	大 村 市 立 病 院
	○新地町 桜馬場町	济 生 会 病 院 原爆傷害調査委員会		○大村市 川棚町	国 立 大 村 病 院 川 棚 病 院
	○小峰町	聖フランシスコ病院	吉井保 健所	世知原町	松 浦 病 院
	飽の浦町	三 菱 病 院		○江迎町 佐々町	北 松 中 央 病 院 佐々町国保診療所
	油木町	結核予防会長崎県支部	平戸保 健所	平戸市	柿 添 病 院
	○片渕町	日本赤十字社 長崎原爆病院		生月町	生 月 病 院
	○古川町	是真会 高原病院		平戸市	平 戸 市 立 南 部 病 院
	○宝 町	井 上 病 院		平戸市	紐 差 病 院
○渕 町	長崎市立長崎病院	松保 健 浦所	佐賀県 伊万里市	社会保険浦ノ崎病院	
興善町	長崎原爆被爆者対策協議会				
○坂本町	長崎大学医学部附属病院				
○城栄町	上戸内科病院				
新地町	長崎市医師会診療所				
佐世保市	戸尾町	佐世保中央病院	福江保 健所	○福江市	五 島 病 院
	○島地町 島地町	佐世保市総合病院 佐世保市共済病院		福江市 岐宿町	聖 マ リ ア 病 院 河 村 医 院
長崎保 健所	香焼町	香 烧 病 院		有川保 健 所	○上五島町
	香焼町	長 浜 診 療 所	小値賀町		浦 医 院
	高島町	高島鉱業所高島病院	宇久町		中 山 医 院
	高島町	〃 端島病院	上五島町		藤 松 診 療 所
大保 健 戸所	西海町	田 中 医 院	○奈良尾町	奈良尾病院	
	西海町	池 田 医 院			
諫早保 健所	○諫早市	健康保険諫早病院	老保 健 岐所	○郷ノ浦町	老 岐 公 立 病 院
	諫早市	長崎刑務所医務部			
	諫早市	犬 尾 病 院			
島原保 健所	島原市	池 田 病 院	嚴原保 健 所	○嚴原町	嚴 原 病 院
	有明町	永 田 医 院		美津島町	国 立 対 馬 病 院
	西有家町	伊 崎 外 科 医 院		豊玉村	豊 玉 村 国 保 診 療 所
	深江町	深江町国保診療所		峰 村	峰 村 立 佐 賀 診 療 所
	○島原市	県立島原温泉病院		上 県 町	藤 井 診 療 所
			○上対馬町	上 対 馬 病 院	

昭和四十九年度

支部代表者大会資料



会報

発行人 長崎市坂本町八一二九

長崎県被爆者手帳友の会

電話 ④④ 九二六三
④④ 六二四四

とき 昭和四十九年七月十四日(日)

ところ 長崎市平野町 宝来軒

昭和五十年(被爆三十周年) を被爆者援護の総纏めの年に

長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀 勝一

昭和四十二年に被爆者の援護運動を始めてから早くも七年になります。

その間全力を傾けて推進して来ました。その結果被爆者の対策は医療面から生活面へと成果を挙げ、次々と改善されて来ました。何か一本物足りなさを感じて来ました。

各種手当が支給され増額されて来ましたが、それだけでは被爆者の心情として何か一つ満足出来ないものがあります。

従って被爆者手帳友の会では何か一つ足りないものも含めて被爆三十周年の昭和五十年で被爆者の心情を満すものを実現させたいと考えます。

即ち運動方針に述べております通りこれ等の項目の実現を期して本年度中に猛運動を展開することにします。

被爆者の援護については考え方はいろいろありますが友の会としては運動方針の要求項目を実現させたらほゞ援護運動の骨組みは出来上ったと考えてよい、これさえ出来れば後はその骨組みに肉付けすればよいのだと考えておる次第です。

この線に沿って四十九年度では陳情計画に示すような強力な陳情運動を推進します。

幸いに当局の方にも友の会の考え方を高く評価して貰っています。本年度はこの線を一步も引かず頑張ります。

皆様の一層の御協力を切望します。

昭和四十八年度経過報告

① 国会陳情活動

四十八年度の国会陳情活動は次の通り合計八回延人員三十六名で活動しました。

第一波	五月二十日から(五泊六日)	五名
第二波	七月十五日から()	三名
第三波	十月九日から()	六名
第四波	十月二十一日から()	五名
第五波	十一月十九日から()	四名
第六波	十二月二日から()	七名
第七波	十二月二十一日から()	五名
第八波	十二月二十五日から()	一名
合 計		三十六名

② 地域集会活動

地域集会につきましては各支部が夫々の立場で盛り上げていたいただきましたのでかなり行きわたったと考えます。

然しいろいろな事情で十分でなかった点もあり、その地区の会員の皆様に大変申し訳なく考えます。

支部で総会を計画されて本部に連絡していただいた地区には必ず本部から役員が出席して被爆者援護の状況や今後の運動のすめ方など委しく説明して参会者の方から喜んで貰いました。

四十八年度で支部の総会を行ったのは六十五支部でその外に本部が直接お世話して開催したのは二十数箇所でした。

③ 支部結成活動

支部結成は県下を残らず結成して会員を殖すと同時に会員の方々の利益を図り度いと根気強く努力しました。

然し余り香ばしい成果が挙げられず誠に残念でした。対馬、北松、東彼、宍岐方面を盛り上げて支部結成が出来ました。

長崎市内は何としてみうまく進捗せず未組織地区が多数残っており今後の頑張りを期したいと考えます。

やっと山里支部が出来ただけでした。

④ 相談業務

被爆者の皆さんの手帳交付申請についての相談や会員の方々の特別手帳への切替え、各種手帳の申請に依る相談などを受付けてその利益を図ってあげるのは数多くありました。

これ等の相談は毎日事務所内で行いましたがその件数は四十八年度中で計三三三件ありました。

⑤ 四十八年度の運動成果

①、原爆手帳が一本化されました

②、長与町、時津町が直接被爆地に指定されました

③、諸手当が増額されました

④、所得制限額が緩和されました

⑤、年令制限も引き下げられました

⑥、障害の種類が二つ殖えました

⑦ 従来特別と一般の二種類に区分されていた原爆手帳が一本化され今までの一般手帳がなくなり原爆手帳はすべて医療費が

無料になります。

但し新しく地域が指定された長与、時津の分を除きます。

②旧長与村、旧時津村で原子爆弾が投下されたとき直接被爆した人を被爆者として認めるということになったものです。然しこの被爆によって交付される手帳は従来の一般手帳と同じです。

但し特定の病気があるときは特別手帳え切り替えられることになっていきます。

③諸手当が増額されました。

項目	現行額	改正額	実施
特別手当	一一、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	四十九年九月
〃	新規	七、五〇〇円	〃
健康管理手当	五、〇〇〇円	七、五〇〇円	〃
医療手当	七、〇〇〇円	九、五〇〇円	〃
〃	五、〇〇〇円	七、五〇〇円	〃
介護手当	一〇、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	〃
葬祭料	一六、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	〃

④所得制限は本年も撤廃出来ず緩和に止まりました。

年税額八〇、〇〇〇円までです。これは四十九年四月から実施されました。

特別手当の1/2を受給するのは八六、五〇〇円までとなっています。

⑤年令制限は四十才以上からなる予定でしたが政府の都合で

四十五才以上からなってしまうました。

⑥健康管理手当申請に該当する病気の種類が従来八種類だったのが十種類になりました。

以上のように従来にない大巾な改善がなされましたが、(一)項を除く項目の実施はすべて四十九年十月からとなっています。

昭和四十九年度運動方針

原子爆弾被爆者の援護に関しては昭和三十二年に「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」が制定され昭和四十三年からは「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」が施行されて被爆者の医療及び健康管理ならびに生活面の援護等が実現し被爆者の福祉向上が図られ引き続きその改善がなされ昭和四十九年度では格段の前進が実現しました。

これは私達の運動が着実に成果をあげていることを示すものであり、強力な運動を行うことが被爆者を救う道であることを物語っていると考えます。

然しながら被爆後三十年を迎えようとしている現在、被爆者は高令化して健康上さらには生活面で一層窮地に追い込まれておりその援護は徹底的に強化前進させなければならぬ事態に立ち到っているであります。

従って被爆者手帳友の会では被爆三十周年の昭和五十年度を被爆者援護対策の総纏めの年とすべく四十九年度の運動を強力に展開し次に掲げる総纏めの要求項目の実現に邁進することといたします。

尚お総纏めに当たっての考え方は次の通りであります。

長崎県被爆者手帳友の会では高令化した被爆者の立ち場を重視して被爆者の援護は終局的にはどうあるべきかを慎重に検討して一日も早く実現出来ることという見地から次に申述べる通り集約することといたしました。

即ち

従来被爆者援護は重点項目に絞って推進して来ましたが三十周年を迎える現在、被爆者として何をどこまで望むのかという事を明らかにしてこれが実現に向って猛運動すべきではないかと考え又その要求の早期実現を期するための要求項目には

1 筋を通すべきである

2 節度あるものでありたい

3 国民的理解と支持が得られるものであるべきだ
の三つの条件に基づくものでありたいとつとめました。

従って被爆者援護は従来からの考え方通り「原子爆弾による爆死者及び家、家財焼失者対策」と「被爆生存者対策」の二本立てで行く事を柱として要求項目を纏めたのであります。

但し早期実現のためには骨格だけの要求項目とし肉付けは次の段階にゆずることとしました。

前段の爆死者及び家、家財焼失者対策は四十八年度で要求したものをそのまゝ、としてこれだけは是が非でも勝ち取るべく決意しています。

① 爆死者に弔慰金を、家、家財焼失者に見舞金を

(1) 爆死者に弔慰金を支給されたし

(イ) 弔慰金額 一人当り 金一〇万円也

(ロ) 支給方法 一時金として

(ハ) 支給年度 (被爆者の高令化を考へて) 昭和五十年年度

(2) 家、家財焼失者に見舞金を支給されたし

(イ) 見舞金額 一戸又は一世帯当り 金五万円也

(ロ) 支給方法 一時金として

(ハ) 支給年度 (前号に同じ) 昭和五十年年度

後段の被爆生存者対策としては先づその健康保持と生活の安定を図らねばなりません。

従つてこの事をどのように要求として具体化するかを検討して次の通りに「原爆特別措置法」と「原爆医療法」を大中に改正して健康保持と生活の安定を期することとしました。

② 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律を

次の通り改善されたし

(1) 被爆障害者に次の通りの手当を支給されたし

現行の特別措置法による各種手当を増額又は改善することとし

先づ特別手当、健康管理手当、医療手当を一本化して被爆障害手当と呼び、これを三等級に区分して一級障害手当、二級障害手当、三級障害手当としたいと考えます。

障害手当という意義は現在の被爆者健康手帳は名称を被爆障害者手帳と改める事が妥当であるという考え方であり、即ち被爆者健康手帳は放射能を多量に浴びたために健康に障害を来していると認定されて交付されるからであります。

然もこの障害は終身障害であつて年令に關係はないのでありますから前述の障害手当を次に掲げるように支給されるべきであるとして要求します。

① 一級障害手当 月額 二万五千元 【現行の認定患者全員に支給するものとし特別手当、医療手当の合計額】

(ロ) 二級障害手当 月額 一万三千元 【新設の手当とし該当者は爆心地から二軒以内の直接被爆者全員とする】

(ハ) 三級障害手当 月額 八千元 【現行の健康管理手当額として被爆者手帳所得者全員に支給すること(但し一、二級該当者を除く)】

以上三つの手当は無条件に終身支給されることとして要求します。

※これが実現すればこれを被爆者年金と考えるとよいということに考えております。

(2) 介護手当を増額して家族介護にも支給されたし

現在この手当の支給条件は医師が特にその必要を認めたもので他人を雇ったときとなっています。

ほとんどの病気や医院は完全看護であるのに尚お介護人を必要とすると医師が指示するのは重い患者であると考えられます。その介護に他人を雇ったときは勿論ですが家族が介護に当たったとしても何れも経費がその家計をおびやかす事甚しいので医師が必要として指示した期間については支給区分は現行通りでも止むを得ないが手当額を増額して家族介護にも支給するよう要求します。

(イ) 介護手当 月額三万六千元 介護期間 二〇日以上

(ロ) " 月額二万七千元 " 一〇日以上

(ハ) " 月額一萬八千元 " 二〇日未満

" " " 一〇日未満

(3) 葬祭料を増額して被爆時まで遡及支給されたし

※この要求に対しても所得制限は撤廃することとします。
葬祭料は考え方では遺族一時金とも考えられるので現在の社

会状況からは相当高額であるべきだといえますが被爆障害者手当を終身受給したものととして最低限次の通り増額し葬祭料に該当していない被爆時から四十三年度までの被爆死没者にも遡及支給することを要求します。

(イ) 葬祭料 一人当たり 金五万円也

(ロ) 葬祭料の遡及支給 被爆時から昭和四十三年度までの被爆死没者に対して 一人当たり 金七万円也

※遡及支給は昭和五十年年度に行うこととして要求します。

③ 「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律を次の通り」改善されたし

(1) 被爆者健康手帳の名称を被爆障害者手帳と改正されたし

前二項(1)号で申し述べた通り被爆者健康手帳が交付されるためには放射能の障害を多量に受けていることを厳密に審査されて該当するとの認定があつて交付されるので当然被爆障害者手帳と呼ぶべきものであります。

この件は被爆者の特殊性を認める前提となるものでありここからすべての被爆者援護対策は考えられなければならないので改正されることを要求します。

(2) 被爆障害者の健康保険税を免除され度し

被爆障害者は既に実施されている七十才以上の医療無料化を考え被爆障害者手帳だけの医療給付を強く要求したが国民皆保険の建て前から実現しませんでした。

従つて次善の策としては被保険者であることは否むものではないから保険税を免除して貰うべきだと考えますので要求します。

特に被爆障害者の殆んどは国保加入者であり国保は宿命的に

赤字財政であるためにその保険税は年々高額となり被爆障害者としては負担出来ない状態にあるので強く実現を要求します。

(3) 被爆障害者手帳が全国開業医で使用出来るよう措置されたし。

被爆障害者に対する医療給付は全国何処でも受けられなければならぬのであります。

然し現実はそのようではなく長崎、広島を除いては殆どどの府県内で被爆障害者手帳による医療給付は受けられないのが実態であります。

これでは折角の医療法も有名無実であり国が被爆障害者の特殊性を認めて立法されたものであるにも拘らず全国に適用されないのは不合理であり又このために他府県在住の被爆障害者は現行の恩恵すらも受けられないのでは何のための立法かといふようになります。

従つて早急に全国適用となる事を要求します。

④ 被爆二、三世対策として適切な援護措置を講じられたし

近年被爆二、三世について世間でいろいろ騒がれていますが被爆者手帳友の会はこの問題で騒ぎ立てられる事は迷惑だと考へます。

何故ならば今、二、三世がどうかうだと騒がれると被爆者が最も恐れる社会的差別が生ずるからであります。

現在行われている二、三世の健康調査などは絶対に賛同出来ません。既に行われた集団的な健康調査で統計的な数値が発表されたために深刻な社会不安と悲しむべき差別が起つているの

であります。

学問的に二、三世の調査が必要である事は認めるにしても、その調査はもつとも慎重であるべきで安易に統計的数値を求めようとする愚策でなく最善の方策をとるべきです。

被爆者手帳友の会としても二、三世の健康状態について一沫の不安は禁じ得ません。

それは二、三ではあるがそのような現実が現われているからであります。

従つてこのような現実が現われたときの対策は国として当然に樹立されるべきで適切な援護措置が講じられることを要求します。

⑤ 昭和四十九年度陳情活動計画

昭和五十年年度では前述の要求を全面獲得しなければならぬので四十九年度の陳情運動は強力なものでありたいと次の通り計画しております。

第一波	五月二十六日(五泊六日)	二名派遣済み
第二波	七月下旬	六名
第三波	八月下旬	八名
第四波	九月下旬	八名
第五波	十月中旬	十名
第六波	十一月中旬	十二名
第七波	十二月上旬	十五名
第八波	十二月下旬	三名
合計		六十四名

※右の計画は事情によつて変更することがあります。

昭和48年度決算書 (自昭和48年6月1日
至昭和49年3月31日)

収 入 の 部			支 出 の 部		
科 目	金 額	摘 要	科 目	金 額	摘 要
繰越金	776,074 ^円	前年度から	人件費	885,212 ^円	職員給与,役員行動費
会費	3,152,800	年額1世帯300円	陳情費	627,278	上京陳情旅費
助成金	650,000	{ 県 500,000 ^円 市 150,000 ^円	普通旅費	464,244	地域集会等旅費
寄付金	483,691	篤志寄附	通信費	177,297	郵便,電話料
雑収入	56,807	予金利子その他	印刷費	430,300	会報,速報等印刷費
			備品費	67,970	事務所備品代
			消耗品費	21,900	事務用品代
			会議費	246,800	役員会,総会等
			光熱水費	11,338	電気ガス水道代
			雑支出	215,945	慶弔費その他
			繰出金	1,300,000	授護のいろは出版費
			繰越金	671,088	次年度へ
合 計	5,119,372		合 計	5,119,372	

監査の結果上記の通り相違ありません

昭和49年6月14日

監 事 山 口 一 之 ㊟
梅 原 三 郎 ㊟

昭和49年度予算書 (自昭和49年4月1日
至昭和50年3月31日)

収 入 の 部			支 出 の 部		
科 目	金 額	摘 要	科 目	金 額	摘 要
繰越金	671,088 ^円	前年度から	人件費	1,328,000 ^円	職員給与,役員行動費
会費	3,900,000	④ 300円×13,000世帯	陳情費	2,240,000	{ 上京陳情旅費 35,000 ^円 ×64
助成金	800,000	県,市の助成	旅 費	400,000	地域集会等旅費
寄付金	400,000	篤志寄附	通信費	300,000	郵便,電話料
雑収入	50,000	預金利子等	備品及 消耗品費	80,000	{事務所用備品、 文具代
			会議費	350,000	役員会,総会等
			光熱水費	20,000	電気,ガス,水道代
			繰出金	700,000	七周年記念事業費
			雑支出	200,000	慶弔費その他
			予備費	203,088	
合 計	5,821,088		合 計	5,821,088	

被爆者手帳友の会結成趣意書

どんなに私達の要求が正しくても、圧力団体とならない限り、現代の社会では要求を貫徹することが出来ません。サンフランシスコ講和会議においては、私達原爆被災者個人個人のもつ、賠償請求権を日本政府が私達になんの相談もなく、放棄したことは衆知の事実であります。ジュネーブ条約では、毒ガス等による大量殺リクを禁じてありますが、長崎、広島ではあの恐るべき原子爆弾によって、罪のない市民に参拾万の爆死者式拾万に及ぶ被災者を生じたのであります。勿論これは国際法に反し、人類の生存権に對する挑戦であります。

しかるに政府の原爆被災者に対する施策は不十分なる医療法があるだけで、その戦争災害の甚大なわりに、お粗末な限りであります。又原水禁運動の派手な反面、被災者はなおざりにされ、その声は反映されなかつたのです。

周囲を見て下さい。農地報償問題、引揚者問題、軍人軍属の援護問題等々戦後処理は殆んど解決したではありませんか。戦後処理で残っているものは只ひとつ原爆被災者の補償問題です。

被爆者の皆さま、今こそ立ち上って、そして団結して、亡き肉親の石碑なりとも、法事の費用なりとも獲得しようではありませんか。又被爆者の物心両面に亘る、ハンデイを取り除こうではありませんか。

私達は、今から十年前、捨て、顧みられなかつた学徒動員の補償を勝ち取った唯一の団体です。私達は、その尊い体験と、組織力を一般被爆者のために奉仕したいと思ひ、こゝに被爆者手帳友の会を発足させるものであります。

記

- 一、原爆死没者に弔慰金を支給すること
- 一、二軒以内に於いて被爆したものに障害手当を支給すること
- 一、全被爆者に特別手帳を交付すること
- 一、全被爆者に健康管理手当を支給すること
- 一、原爆による家、家財の焼失者に見舞金を支給すること
- 一、被爆者の医療費を無料化すること

昭和四十二年六月十八日

●被爆者手帳友の会会則

- 第一条 本会被爆者手帳友の会と呼び事務所を長崎市坂本町八の二九におきます
第二条 本会は左の事業を行います
1 被爆者援護法の制定を推進します
2 被爆者の相互扶助・親睦を図り明るい市民生活を送ることを促進します
3 被爆者の社会的・経済的地位の確立に努力します
第三条 本会はつぎのもの（会長の承認によって会員となつたもの）で構成します
1 被爆者手帳をもっている人
2 原爆により肉親を死亡させた人
3 本会の趣旨に賛同し本会に献身的な奉仕をする人
本会に入会するものは入会申込書を提出することにします
会長は不適当と思われる人に入会を拒否することが出来ます
本会会員で会の名譽を傷つけ、又は不適当と思われる場合は理事会にはかり除名します
第四条 本会に左の役員をおきます
会長一名、副会長四名、監事二名、事務局長、事務局次長、会計各一名、理事若干名、理事長、常務理事各一名
第五条 役員は左の方法により選出します
1 会長、副会長、監事は総会で選出します
2 事務局長、事務局次長、会計、理事、理事長、常務理事は会長により選出します
3 役員は二年とし再任を妨げません
第六条 本会に左の決議機関をおきます
1 総会は年一回招集し、最高の決議機関であつて予算決算、事業報告、役員改選、会則改廢の議決を致します。ただし、代表者大会をもって総会にかえることが出来ます
2 理事会は総会につぐ決議機関です
3 総会、代表者大会、理事会は出席者の過半数をもって議決します
第七条 本会には必要な地域に支部を作ることが出来ます
1 支部規約は本部会則に準じます
2 本会の収入は左の方法によります
3 本会の趣旨に賛同する人より寄付金を受くことが出来ます
3 県・市等公共団体より助成金を受くことが出来ます
3 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日で終ります
3 本会則は昭和四十二年六月十八日より発効し総会の議決をもって改正します
3 八条一号は四十九年度で改正し五十年年度から実施します

被爆者とは(原爆手帳申請の出来る人)

一、原爆投下のとき長崎県にあっては当時の④長崎市内

⑤ 西彼杵郡福田村のうち大浦郷、小浦郷、小江郷、小江原郷

⑥ 西彼杵郡長与村及び時津村で直接被爆した者(一号被爆者)

二、原爆投下後二週間以内に爆心地から二キロメートル以内に入
った者(二号被爆者)

三、前二項に含まれない人で投下されたさい、またはその後にお
いて放射能の影響を受けるような事情のもとにあった者。

例えば救護所で病院医師、看護婦が被爆者の救護にあたってい
た者など(三号被爆者)

四、前三項のどれかに該当する人の胎児であった者(四号被爆者)

※前二号の爆心地から二キロメートル以内の地域とは次の通り
です。

西北郷、東北郷、家野郷、西郷、家野町、大橋町、岡町、橋口
町、山里町、坂本町、本尾町、上野町、江平町、高尾町、本原
町、松山町、駒場町、城山町、浜口町、竹ノ久保町、稻佐町二
丁目、稻佐町三丁目、旭町一丁目、岩川町、浦上町、茂里町、
銭座町、井樋ノ口町、船蔵町、宝町、寿町、幸町、福富町、玉
浪町、梁瀬町、高砂町、御船蔵町、御船町、八千代町、瀬崎町
浜平町

御健勝をお祈り申し上げます

昭和49年7月

衆議院議員	倉成 正
衆議院議員	中村 重光
衆議院議員	西岡 武夫
衆議院議員	白浜 仁吉
参議院議員	初村 滝一郎
衆議院議員	小宮 武喜
衆議院議員	松尾 信人
参議院議員	中村 禎二
長崎県知事	久保 勘一
長崎市長	諸谷 義武

(順不同)

各種手当申請手続一覧

手当の種類	必要書類など	診断機関
特別手当	(1) 申請書 (2) 診断書	→指定医療機関
健康管理手当	<p>(共通のもの)</p> <p>(1) 世帯全員の住民票写し(市町村役場で)</p> <p>(2) 申請者、配偶者、生計を維持する扶養義務者の前年分(又は前々年分)の所得税額確認書(市町村役場で)又は所得税額証明書(税務署で)</p> <p>(1) 申請書 (2) 診断書(疾病用) (3) 身体障害者の場合 診断書(身体上の障害用) (4) 母子世帯の母などの場合 ア、申請者の戸籍の謄本又は抄本 イ、申請者が扶養する子、孫又は弟妹の戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し ウ、申請者と、その扶養する子、孫又は弟妹との身分関係を明らかにする戸籍謄本若しくは抄本又は住民票の写し エ、申請者が子、孫又は弟妹を扶養することを証する書類(民生委員の発行するもの) オ、配偶者が生死不明であること、配偶者に遺棄されていること。配偶者が拘禁されている等の場合は、その証明書 カ、配偶者が廃疾の状態にある場合は、その診断書 キ、18才以上、20才未満の子、孫又は弟妹が廃疾の状態にある場合は、その診断書</p>	<p>→被爆者一般疾病医療機関</p> <p>→被爆者一般疾病医療機関又は一般病院、診療所</p> <p>被爆者一般疾病医療機関又は一般病院、診療所</p>
医療手当	(1) 申請書 (2) 認定医療証明書	→指定医療機関
介護手当	(1) 申請書 (2) 診断書 (3) 介護料の支払を証する書類(領収書)	→被爆者一般疾病医療機関
葬祭料	(1) 申請書又は請求書 (2) 死亡診断書 (3) 戸籍謄本	全 上

1. 申請書、診断書は市町村役場にありますが
2. 所得税額確認書には給与所得者は源泉徴収証明書を添付して下さい
3. 健康管理手当の場合、国民年金(母子年金、障害年金など)あるいは児童扶養手当の証書を提出すれば手続が簡単になります。

特別措置法のあらまし(昭和49年9月から)

手当の種類等

手当の種類	金額	対象者	制限条項
特別手当	月額 15,000円 又は 7,500円	①負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定をうけた者(認定患者) ②現に①の認定をうけた負傷者又は疾病の状態にある人	あなたや、あなたの配偶者及びあなたの生活をみている方(父、母、子、孫、兄弟、姉妹)のうち年間80,000円をこえる所得税を納めている場合は支給をうけられません。 ただし特別手当は80,000円をこえ、86,500円までは支給額7,500円。
新規	月額 7,500円	治癒した状態にある人	
健康管理手当	月額 7,500円	①被爆者 ②造血機能障害その他、厚生大臣の定める病気にかかっている人 ③次のいつれかにあたる人 ※1 45才以上(昭和49年10月から) 2 身体上の障害のある人 3 母子世帯等の世帯主	86,500円をこえた場合は支給を受けられません。
医療手当	月額 9,500円 又は 7,500円	認定患者で現に医療を受けている人	86,500円をこえた場合は支給を受けられません。
介護手当	介護を受けた日数が20日以上は月額18,000円	①被爆者 ②精神上又は身体上の障害によって介護を受けている人 ③介護の費用を支払っている人	
葬祭料	22,000円	被爆者が死亡した場合 支給される	自殺、事故死の場合は認められない事がある

健康管理手当を受けられる人は、下記の厚生大臣の定める病気の症状がある人です。

障害名	厚生大臣の定める病気
1 造血機能障害	1 貧血症 2 白血球増多症 白血球減少症 3 白血病 4 出血性素因 5 その他
2 肝機能障害	慢性肝障害 その他
3 細胞増殖機能障害	悪性新生物(癌)
4 内分泌腺機能障害	1 糖尿病等の膵臓内分泌機能異常 2 著しい月経異常、不妊症等卵巣機能異常 3 無精子症、乏精子等の睪丸機能異常 4 甲状腺機能異常
5 脳血管障害	1 脳出血 2 蜘蛛膜下出血
6 循環器機能障害	1 高血圧性心疾患 2 動脈硬化性心疾患
7 腎臓機能障害	1 慢性腎炎 2 ネフローゼ
8 水晶体混濁による視機能障害 (昭和44.4.1追加)	1 水晶体後極部被膜内面に位して色閃光を呈する限極性混濁 2 水晶体後極部の前方近くに位置する点状又は塊状の混濁
9 呼吸器機能障害	肺気腫、慢性間質性肺炎
10 運動機能障害	変形性関節症、変形性脊椎症、骨そすう症

◎友の会本部役員紹介

会長	深堀勝一
副会長	西本浅吉
会 計	藤野義一
事務局長	鈴木美秀
全 次長	伊藤三十郎
情宣部長	寺田秋蔵
組織部長	竹馬五大州
理事長	古川秀夫
理事	杉山又一七
監 事	山口一之
監 事	梅原三郎
書記	辻村保子
非常勤	荒木密次

◎支部長紹介

長崎市関係
支部名
支部長氏名
伊良浦松井正夫

支 部 名 西 三 黒 神 大 支 県 山 福 日 田 銭 勝 立 深 坂 矢 茂 仁 西 土 戸 戸 手 竹 十 式 古 小 小 川 稲 支
部 名 海 重 崎 浦 瀬 部 市 里 田 見 上 座 山 山 堀 本 上 木 田 池 杉 高 上 渡 森 高 古 磯 山 猪 房 深 正
支 部 長 岳 野 辻 本 池 支 市 堀 本 尾 尾 島 松 磯 田 方 村 口 川 田 山 橋 戸 辺 兵 右 橋 里 口 股 前 堀 田
氏 名 常 荒 光 久 勇 名 郎 子 雄 郎 助 壽 藏 新 吾 一 次 平 七 雄 一 子 門 な 一 雄 之 吉 喜 一 雄 名

支 部 名 玉 平 森 高 高 小 吾 加 口 有 有 南 小 千 愛 瑞 国 鳥 諫 佐 伊 大 高 三 野 多 多 長 時 西 琴 西 支
部 名 浦 戸 山 西 來 井 妻 佐 津 家 馬 山 浜 石 野 穂 見 原 早 保 島 島 和 崎 多 良 見 東 与 津 郷 海 彼
支 部 長 白 岳 荒 米 佐 宮 松 宮 一 林 白 山 本 田 佐 川 中 増 田 山 北 下 田 田 脇 田 尾 山 村 下 藤 木 海
氏 名 太 勝 寅 正 文 敏 十 伝 八 隆 孝 行 浅 照 國 松 喜 幸 好 忠 輝 源 光 勇 国 順 篤 名
郎 弘 郎 利 平 美 郎 市 郎 夷 保 治 一 吉 次 計 新 賴 雄 藏 松 昭 男 次 平 豐 男 策 松 作 二 武

支 部 名 布 深 郷 生 上 上 峰 豐 美 嚴 東 川 波 新 宇 崎 小 佐 田 勝 芦 有 岩 奈 新 上 若 奈 富 三 岐 支
部 名 津 江 浦 月 馬 泉 玉 島 原 杵 棚 見 久 戸 々 々 平 本 辺 川 浦 尾 目 島 松 留 江 桑 宿 名
支 部 長 山 永 永 町 古 山 八 神 浦 島 金 岩 山 山 島 神 中 山 平 伊 豐 長 高 山 住 原 前 磯 小 鬼 山 飯 支
氏 名 下 田 元 田 藤 田 坂 宮 瀬 居 谷 永 下 田 島 口 尾 藤 坂 川 良 下 福 田 田 田 塚 下 田 名
光 季 安 龜 博 安 清 清 藤 千 榮 直 利 吉 太 小 朝 初 幸 源 昌 真 邦 彦 小
秀 盛 男 郎 榮 司 昇 美 夷 勇 吉 三 雄 子 守 郎 三 郎 勉 郎 太 治 夫 郎 郎 弘 戒 守 彦 治 吉

◎温泉保養所案内

被爆者の身心両面に亘る保養と健康の増進のための身近かな温泉湯治場として原爆温泉保養所を設けてありますので御利用下さい。

場所 長崎県南高来郡小浜町北本町（電）

名称 原爆温泉保養所「大和荘」

定員 五十名

利用料金

宿泊（一泊二食） 被爆者 一、一〇〇円 入湯税 四〇円

その他 一、五〇〇円 入湯税 四〇円

申込方法 利用したい方は左記の所に申込んで下さい

長崎市興善町被爆者検査センター

◎被爆者の宿泊施設を紹介します

長崎市に市外から来て宿泊を必要とする被爆者のために宿泊所が設けられています。

場所 長崎市岡町 平和記念像前

名称 原爆被爆者福祉会館内

料金 一泊二食 被爆者 一、一〇〇円

その他 一、六〇〇円

申込方法 直接申込んで下さい

◎健康管理手当を

申請しましょう

原爆手帳所持者で厚生省が定めた疾病のある四十五才以上の人は健康管理手当を申請する事が出来ます。（四十九年九月から）

厚生省が定める疾病とは本会報（11）頁に出ている通り十種類の疾病（病名はたくさんあります）のある人ですが、この疾病は現在お医者にかゝっている人であろうと、かゝっていない人であろうとこのような症状のある人は該当するという事です。

又その症状が重いか軽いかは関係なくお医者がそのような症状があると診断されたら申請手続きが出来ます。

みなさんは元氣だと考えていられる人でも一度お医者に診断して貰って何ともないという事であれば止むを得ませんが少しでも定められたような症状があるといわれたら診断書をお医者から書いて貰って早速町村役場で手続きして申請して下さい。

この診断書は病名が一つ何かゞあればよいのです。

又検査記録がとれないときは診断書の特記欄にお医者意見を記入して貰えばよいことになっていきます。検査は疾病に該当するものだけでよく全部検査して貰う必要はありません。

◎原爆被爆者の養護ホームが

(恵ヶ丘養護ホーム)設置されています

被爆者のうち身体上、若しくは精神上、又は環境上の理由により養護を必要とする人でありながら居室において養護を受けることが困難な人を健全な環境のもとで養護するため原爆被爆者だけの養護ホームが設置されています。

ただし現に入院治療を要する人は除かれます。

○種類と定員 一般養護ホーム (收容人員 一五〇名)

特別養護ホーム (收容人員 一〇〇名)

○場 所 長崎市三ツ山町一三九一五

○運営主体 純心聖母会

○入所手続

被爆者養護ホームに入所したい人は所定の申請書(市町村役場にありますが)を長崎市内在住者は長崎市長に長崎市以外の県内居住者は長崎県知事に提出して許可を受けることになっています。

(注)

一般養護ホームは身体がかなう人
特別養護ホームは身体がきかない人が入所します。
入所料は無所得の人は無料ですが、所得がある人は所得によって一部負担金を納めることもあります。

◎知っておきたいこと

緊急又は止むをえない理由で被爆者が、指定医療機関、被爆者一般疾病医療機関でないところで診療をした場合は、領収書及び診療明細書をそえて都道府県知事を経て、厚生大臣に請求することが出来ます。

これは旅行中であるとか、盲腸のために緊急に治療する必要がある場合等であります。

なお他府県(長崎、広島以外)在住の人は一般開業医が原爆手帳で診察してくれないので役に立たないと考えている向きが多いようですが一般開業医で治療を受けたときはその都度前記の通り領収書と診療明細書を添えて都道府県知事を経て厚生大臣に自己負担分の医療費の払い戻しを請求することになっています。

◎事務局便り

最近被爆者の中で工場などに動員されたり徴用されたりして被爆負傷した方を認定患者の申請を世話する件数が殖えています。

又このような方々は傷害年金の申請の出来る方もあります。

まだ知らないでいる方がたくさんあるのではないかと考えます
皆様の知人の方にそのような状況の人がおられましたら本部の方え相談されるようおす、め下さい。

◎医師に上手にかゝるには

被爆者に対する諸手当はほとんどお医者 of 診断書が必要です。ところが手当は欲しいけど診断書が仲々書いて貰えないとよくいわれます。

これを上手にもろうにはその時だけの診断ではお医者もすぐには判断が出来ないだろうと思います。

従つて被爆者は常に健康管理をしておらねばならない状態ですからふだんからお医者にかゝつてよく診断して貰つておる事がよいと思います。

少くとも一年に四、五回はどうも無いと思つてもお医者にご相談しておく事が身体のためでもあり、それが引いては諸手当を貰うのに好都合になる訳です。

お医者に自分の健康状態をよく知つて貰つておく事だと考えます。

健康管理を十分にし諸手当も貰いそこねないようにするための秘決はこんな所にあるようです。

◎陳情こぼればなし

被爆者援護の旗印して政府国会に対しての陳情活動も七年を経過しました。

その間徐々に成果は上りましたがまだ十分ではありません。そこで友の会としては被爆三十周年を目前に被爆者の援護はこうあつて欲しいと陳情項目の骨組みを纏めました。

この骨組みについては県、市当局を始め国会議員の先生方に友の会の考え方としてお示ししてあります。

被爆者援護法を作れという声もいろ／＼と出ますが現実のものとなつて来ません。

こうした中で自民党でも被爆者援護法を作り度いという事で友の会案を土台にするから原案を送つて欲しいとの要望がありましたので直ちに発送しました。

どんな形で現われるか楽しみにしています。

政府、自民党では友の会案は誠に筋が通つていて実現性があると私達の案を採用されたものです。

私達はあくまでこの線で頑張ります。

◎原爆病院に寄付を

原爆病院は私達被爆者もつとも信頼し利用している病院ですが今まではや、もすれば長崎市内の人だけの病院ではないかとさ、やかれていました。

然し現在は友の会のお世話が大変行き届いて他府県在住の被爆者も多く来院されるし県内離島方面からも多数受診されるようになりました。

私達被爆者の病院として大活躍してもらっています。

ところが原爆病院の運営は赤字だと度々報導されています。

そこで皆様に御協力を仰ぎたいのですが貧者の一灯の気持ちで香典返しなどを原爆病院の運営費に寄付して貰ったらとお願いする次第です。

ありきたりの品物を香典返しに苦心していますが、これに代る金額を原爆病院の運営費の一部として寄付して貰ったらと御協力をお願いします。

大いに利用し大いに協力しましょう。

◎四十九年度第一回陳情報告

被爆三十周年の昭和五十年年度で実現させ度いと被爆者援護に対する陳情書を提出し合せてその考え方を説明して理解を深めて貰うための第一回陳情をいたしました。

今回は国会開会中のため国会議員の先生方や役所の人にも仲々会えなくて困りましたがどうか目的は達せられました。

初村先生にお逢いする前に厚生省の課長さん以下係の方々に分説明していました。

やっと初村先生に逢えたので先生にお願いしましたら先生は自民党でも一、五〇〇億円の予算のつくような案を作らにゃいかなあと笑い話をされたので、友の会の案をそのまゝ、実施すればどれ位の予算になるか計算して貰って下さいとお願いしましたら早速厚生省に電話で計算して見るようにと頼んでいたゞきました。近い内にその結果が出ることに楽しみにしています。

又西岡小委員長は五十年年度で目途をつける覚悟で取り組むと力強い御考えを伺いました。

五十年年度で被爆者援護は大きな進展が期待出来そうです。その実現に先生方と一しよに全力投球で行きましょう。

(事務局長)

原爆被爆者健康診断委託機関名

○印は認定疾病指定医療機関名

長 崎 市	○新地町	長崎市立市民病院	小保健 浜所	口之津町	松村医院
	○草住町	福井病院	○小浜町	国立小浜病院	
	○籠町	十善会病院	大村保健 所	○大村市	大村市立病院
	○新地町	济生会病院		○大村市	国立大村病院
	桜馬場町	原爆傷害調査委員会	川棚町	川棚病院	
	○小峰町	聖フランシスコ病院	吉井保健 所	世知原町	松浦病院
	○飽の浦町	三菱病院		○江迎町	北松中央病院
	油木町	結核予防会長崎県支部	佐々町	佐々町国保診療所	
	○片瀝町	日本赤十字社長崎原爆病院	平戸保健 所	平戸市	柿添病院
	○古川町	是真会高原病院		生月町	生月病院
○宝町	井上病院	平戸市	平戸市立南部病院		
○瀧町	長崎市立長崎病院	平戸市	平戸市立南部病院		
興善町	長崎原爆被爆者対策協議会		紐差病院		
○坂本町	長崎大学医学部附属病院	松保健 浦所	佐賀県	社会保険浦ノ崎病院	
○城栄町	上戸内科病院		伊万里市		
新地町	長崎市医師会診療所				
佐世保市	戸尾町	佐世保中央病院	福江保健 所	○福江市	五島病院
	○島地町	佐世保市総合病院		福江市	聖マリア病院
島地町	佐世保市共済病院	岐宿町	河村病院		
長崎保健 所	香焼町	香焼病院	有川保 健所	○上五島町	上五島病院
	香焼町	長浜診療所		小値賀町	浦病院
	高島町	高島鉱業所 高島病院		宇久町	中山医院
	高島町	〃 端島病院		上五島町	藤松診療所
大瀬戸所	西海町	田中医院	○奈良尾町	奈良尾病院	
	西海町	池田医院			
諫早保健 所	○諫早市	健康保険諫早病院	老保健 岐所	○郷ノ浦町	老岐公立病院
	諫早市	長崎刑務所医務部			
	諫早市	犬尾病院			
島原保健 所	島原市	池田病院	厳原保 健所	○厳原町	厳原病院
	有明町	永田医院		美津島町	国立対馬病院
	西有家町	伊崎外科医院		豊玉村	豊玉村国保診療所
	深江町	深江町国保診療所		峰村	峰村立佐賀診療所
	○島原市	県立島原温泉病院		上県町	藤井診療所
			○上対馬町	上対馬病院	

会報に寄せて

長崎県知事 久保勘一

長崎、広島に原爆が投下されてから、早くも二十九年の歳月が過ぎようとしております。

この間、皆様の手帳友の会は、原爆の影響を受けられた方々に対する国の援護措置の確立をめざして積極的な活動を推進してこられました。

お陰を持ちまして国の援護措置は年毎に改善され、その内容は大巾に充実強化されてきました。

皆様の長い間のご熱意とご努力に対し深く敬意を表するものでございます。

本県といたしましても、国の援護措置の確立を期して、被爆者の実状に即した援護対策を策定して、県選出の国会議員さんをはじめ各関係方面の協力を得て、国会並びに政府に対し強く働きかけて参りました。特に来年は被爆三十周年を迎えるのであります。そのためにも本年度は五十年年度の国の予算編成において、被爆者援護の抜本的改善が図られるよう主として次の事項の実現について積極的に働きかけて参りたいと存じます。

1 被爆者等に対する遺族年金・弔慰金等支給制度の確立

2 「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」による諸手当の支給範囲の拡大及び支給額の増額

3 爆者健康診断の充実強化

4 特別養護ホームの整備充実

5 原爆病院の施設整備費及び運営費の助成

6 長崎大学医学部原爆後障害研究施設の研究所昇格と資料センターの充実

7 者実態調査の実施

なお、本県におきましては、現在、国の援護措置がまだ十分とはいえない実状にあるところから、さきに「長崎県原子爆弾被爆者援護措置要綱」を定め、県独自の援護措置として

1 入院患者見舞金

2 在宅患者見舞金

3 温泉保養所利用交通費

4 入退院交通費

5 技能習得促進費

6 就職支度金

7 生活見舞金

8 死亡弔慰金

等の支給事業等を実施するほか、老齢被爆者等、養護を必要とする人々の生活の安定を図るため、被爆者養護ホームを設置して養護事業を実施しているところでございます。

どうか、皆様におかれましては、会長さんを中心として、今まで、長い年月をかけて築き上げられた立派な業績に更に一步を進められるようご期待申し上げます。

会員皆様のご健勝をお祈り申し上げますと致します。

昭和五十年年度

支部代表者大会資料



会報

発行人 長崎市坂本町八一二九

長崎県被爆者手帳友の会

電話 ④④九二六三
④④六二四四

とき 昭和五十年五月二十日（火）

ところ 長崎市平野町 宝来軒

きめこまかな施策で

バランスのとれた処遇改善を

長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀 勝一

昭和五十年年度は実に一〇〇億円という増額をかちとることが出来ました。

こんなことは初めてのことです。まさに画期的な前進をとげたと云っても過言ではありません。これは関係各機関のご支援の結果である事は云うまでもありませんが、なかでも長崎県選出の国会議員の奮闘は特筆大書されるべきで誠に感謝に堪えません。さて、五十年年度は予算をがっぽり取ったのですから五十一年度はきめこまかい施策が必要です。即ち所得制限を撤廃することであり、被爆地域のアンバランス是正その他運動方針にもなれていることを実現することです。

私は戦争犠牲者はバランスのとれた処遇を受けるべきであり、たゞ単に原爆被爆者だけよければよいのだという狭い量見は決して持っていません。

あまねく戦争犠牲者が国家の補償をうけて安心して生活の出来る日を夢みております。その日のためにともどもに努力を重ねて行きたいと思っております。

どうか皆様のご協力をお願いします。

昭和四十九年度経過報告

① 国会陳情活動

昭和四十九年度の国会陳情は中央の情勢を勘案しながら次の通り行いました。

回数	期 日	日 程	人 員
第一回	四十九年 五月二十六日から	五泊六日	二名
二	七月二十二日から	〃	六名
三	八月十一日から	二泊三日	一名
四	九月十五日から	四泊五日	六名
五	十一月二十日から	六泊七日	二名
六	十二月二十日から	〃	六名
七	五十年 一月二日から	七泊八日	二名
計七回			計二十五名

② 運動の成果

- (イ) 保健手当が新しく実現しました
 - (ロ) 家族介護手当が新しく実現しました
 - (ハ) 年令制限が撤廃されました
 - (ニ) 諸手当がぐんと増額されました
 - (ホ) 所得制限の年税額も引き上げられました
- 以上の改善内容は次の通りです

項 目	現 行 額	改 正 額	実 施
保健手当	新 規 月一五、〇〇〇円	月 六、〇〇〇円	昭和五十年 十月から
特別手当 (もった)	〃 七、五〇〇円	〃 二四、〇〇〇円	〃
医療手当	〃 九、五〇〇円	〃 一四、〇〇〇円	〃
健康管理	〃 七、五〇〇円	〃 一二、〇〇〇円	〃
介護手当	〃 七、五〇〇円	〃 一二、〇〇〇円	〃
家族介護	〃 一八、〇〇〇円	〃 二三、〇〇〇円	〃
年令制限	新 規 満四十五才以上	〃 四、〇〇〇円	〃
所得制限	年税額 八〇、〇〇〇円まで	年税額 一一七、五〇〇円まで	昭和五十年 六月から
葬祭料	一件二二、〇〇〇円	一件三三、〇〇〇円	昭和五十年 十月から

※以上の内、保健手当、家族介護手当の申請要項など委しいことは九月までに発表される筈です。

③ 支部結成状況及び地域集会

(イ) 支部結成状況

支部結成は未結成地区をなくして被爆者のみなさんの便益を図ってあげると共に会員を殖し度いと、長崎市内をはじめ県下未結成地区に活潑な働きかけをしましたが、まづまづの成果で長崎市内では西城山、城山、本原、西北、西町などが結成の運びとなり県下では西有家、有明支部が結成され大村市も支部結成の決定がなされました。

(ロ) 地域集会活動

会員みなさんの便益を図ると共に会員の方々との連携を密にするための地域集會を県下各地で開催しましたがまだ十分とはいえず、これからもっとく努力して行くことにします。
四十九年度で開催したのは七十五支部でした。

④ 相談業務

被爆者のみなさんの手帳交付申請についての相談や各種手当申請の相談並びに認定患者申請の相談をお世話しました。
四十九年度では手帳申請や手当申請関係が四二八件認定患者関係が七十件でありました。

◎ 昭和五十年年度運動方針

昭和五十年年度は被爆三十周年をふまえてその対策はバランスのとれた処遇改善を目標に筋を通し、節度ある要求で国民的理解と支持を得て実現を期する事にして次の通り要求します。

(一) 爆死者に弔慰金を支給せよ

(イ) 弔慰金額 一人当り 金二〇万円也

(ロ) 支給方法 一時金として

(ハ) 支給開始 昭和五十一年度から

(二) 家、家財焼失者に見舞金を支給せよ

(イ) 見舞金額 一戸当り又は一世帯当り 金二〇万円

(ロ) 支給方法 一時金として

(ハ) 支給開始 昭和五十一年度から

(三) 「原子爆弾被爆者の特別措置に関する法律」を次の通り改善され度し

(1) 被爆者に次の通りの手当を支給すること

現行法による各種手当(特別、健康管理、医療、保健)を増額又は改善して終身支給すること

(イ) 認定患者手当 月額三万八千円 現行の認定患者全員に支給すること

(ロ) 保健手当 " 二万五千円 現行の保健手当を増額し爆心地から二軒以内での直接被爆者全員に支給すること(但し認定患者を除く)

(ハ) 被爆者手当 " 一万二千円 被爆者手帳所持者全員に支給すること。但し前項(イ)、(ロ)項該当者を除く

(イ) 介護手当を増額して家族介護の場合も同額とすること

(ロ) 介護手当(家族介護も同じ) 月額 三万六千円 期間 二〇日以上

(ハ) " " 二万七千円 " 一〇日以上

(イ) " " 一万八千円 " 一〇日未満

(ロ) 葬祭料を増額して被爆時にまで遡及支給すること

(イ) 葬祭料 一人当り 金五万円也

(ロ) 遡及する葬祭料 被爆時から昭和四十三年まで 一人当り 金七万円也

(ハ) 遡及する葬祭料支給開始 昭和五十一年度より

(四) 「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を次の通り改善されたし

(1) 被爆地域のアンバランスを是正すること
長崎市周辺において特にアンバランスが目立っているのをこれを合理的に是正すべきである

(2) 原爆病院を特殊な専門的国立病院として恒久的な被爆者の医療機関とすること
原爆被爆者の特殊な健康状態を配慮してすみやかに具現すべきである

(3) 原爆被爆者の健康保険税を免除すること
国民の七十才以上の老人医療費の無料化を考え国の犠牲者である被爆者の保険税は免除すべきである

(五) 原爆被爆二、三世対策を速かに樹立すること

被爆二、三世で特に異状を訴える者は認定して国費による援護措置をすべきである

(六) 原水爆禁止を国是として政府による核禁外交を推進すること
原水爆の禁止は国民的要求である。政府は積極的に核禁外交を推進すべきであり本会としても被爆者十万人署名を展開する。

(七) 昭和五十年年度の陳情計画
昭和五十年度は被爆三十周年であり強力な運動を展開するため次の通り計画しました

回数	期日	日程	人員
第一回	五十年 五月中旬	(四泊五日)	三名
二	五月下旬	(" ")	二名

第三回	七月下旬	(四泊五日)	三名
四	九月下旬	(")	三名
五	十月下旬	(")	三名
六	十一月下旬	(")	六名
七	十二月下旬	(")	八名
八	十二月下旬	(")	二名
計八回			計三十名

※右の計画は事情によって変更することがあります

(八) 県に対する要望事項

(イ) 被爆者の満七十才以上の者のバス料金を無料とすること
他府県では被爆者全員の無料化が実現している。本県に於ても七十才以上の無料化程度でも実現すべきである

(ロ) 被爆者手帳の交付のための民主的な審査機関を設置すること
被爆者手帳の交付をめぐってトラブルが多い、これを解決するために民主的な交付審査機関を設置すべきである

(ハ) 組織整備対策を強力に推進する
(イ) 長崎市内の組織化が遅れているので支部結成活動を強化して未組織地区をなくすために努力し会員五、〇〇〇世帯の増加を図る

(ロ) 長崎市以外の県下でも未組織地区をなくして二、〇〇〇世帯の会員増を図る

(ニ) 会費を値上げして支部財政の確立を図る
最近の物価高と運動の成果も上っていることなどを考え且つ各支部の財源難を解消するため昭和五十年年度から年額一世帯六〇〇円とし内一〇〇円を支部還元とする

昭和49年度決算書 (自昭和49年6月1日 至昭和50年3月31日)

収入の部			支出の部		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
繰越金	1,971,088	前年度から	人件費	1,229,500	職員給与 5名
会費	4,262,950	@300×14,209+250	行動費	831,900	役員行動費
助成費	800,000	県、市その他の補助金	陳情旅費	578,161	上京陳情旅費
寄付金	733,100	篤志寄附	普通旅費	593,960	地域集会等旅費
雑収入	164,912	預金利子その他	通信費	558,834	郵便、電話料
			印刷費	1,024,100	資料印刷費
			消耗品費	93,175	事務用品その他
			会議費	551,550	役員会、総会費
			光熱水費	30,125	電気ガス水道代
			繰出金	782,840	友の会手引書代
			雑支出	300,798	慶弔費その他
			繰越金	1,357,107	次年度へ繰越
合計	7,932,050		合計	7,932,050	

監査の結果上記の通り相違ありません

昭和50年5月10日

監事 山口 一之 之 印
梅 原 三 郎 印

昭和50年度予算書 (自昭和50年4月1日 至昭和51年3月31日)

収入の部			支出の部		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
繰越金	1,357,107		人件費	2,894,800	前年度の2割増
会費	9,600,000	世帯 16,000×600円	交通費	1,200,000	
助成金	800,000	県~600,000 市~200,000	旅費	1,500,000	50,000×30人
委託費	2,000,000	県より委託	還元金	1,600,000	支部へ
寄付金	750,000		普通旅費	1,200,000	
雑収入	150,000		印刷費	1,500,000	
			通信費	2,000,000	
			消耗品費	600,000	
			会議費	500,000	
			雑費	500,000	
			予備費	1,162,307	
合計	14,657,107		合計	14,657,107	

被爆者手帳友の会結成趣意書

どんなに私達の要求が正しくても、圧力団体とならない限り、現代の社会では要求を貫徹することが出来ません。サンフランシスコ講和会議においては、私達原爆被災者個人個人のもつ、賠償請求権を日本政府が私達になんの相談もなく、放棄したことは衆知の事実であります。ジュネーブ条約では、毒ガス等による大量殺リクを禁じてありますが、長崎、広島ではあの恐るべき原子爆弾によって、罪のない市民に参拾万の爆死者式拾万に及ぶ被災者を生じたのであります。勿論これは国際法に反し、人類の生存権に對する挑戦であります。

しかるに政府の原爆被災者に対する施策は不充分なる医療法があるだけで、その戦争災害の甚大なわりに、お粗末な限りであります。又原水禁運動の派手な反面、被災者はなおざりにされ、その声は反映されなかつたのです。

周廻を見て下さい。農地報償問題、引揚者問題、軍人軍属の援護問題等々戦後処理は殆んど解決したではありませんか。戦後処理で残っているものは只ひとつ原爆被災者の補償問題です。

被爆者の皆さま、今こそ立ち上って、そして団結して、亡き肉親の石碑なりとも、法事の費用なりとも獲得しようではありませんか。又被爆者の物心両面に亘る、ハンデイを取り除こうではありませんか。

私達は、今から十年前、捨て、顧みられなかつた学徒動員の補償を勝ち取った唯一の団体です。

私達はその尊い体験と、組織力を一般被爆者のために奉仕したいと思ひ、こゝに被爆者手帳友の会を発足させるものであります。

記

- 一、原爆死没者に弔慰金を支給すること
- 一、二軒以内に於いて被爆したものに障害手当を支給すること
- 一、全被爆者に特別手帳を交付すること
- 一、全被爆者に健康管理手当を支給すること
- 一、原爆による家、家財の焼失者に見舞金を支給すること
- 一、被爆者の医療費を無料化すること

昭和四十二年六月十八日

●被爆者手帳友の会会則

- 第一条 本会被爆者手帳友の会と呼び事務所を長崎市坂本町八の二九におきます
- 第二条 本会は左の事業を行います
 - 1 被爆者援護法の制定を推進します
 - 2 被爆者の相互扶助・親睦を図り明るい市民生活を送ることを促進します
 - 3 被爆者の社会的・経済的地位の確立に努力します
- 第三条 本会はつぎのもの(会長の承認によって会員となつたもの)で構成します
 - 1 被爆者手帳をもっている人
 - 2 原爆により肉親を死亡させた人
 - 3 本会の趣旨に賛同し本会に献身的な奉仕をする人
- 第四条 本会に入会するものは入会申込書を提出することになります
 - 1 会長は不適当と思われる人に入会を拒否することが出来ます
 - 2 本会会員で会の名譽を傷つけ、又は不適当と思われる場合は理事会にはかり除名します
- 第五条 本会に左の役員をおきます
 - 1 会長一名、副会長四名、監事二名、事務局長、事務局次長、会計各一名、理事若干名、理事長、常務理事各一名
 - 2 役員は左の方法により選出します
 - 3 会長、副会長、監事は総会で選出します
 - 4 事務局次長、事務局次長、会計、理事、理事長、常務理事は会長の指名により選出します
- 第六条 本会に左の決議機関をおきます
 - 1 総会は年一回招集し、最高の決議機関であつて予算決算、事業報告、役員改選、会則改廃の議決を致します。ただし、代表者大会をもって総会にかえることが出来ます
 - 2 理事会は総会につく決議機関です
 - 3 総会、代表者大会、理事会は出席者の過半数をもって議決します
- 第七条 本会には必要な地域に支部を作ることが出来ます
 - 1 支部規約は本部会則に準じます
 - 2 本会の収入は左の方法によります
 - 3 会費は年額六百円(一世帯当り)とし内百円は支部に助成します
 - 4 本会の趣旨に賛同する人より寄付金を受くることが出来ます
 - 5 県・市等公共団体より助成金を受くことが出来ます
- 第八条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日で終ります
- 第九条 本会則は昭和四十二年六月十八日より発効し総会の議決をもって改正します
- 第十条 八条1号は五十年で改正し五十年から実施します

◎被爆者とは(原爆手帳申請の出来る人)

一、原爆投下のとき長崎県にあつては当時の

④長崎市内

⑤西彼杵郡福田村のうち大浦郷、小浦郷、小江郷、小江原郷

⑥西彼杵郡長与村高田郷、吉無田郷

で直接被爆した者(一号被爆者)

二、原爆投下後二週間以内に爆心地から二キロメートル以内に入つた者(二号被爆者)

三、前二項に含まれない人で投下されたさい、またはその後において放射能の影響を受けるような事情のもとにあつた者。

例えば救護所で病院医師、看護婦が被爆者の救護にあたつていた者など(三号被爆者)

四、前三項のどれかに該当する人の胎児であつた者(四号被爆者)
※前二号の爆心地から二キロメートル以内の地域とは次の通りです。

西北郷、東北郷、家野郷、西郷、家野町、大橋町、岡町、橋口町、山里町、坂本町、本尾町、上野町、江平町、高尾町、本原町、松山町、駒場町、城山町、浜口町、竹ノ久保町、稻佐町二丁目、稻佐町三丁目、旭町一丁目、岩川町、浦上町、茂里町、銭座町、井樋ノ口町、船蔵町、宝町、寿町、幸町、福富町、玉浪町、梁瀬町、高砂町、御船蔵町、御船町、八千代町、瀬崎町、浜平町、目覚町

◎準被爆者とは(健康診断受診者証の申請の出来る人)

原子爆弾が投下されたとき(昭和二十年八月九日)西彼杵郡長

与村(高田郷、吉無田郷を除く)と西彼杵郡時津村(日並郷を除く)で直接被爆した者およびこれに該当する人の胎児であつた者

◎健康診断受診者証について

被爆者手帳友の会長と支部、時津支部が協力して被爆地指定の是正をかちとつたもので当時の長与村、時津村で直接被爆した人に交付される手帳が健康診断受診者証(昭和四十九年十月実施)です。この手帳は従来的一般手帳と同じで健康診断を受けるだけで医療費はみてもうけません。

医療費をみてもうするためには指定病院で精密検査を受けて健康診断個人票というのを書いて貰えたら、この票を添えて被爆者手帳の交付申請をして被爆者手帳の交付を受けねばなりません。

健康診断個人票さえあれば被爆者手帳申請が出来ます。

町村役場又は友の会へ御相談下さい。

◎解説

被爆者に対する各種手当について

被爆者に対する現行諸手当について次に委しく解説しましょう。

(1) 特別手当

特別手当は厚生大臣の認定を受けた認定患者に支給される手当でこの手当は三ツに区分されています

(イ) 月額一五、〇〇〇円(五十年十月から二四、〇〇〇円)の手当は認定患者で現に疾病の状態にあり年間の所得税額が一七、五〇〇円以下の人が支給されます

(ロ) 所得税額が一七、五〇〇円を超え一二五、〇〇〇円未満である認定患者で現に疾病の状態にある者にその半七、五〇〇円(五十年十月から一二、〇〇〇円)が支給されます。

年税額が一二五、〇〇〇円を超えると支給されません

(イ) 月額七、五〇〇円（五十年十月から一二、〇〇〇円）は認定患者で治癒した状態の人（年税額一一七、五〇〇円までの人）に支給されます

(2) 健康管理手当

健康管理手当は被爆者手帳を持っている人で満四十五才以上の人（五十年十月からは年令の制限はなくなります）で厚生大臣の定める疾病の状態にある人（疾病名は本会報十一頁にあります）は誰でも申請出来ます

申請するには市町村役場で申請用紙を貰ってその中の診断書にお医者から（原爆手帳で治療してくれるお医者）診断書を書いて貰って役場で手続きして下さい

厚生大臣の定める疾病の状態にある人とは現在医者にかかっていない人でも診察の結果少しでもその症状があるといわれる人は申請出来ることになっていてその症状が重いか軽いかは関係ありません

この手当も所得税額が八〇、〇〇〇円（十月からは一一七、五〇〇円）までの人は貰えますがこの税額を超えると支給されません

(3) 医療手当

この手当も認定患者に支給されるもので認定患者以外の入は貰えません

(イ) 月額九、五〇〇円（十月から一四、〇〇〇円）は現に疾病の状態にある認定患者が一ヶ月間に三日以上通院（入院の場合八日以上）している者に支給されます

(ロ) 月額七、五〇〇円（十月から一二、〇〇〇円）は右の認定患者が一ヶ月間に通院二日以内（入院の場合は七日以内）の場合に支給されます

従って認定患者は特別手当と医療手当の合計が支給されます
但し、所得制限はありません

(4) 保健手当（十月実施）

この手当は新設されたもので近距離被爆者（爆心地から2 km以内で直接被爆した人）に月額六、〇〇〇円を支給するというものです

この手当は健康な人でも近距離被爆者であれば支給するといふものです。但し所得制限はありません

この手当の申請要領はまだ発表されていませんが九月までには公表されると考えます。但し他の手当を貰っていると両方は貰えません

※特別手当の治癒した状態の者に支給される手当と、この保健手当は所得の制限にひっかからなければ終身貰えますので被爆者年金と考えられると思います

(5) 介護手当

介護手当は被爆者が精神上又は身体上の障害によって介護を必要とする旨の医師の診断によって介護をした場合に支給されますこの手当は他人を雇った場合と家族が介護した場合とで違っています

(イ) 他人を雇って介護をして貰った場合は介護人を雇った日数によって次の三つに区分されています
雇った日数が二〇日以上るときは

月額 一八、〇〇〇円（十月から二三、〇〇〇円）

〃 〃 一〇日以上二〇日未満のときは

月額 一三、五〇〇円（十月から一七、二五〇円）
雇った日数が一〇日未満の場合は月額九、〇〇〇円（十月から一一、五〇〇円）となっています

(ロ) 介護を家族がした場合に新しく手当が十月から支給されることになりました

この手当は月額四、〇〇〇円となっていますが内容についてはまだ委しく判っていません

但し(イ)何れの場合でも介護が必要であるとの医師の診断書がなければ申請出来ません

この手当も前月分を翌月申請することになっているので介護が終るまで毎月手続きせねばなりません

(6) 葬祭料

葬祭料は被爆者手帳を持っている人が不幸にして亡くなったときその葬祭を行う人に二二、〇〇〇円（十月から三三、〇〇〇円）が支給されます手続きは医師の死亡診断書を添えて（被爆者手帳も返納）市町村役場で申請手続きをすることになります

但し自殺や事故で死亡した場合は支給されない事があります

◎健康診断受診者証は

こんな方法で

被爆者手帳となります

このたび、被爆地域として指定された時津、長与地区在住の人に健康診断受診者証が交付されておりますが、これは次のような方法で被爆者手帳となります。

まづ、病気が、高血圧性心疾患、動脈硬化性心疾患（通常六〇才以上の人では十人中八人まではいると推定される）貧血・糖尿病・肝機能障害等です。

このような病気の人は先づ友の会に尋ねて来て、会長の紹介状をもって、原爆病院に行くと、診断の結果、前記の疾病が検査に出ると、被爆者手帳が貰えることとなります。

なお友の会として、月曜日、水曜日に原爆病院に会の役員を派遣してお世話しておりますので御利用下さい。

各種手当申請手続一覧（昭和50年10月から）

手当の種類	必 要 書 類 な ど	診 断 機 関
特 別 手 当	(1) 申 請 書 (2) 診 断 書	認定疾病 →指定医療機関 (16頁にあり)
保 健 手 当	後日発表される	全 左
健康管理手当	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">共通のもの</div> (1) 世帯全員の住民票写し（市町村役場で） (2) 申請者、配偶者、生計を維持する扶養義務者の前年分（又は前々年分）の所得税額確認書（市町村役場で）又は所得税額証明書（税務署で）	→被爆者一般疾病医療機関（開業医）
医 療 手 当	(1) 申 請 書 (2) 認定医療証明書	認定疾病 →指定医療機関 (16頁にあり)
介 護 手 当	(1) 申 請 書 (2) 診 断 書 (3) 介護料の支払を証する書類（領収書）	→被爆者一般疾病医療機関（開業医）
家族介護手当	後日発表される	全 左
葬 祭 料	原爆手帳返納 (1) 申請書又は請求書 (2) 死亡診断書 (3) 戸籍謄本	→被爆者一般疾病医療機関（開業医）

1. 申請書、診断書は市町村役場にありますが
2. 所得税額確認書には給与所得者は源泉徴収証明書を添付して下さい

特別措置法のあらまし（昭和50年10月から）

手当の種類等

手当の種類	金額	対象者	制限条項
特別手当	月額 24,000円 又は 12,000円	①負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定をうけた者（認定患者） ②現に①の認定をうけた負傷者又は疾病の状態にある人	あなたや、あなたの配偶者及びあなたの生活をみている方（父、母、子、孫、兄弟、姉妹）のうち年間117,500円をこえる所得税を納めている場合は支給をうけられません。 ただし特別手当は117,500円をこえ、125,000円までは支給額12,000円。 125,000円をこえた場合は支給を受けられません。 自殺、事故死の場合は認められない事がある
新規	月額 12,000円	認定患者で 治癒した状態にある人	
保健手当	月額 6,000円	詳細は後日発表される	
健康管理手当	月額 12,000円	①被爆者 ②造血機能障害その他、厚生大臣の定める病気にかかっている人	
医療手当	月額 14,000円 又は 12,000円	認定患者で現に医療をうけている人	
介護手当	介護を受けた日数が 20日以上は 月額 23,000円	①被爆者 ②精神上又は身体上の障害によって介護を受けている人 ③介護の費用を支払っている人	
家族介護手当	月額 4,000円	詳細は後日発表される	
葬祭料	33,000円	被爆者が死亡した場合 支給される	

健康管理手当を受けられる人は、下記の厚生大臣の定める病気の症状がある人です。

障害名	厚生大臣の定める病気	支給年数
1 造血機能障害	1 貧血症	1年 3年
	2 白血球增多症 白血球減少症	
	3 白血病	
	4 出血性素因	
	5 その他	
2 肝機能障害	慢性肝障害 その他	1年
3 細胞増殖機能障害	悪性新生物（癌）	3年
4 内分泌腺機能障害	1 糖尿病等の膵臓内分泌機能異常 2 著しい月経異常、不妊症等卵巣機能異常 3 無精子症、乏精子等の睪丸機能異常 4 甲状腺機能異常	3年
5 脳血管障害	1 脳出血 2 蜘蛛膜下出血	1年
6 循環器機能障害	1 高血圧性心疾患 2 動脈硬化性心疾患	3年
7 腎臓機能障害	1 慢性腎炎 2 ネフローゼ	3年
8 水晶体混濁による視機能障害	1 水晶体後極部被膜内面に位して色閃光を呈する限極性混濁 2 水晶体後極部の前方近くに位置する点状又は塊状の混濁	3年
9 呼吸器機能障害	肺気腫、慢性間質性肺炎	3年
10 運動機能障害	変形性関節症、変形性脊椎症、骨粗すう症	3年

◎知っておきたいこと

緊急又は止むをえない理由で被爆者が、指定医療機関、被爆者一般疾病医療機関でないところで診療をした場合は、自己負担額の領収書及び診療明細書をそえて都道府県知事を経て、厚生大臣に請求することが出来ます。

これは旅行中であるとか、盲腸のために緊急に治療する必要がある場合等であります。

なお他府県（長崎、広島以外）在住の人は一般開業医が原爆手帳で診察してくれないので役に立たないと考えている向きが多いようですが一般開業医で治療を受けたときはその都度前記の通り領収書と診療明細書を添えて都道府県知事を経て厚生大臣に自己負担分の医療費の払い戻しを請求することになっていきます。

◎事務局便り

最近被爆者の中で工場などに動員されたり徴用されたりしていて被爆負傷した方を認定患者にする申請を世話する件数が殖えています。

又このような方々は傷害年金の申請の出来る方もあります。

まだ知らないでいる方がたくさんあるのではないかと考えます皆様の知人の方にそのような状況の人がおられましたら本部の方え相談されるようおす、め下さい。

◎健康管理手当を

申請しましょう

原爆手帳所持者で厚生省が定めた疾病のある四十五才以上の人は健康管理手当を申請する事が出来ます。（五十年十月からは年令制限はありません）

厚生省が定める疾病とは本会報（十一）頁に出ている通り十種類（病名はたくさんあります）のある人ですが、この疾病は現在お医者にかゝっている人であろうと、かゝっていない人であろうとこのような症状のある人は該当するという事です。

又その症状が重いか軽いかは関係なくお医者がそのような症状があると診断されたら申請手続きが出来ます。

みなさんは元氣だと考えていられる人でも一度お医者に診断して貰って見て下さい何ともないという事であれば止むを得ませんが、少しでも定められたような症状があるといわれたら診断書をお医者から書いて貰って早速市町村役場で手続きして申請して下さい。

この診断書は病名が一つ何かあればよいのです。

又検査記録がとれないときは診断書の特記欄にお医者のお意見を記入して貰えばよいことになっています、検査は疾病に該当するものだけでよく全部検査して貰う必要はありません。

◎温泉保養所案内

被爆者の身心両面に亘る保養と健康の増進のための身近かな温泉湯治場として原爆温泉保養所を設けてありますので御利用下さい。

場所 長崎県南高来郡小浜町北本町
名称 原爆温泉保養所「大和荘」

定員 五十名

利用料金

宿泊（一泊二食） 被爆者 一、五〇〇円 入湯税 四〇円

その他 二、〇〇〇円 入湯税 四〇円

申込方法 利用したい方は左記の所に申込んで下さい

長崎市興善町被爆者検査センター

◎被爆者の宿泊施設を紹介します

長崎市に市外から来て宿泊を必要とする被爆者のために宿泊所が設けられています。

場所 長崎市岡町 平和記念像前

名称 原爆被爆者福祉会館内

料金 (一泊二食) 被爆者 一、五〇〇円

その他 二、〇〇〇円

申込方法 直接申込んで下さい

◎原爆被爆者の養護ホームが

(恵ヶ丘養護ホーム)設置されています

被爆者のうち身体上、若しくは精神上、又は環境上の理由により養護を必要とする人でありながら居室において養護を受けることが困難な人を健全な環境のもとで養護するため原爆被爆者だけの養護ホームが設置されています。

ただし現に入院治療を要する人は除かれます。

○種類と定員 一般養護ホーム (收容人員 一五〇名)

特別養護ホーム (收容人員 一〇〇名)

○場所 長崎市三ツ山町一三九―五

○運営主体 純心聖母会

○入所手続

被爆者養護ホームに入所したい人は所定の申請書(市町村役場にあります)を長崎市内在住者は長崎市長に長崎市以外の県内居住者は長崎県知事に提出して許可を受けることになっていきます。

(注)

一般養護ホームは身体が自由がかなう人
特別養護ホームは身体が自由がきかない人が入所します。
入所料は無所得の人は無料ですが、所得がある人は所得によって一部負担金を納めることもあります。

長崎県被爆者手帳友の会役員名簿

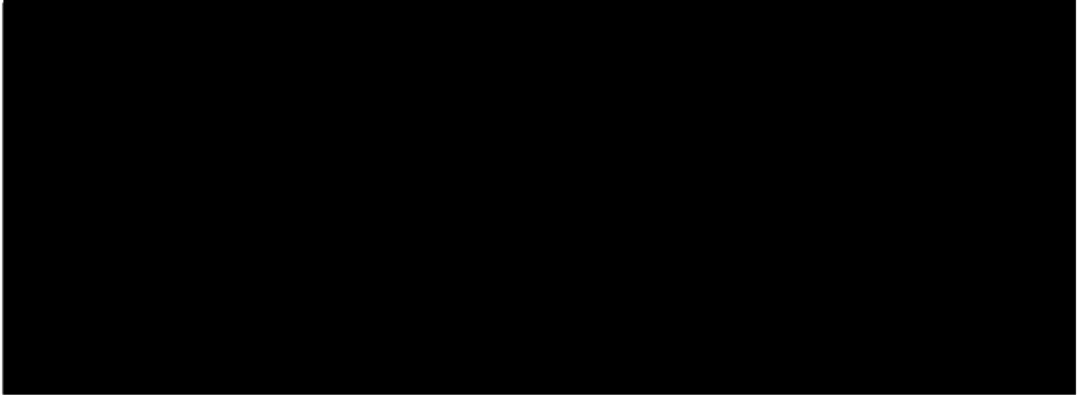
◎本部役員の部

会長 深堀 勝一
 副会長 西本 浅吉
 会 計 目代 暢一
 会 計 高尾 徳一
 国分 英三
 藤野 義一
 鈴木 美秀
 伊藤 三郎
 事務局長 秋蔵
 事務局次長 三郎
 情宜部長 藤田
 組織部長 馬田
 組 織 部 長 竹馬
 理事 古川 五夫
 理 事 長 杉川 秀夫
 監 事 荒山 又七
 監 事 山口 密次
 梅原 三郎
 書記 村上 保子

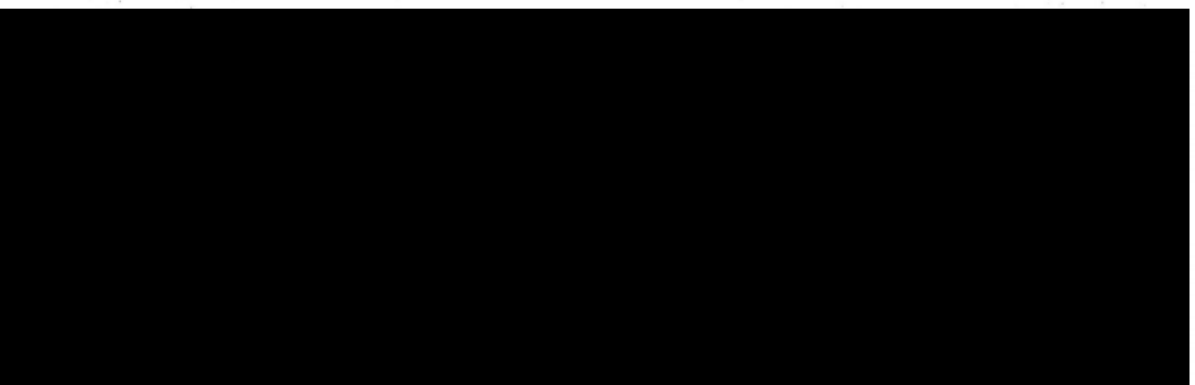
◎支部長の部

◎長崎市内
 鮎ノ浦支部長

中山 鹿一
 古里 松平
 池田 義雄
 高石 義平
 河野 荒松
 野本 又七
 杉山 鶴雄
 正田 鶴七
 山田 鶴七
 山口 鶴一
 野口 鶴一
 矢野 鶴一
 西城山 鶴一
 城山 鶴一



油木 伊良林 渡松 井辺 正喜 猪股 常吉 磯橋 末雄 高橋 宅雄 森下 右門 なみ 上戸 文子 戸川 庄一 手熊 久保 竹ノ久 式見 小菅 小神 小菅 伊良林 油木 瑞穂 愛野 千々石 小浜 吾妻 南串山支部長 南高来郡 大村 平戸 島原 佐世保 諫早支部長 新興善 立神 泉町 山里 勝山 福田 日見 田上 立山 銭座 深堀 坂本 茂木 戸石 戸町 手熊 竹ノ久 式見 小菅 小神 小菅 伊良林 油木 中川 佐田 本浜 山 小岩 増山 田北 中田 川堀 島本 尾尾 田 磯林 小笹 姉上 渡森 高磯 猪股 前井 辺 村 井 藤 中 多 田 下 川 崎 田 北 中 田 川 堀 島 本 尾 尾 田 磯 林 小 笹 姉 上 渡 森 高 磯 猪 股 前 井 辺 照 源 行 草 孝 大 勝 園 喜 松 徳 繁 好 市 福 久 俊 円 金 光 球 金 庄 文 右 兵 橋 磯 橋 末 雄 吉 喜 夫 一 新 計 次 一 一 男 治 基 弘 頼 蔵 雄 一 蔵 雄 郎 寿 子 夫 郎 蔵 助 新 吾 次 一 子 門 な 雄 吉 喜 夫 一



新魚ノ目	上五島	若松	奈留	富江	三井楽	岐宿	玉ノ浦支部長	○南松浦郡	崎戸	大島	高島	多良見東部	多良見西部	長与	三和	野母崎	伊王島	時津	西彼	西海郷	琴海	西海	神ノ浦	黒崎	大瀬戸支部長	○西彼杵郡	布津	深江	加津佐	西有家	有家	有馬	口ノ津	
川前	磯田	小田	鬼塚	山下	飯田	白浜			中島	松田	本田	関山	松尾	吉村	門脇	吉田	山下	岩下	内海	佐藤	佐木	岳田	本濱	辻原	池本	山田	水田	宮本	志岐	林田	白倉	松尾		
竹昌	真戒	邦彦	小彦	太郎	直次	好昭	忠男	光男	勇豊	輝策	源次	幸平	国松	順武	篤作	常三郎	久一	光男	勇一	秀秀	盛盛	市市	重孝	隆実	力保									



佐々	小佐々	田平	生月	宇久支部長	○北松浦郡	森山	高来	高来西	小長井支部長	○北高来郡	波佐見	川棚	東彼杵支部長	○東彼杵郡	石田	勝本	芦辺	郷ノ浦支部長	○考岐	峰	上県	上対馬	美津島	豊玉	巖原支部長	○対馬	新魚ノ目北	岩瀬浦	有川	奈良尾
吉良	山口	伊藤	町田	神田		馬場	佐藤	米田	宮崎		山下	岩永	金谷	松永	豊坂	佐野	永元		八坂	山田	古藤	浦瀬	神宮	島居		畠山	山下	高比良	住福	
勇吉	利三	龜太	榮守			守久	丈平	正利	敏美		藤雄	清三	晴吉	武營	太郎	竹司	安男			昇博	榮実	美勇				千鶴子	初男	朝治	幸太郎	



原爆被爆者健康診断委託機関名

○印は認定疾病指定医療機関名（健康診断受診者証の切り替えの出来る病院）

長 崎 市	○新地町	長崎市立市民病院	小保 健所 浜所	口之津町	松村医院	
	○草住町	福井病院		○小浜町	国立小浜病院	
	○籠町	十善会病院		大村保 健所	○大村市	大村市立病院
	○新地町 桜馬場町	济生会病院 原爆傷害調査委員会			○大村市 川棚町	国立大村病院 川棚病院
	○小峰町	聖フランシスコ病院		吉井保 健所	世知原町	松浦病院
	○飽の浦町	三菱病院			○江迎町 佐々町	北松中央病院 佐々町国保診療所
	○油木町	結核予防会長崎県支部		平戸保 健所	平戸市	柿添病院
	○片淵町	日本赤十字社 長崎原爆病院			生月町	生月病院
	○古川町	是真会 高原病院			平戸市	平戸市立南部病院
	○宝町	井上病院			平戸市	平戸市立南部病院 紐差病院
○洞町 興善町	長崎市立長崎病院 長崎原爆被爆者対策協議会	松保 健所 浦所	佐賀県 伊万里市	社会保険浦ノ崎病院		
○坂本町 城栄町 新地町	長崎大学医学部附属病院 上戸内科病院 長崎市医師会診療所					
佐世保市	戸尾町	佐世保中央病院	福江保 健所	○福江市	五島病院	
	○島地町 島地町	佐世保市総合病院 佐世保市共済病院		福江市 岐宿町	聖マリア病院 河村病院	
長崎保 健所	香焼町	香焼病院	有川保 健所	○上五島町	上五島病院	
	香焼町	長浜診療所		小値賀町	浦病院	
高島町	高島鉱業所 高島病院	宇久町		中山医院		
				上五島町	藤松診療所	
大瀬戸保 健所	西海町	田中医院	壹保 健所 岐所	○奈良尾町	奈良尾病院	
	西海町	池田医院				
諫早保 健所	○諫早市	健康保険 諫早病院	嚴原保 健所	○嚴原町	嚴原病院	
	諫早市	長崎刑務所 医務部		美津島町	国立対馬病院	
	諫早市	犬尾病院		豊玉町	豊玉町国保診療所	
島原保 健所	島原市	池田病院	○上対馬町	峰村	峰村立佐賀診療所	
	有明町	永田医院		上県町	藤井診療所	
	西有家町	伊崎外科医院			上対馬病院	
	深江町	深江町国保診療所				
	○島原市	県立島原温泉病院				

◎原爆病院に寄付を

原爆病院は私達被爆者をもっとも信頼し利用している病院ですが今まではやゝもすれば長崎市内の人だけの病院ではないかとさゝやかれていました。

然し現在は友の会のお世話が大変行き届いて他府県在住の被爆者も多く来院されるし県内離島方面からも多数受診されるようになりました。

私達被爆者の病院として大活躍してもらっています。

ところが原爆病院の運営は赤字だと度々報導されています。

そこで皆様に御協力を仰ぎたいのですが貧者の一灯の気持ちで香典返しなどを原爆病院の運営費に寄付して貰ったらとお願いする次第です。

ありきたりの品物を香典返しに苦心していますが、これに代る金額を原爆病院の運営費の一部として寄付して貰ったらと御協力をお願いします。

大いに利用し大いに協力しましょう。

なお、ご希望の方は友の会に連絡して戴ければ幸いです。昨年は本会理事白石繁さんから協力して戴きました。

◎医師に上手にかゝるには

被爆者に対する諸手当はほとんどお医者 of 診断書が必要です。ところが手当は欲しいけど診断書が仲々書いて貰えないとよくいわれます。

これを上手にもろうにはその時だけの診断ではお医者もすぐには判断が出来ないだろうと思います。

従つて被爆者は常に健康管理をしておらねばならない状態ですからふだんからお医者にかゝつてよく診断して貰つておる事がよいと思います。

少くとも一年に四、五回はどうも無いと思つてもお医者にご相談しておく事が身体のためでもあり、それが引いては諸手当を貰うのに好都合になる訳です。

お医者に自分の健康状態をよく知つて貰つておく事だと考えます。

健康管理を十分にし諸手当も貰いそこねないようにするための秘訣はこんな所にあるようです。

昭和五十一年度

支部代表者大会資料



会報

発行人 長崎市坂本町八一二九

長崎県被爆者手帳友の会

電話 ④④九二六三
④④六二四四

とき 昭和五十一年五月八日

ところ 長崎市平野町 宝来軒

今やつと五合目で

これからが本番である

長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀 勝一

ふり返って見ると今やつと五合目程度のところである。

友の会結成から九年目。たゞ進め進めで今日までやって来た。これからが大変である。今こそ団結を固めて前進せねばならぬときである。

今水をさすと、運動が中止して再びエンジンをかけることは、永久にできないかも知れない。

四十九年度は国の被爆者予算が一五五億円、五十年度は二五五億円に、五十一年度は三六九億円にと全くウナギ登りの状態であった。

これは友の会の組織が確立されたことによって、国会議員に大活躍してもらった賜である。

たゞ私が一番心配しているのは、現在の各種手当支給のための法律が特別措置法であり、いふなれば臨時的な性格の法律だということ、もし仮に東京大震災のような災害が起きたとしたら、このような法律は廃止される可能性があるということである。

私はその意味において恒久的な法律としての位置づけをする必要があると思う。

従って吾々の目的もここにおいて努力して行くこととしたい。

又、被爆者関係の諸施設すなわち長大原研施設、原爆病院、放射線影響研究所、原爆対策協議会、或は各種の福祉施設などあるべき姿に改めて恒久対策に格づけすることに努力したい。

昭和五十年年度経過報告

① 国会陳情活動について

昭和五十年年度の国会陳情は中央の情勢を勘案しながら次の通り行いました。

回数	期	日	日程	人員
第一回	五十年 四月二十二日から		(三泊四日)	一名
二回	五月十一日から		(五泊六日)	三名
三回	六月十五日から		"	二名
四回	九月九日から		"	十二名
五回	九月二十三日から		"	四名
六回	十月十三日から		"	十五名
七回	十二月九日から		"	二名
八回	十二月二十三日から		"	四名
九回	五十一年 二月四日から		"	四名
計九回				延 四十七名

② 運動の成果について

- (イ) 被爆地域是正要求が一部認められます(詳細は不明)
 - (ロ) 各種手当が増額されます
 - (ハ) 所得制限が緩和(引き上げ)されます
- 各種手当の増額内容は次の通りです

手当の名称	現行額	改正額	実施
特別手当	一四、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	昭和五十一年 十月から
医療を必要とし ないもの	一二、〇〇〇円	一三、五〇〇円	"
医療手当 (通院三月以上)	一四、〇〇〇円	一五、五〇〇円	"
医療手当 (通院二日以内)	一二、〇〇〇円	一三、五〇〇円	"
保健手当	六、〇〇〇円	六、八〇〇円	"
健康管理手当	一二、〇〇〇円	一三、五〇〇円	"
介護手当 (介護日数20日 以上)	一三、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	"
" (10日以上 20日未満)	一七、二五〇円	一九、五〇〇円	"
" (10日未満)	一一、五〇〇円	一三、〇〇〇円	"
家族介護手当	四、〇〇〇円	五、〇〇〇円	"
葬祭料	三三、〇〇〇円	四四、〇〇〇円	"
所得制限緩和	一一七、五〇〇円	一八三、八〇〇円	五十一年 六月から

注 特別手当と医療手当は、爆心地から二キロメートル以内の地点で直接被爆して身体的に異状があり、現在も医療を必要とする人で、特に厚生大臣の認定を受けた認定患者が受給できます。

認定患者に該当する条件は特に原爆症とみなされるような症状のある人といえるようです。

③ 支部結成状況及び地域集会について

- (イ) 支部結成状況
- 支部結成についてはまだまだ長崎市内が不十分であるため極力努力しています。

徐々に結成ができていますが、五十年では立神、西山三丁目小ヶ倉、南大浦等が結成され、県下では、諫早、大村、佐世保の三市内を学区単位見当で組織の再編成に取り組み、諫早市内は七支部に、大村、佐世保市内も夫々五ないし六支部に編成替えをすすめています。

(ロ) 地域集会活動

会員みなさんの便益を図るとともに会員の方々との連携を密にするための地域集会を県下各地で開催しましたが、まだ十分とはいえず、これからもっともっと努力して行くことにします。五十年で開催したのは一〇三支部でした。

注 地域集会(支部総会)は従来本部で開立して開催していましたが、五十一年度からは、支部総会は支部が自主的に計画して本部に連絡して本部からの出席を要請するようにしていただきたい。

支部が自主的に計画することは、総会の日時、場所を決め会員への通知も含めて実施するという事です。支部ではどうしても開催準備ができない所は本部に申出て下さい。

但し五島、対馬、壱岐については、本部の都合で立案計画して各支部に連絡しますので、本部計画に合わせて実施するよう、会場設定や会員への通知などを取り計らって下さい。

④ 相談業務について

被爆者のみなさんの手帳交付申請についての相談や各種手帳申請の相談並びに認定患者申請の相談をお世話しました。

五十年では各種申請関係が五三二件でありました。

相談業務について県から事務委託を受けましたのもっとも頭張りたいと考えます。

◎ 昭和五十一年度運動方針

昭和五十一年度は被爆後三十年も過ぎ、弔慰金、見舞金等切迫した問題を抱えながら、その対策はバランスのとれた処遇改善を

目標に筋を通し、節度ある要求で全国的理解と支持を得て実現を期することにして次の通り要求します。

(一) 爆死者に弔慰金を支給せよ

(イ) 弔慰金額 一人当り 金二〇万円也

(ロ) 支給方法 一時金として

(ハ) 支給年度 昭和五十二年度

(二) 家、家財焼失者に見舞金を支給せよ

(イ) 見舞金額 一戸当り又は一世帯当り 金二〇万円也

(ロ) 支給方法 一時金として

(ハ) 支給年度 昭和五十二年度

(三) 「原子爆弾被爆者の特別措置に関する法律」を次の通り改善されたし

(1) 被爆者に次の通りの手当を支給すること

現行法による各種手当(特別、健康管理、医療、保健)を増額又は改善して終身支給とすること

(イ) 認定患者手当 月額 五万円 特別手当、医療手当の合計額を認定患者全員に支給すること

(ロ) 保健手当 (A) 月額 六万円 爆心地から一キロ以内での直接被爆者に

(B) 〃 〃 四万円 爆心地から一、五キロ以内

(C) 〃 〃 二万円 爆心地から二キロ以内

(但し(イ)項該当者を除く)

(ハ) 健康管理手当 月額 一万六千円 被爆者手帳所持者で疾病のある者全員に支給すること

但し(イ)(ロ)該当者を除く

(ニ) 被爆者手当 〃 八千円 被爆者全員に支給すること但し(イ)(ロ)(ハ)該当者を除く

(2) 介護手当を増額して家族介護の場合も同額とすること
 (4) 介護手当（家族介護も同じ）
 月額 四万六千円 期間 二〇日以上
 介護日数 二〇日以上

(3) (ハ) " " 二万四千円 一〇日未満
 (ロ) " " 三万五千円 " 二〇日以上
 " " " " 一〇日未満

(3) (3) 所得制限、疾病制限を撤廃すること
 各種手当の支給制限条項である所得制限、疾病制限は戦争犠牲者である被爆者対策としては不合理であるので即時撤廃すべきである

(4) 葬祭料を増額して被爆時にまで遡及支給すること
 (イ) 葬祭料 一人当り 金一〇万円也
 (ロ) 遡及する葬祭料 被爆時から昭和四十三年まで一人当り 金一〇万円也
 (ハ) 被爆時から昭和四十三年まで一人当り 金一〇万円也
 (ニ) 遡及する葬祭料 一人当り 金一〇万円也

(4) 被爆時から昭和四十三年まで一人当り 金一〇万円也
 (ロ) 被爆時から昭和四十三年まで一人当り 金一〇万円也
 (ハ) 遡及する葬祭料支給年度 昭和五十二年
 (ニ) 遡及する葬祭料支給年度 昭和五十二年

(四) 「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を次の通り改善されたし
 (1) 被爆地域のアンバランスを是正すること
 (2) 長崎市周辺において特にアンバランスが目立っているので爆心地から十二軒までを早急に認めるべきである
 (3) 原爆病院を特殊な専門的国立病院として恒久的な被爆者の医療機関とすること
 (4) 原爆被爆者の特殊な健康状態を配慮してすみやかに具現すべきである

(3) 原爆被爆者の健康保険税を免除すること
 国民の七十才以上の老人医療費の無料化を考え国の犠牲者で

(5) ある被爆者の保険税は免除すべきである
 (1) 原爆被爆二、三世対策を速かに樹立すること
 (2) 爆心地から三キロメートル以内での直接被爆者
 (3) 十五才未満の若年直接被爆者
 (4) 以上(1)(2)に該当する被爆者の二、三世に健康診断受診者証を交付すること

(6) 原水爆禁止を国是として政府による核禁外交を推進すること
 原水爆の禁止は国民的要求である。政府は積極的に核禁外交を推進すべきである。

(7) 昭和五十一年度の陳情計画
 昭和五十一年度は被爆者はもう待てないという立場で強力な運動を展開するため次の通り計画した

回数	期日	日程	人員
第一回	五十一 五月中旬	(五泊六日)	二名
二	五月下旬	" "	四名
三	七月下旬	" "	四名
四	九月下旬	" "	四名
五	十月下旬	" "	四名
六	十一月下旬	" "	八名
七	十二月上旬	" "	十二名
八	十二月下旬	" "	二名
計八回			計四十名

※右の計画は事情によって変更することがある

(8) 県に対する要望事項

(4) 被爆者の満七十才以上の者のバス料金を無料とすること

他府県では被爆者全員の無料化が実現している。本県に於ても七十才以上の無料化程度でも実現すべきである

(ロ) 被爆者手帳の交付のための民主的な審査機関を設置すること

被爆者手帳の交付をめぐるトラブルが多い。これを解決するために民主的な交付審査機関を設置すべきである

(ハ) 組織整備対策を強力に推進する

(イ) 長崎市内の組織化が遅れているので支部結成活動を強化して未組織地区をなくすために努力し会員五、〇〇〇世帯の増加を図る

(ロ) 長崎市以外の県下でも未組織地区をなくして二、〇〇〇世帯の会員増を図る特に諫早、大村、佐世保に重点をおく
会費を値上げして支部財政の確立を図る

最近の物価高と運動の成果も上っていることなどを考え且つ各支部の財源難を解消するため昭和五十一年度から会費を年額一世帯八〇〇円とし内二〇〇円を支部へ助成する

◎ 一〇周年記念事業の構想（設立昭和四十二年六月十八日 十周年昭和五十二年六月十八日）

一、功労者の表彰

二、友の会関係

物故者並びに殉難者慰霊祭

三、友の会記念史発刊

題名「長崎原爆」

四、安日先生記念碑建立

各記念事業に対する総予算額

五〇〇万円とする

施行計画年限 二ヶ年を予定

昭和50年度決算書（自昭和50年4月1日 至昭和51年3月31日）

収入の部			支出の部		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
繰越金	1,357,107	前年度から	人件費	1,843,000	職員給与6名分
会費	9,889,200	@600円×16,482世帯	行動費	675,957	役員行動費
助成金	852,000	{ 県 552,000円 市 200,000円 原対協 100,000円	陳情旅費	920,500	上京陳情旅費
委託金	300,000	県からの事務委託費	普通旅費	848,543	地域集会その他旅費
寄付金	844,800	篤志寄附金	通信費	720,994	郵便、電話料
雑収入	87,449	預金利子、その他	印刷費	1,285,460	会報、資料印刷費
			備品及消耗品費	133,140	備品、事務用品代
			会議費	794,280	役員会、大会費等
			光熱水費	30,737	電気、ガス、水道代
			支部助成費	1,410,400	支部え助成
			繰出金	2,000,000	10周年記念事業費
			雑支出	792,350	慶弔費その他
			繰越金	1,875,195	次年度え
合計	13,330,556		合計	13,330,556	

監査の結果上記の通り相違ありません
昭和51年4月27日

監事 山梅 口原 一三 之郎

昭和51年度予算書 (自昭和51年4月1日 至昭和52年3月31日)

収入の部			支出の部		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
繰越金	1,875,195	前年度から	人件費	3,060,000	職員給与、役員行動費
会費	14,400,000	⑧800円×18,000世帯	陳情旅費	1,925,000	国会陳情上京旅費
助成金	850,000	県市 600,000円 その他 200,000円	普通旅費	1,800,000	地域集会等旅費
委託費	2,000,000	県からの事務委託費	通信費	1,440,000	郵便、電話料
寄付金	900,000	篤志寄付金	交通費補助	600,000	役、職員通勤費補助
雑収入	200,000	預金利子その他	印刷費	1,840,000	会報、資料印刷費
			会議費	1,200,000	役員会、代表者大会等
			備品消耗品費	500,000	事務所備品及事務用品代
			借上料	500,000	事務所及会場借上料
			光熱水費	50,000	電気、ガス、水道代
			食糧費	400,000	事務所その他中食代
			支部助成費	3,120,000	支部への助成金
			交際費	600,000	慶弔及交際費
			繰出金	1,500,000	10周年記念事業費積立
			雑支出	740,000	
			予備費	950,195	
合計	20,225,195		合計	20,225,195	

被爆者手帳友の会結成趣意書

どのな私達の要求が正しくても、圧力団体とならない限り、現
 代の社会では要求を貫徹することができません。サンフランシス
 コ講和会議においては、私達原爆被災者個人個人のもつ賠償請
 求権を日本政府が私達に、私達原爆被災者個人個人のもつ賠償請
 の事実を禁じてあります。ジュネーブ条約では、毒ガス等による大量殺
 リクを禁じてありますが、長崎、広島ではあつた恐るべき原子爆弾
 によって、罪のない市民に参拾万の爆死者、参拾万に及ぶ被災者
 を生じたのであります。勿論これは国際法に反し、人類の生存権
 に対する挑戦であります。
 しかるに政府の原爆被災者に対する施策は不十分な医療法がある
 だけで、その戦争災害の甚大なわりに、お粗末な限りであります
 又原水禁運動の派手な反面、被害者はなおざりにされ、その声は
 反映されなかつたのです。
 周囲を見て下さい。農地報償問題、引揚者問題、軍人軍属の援護
 問題等々戦後処理は殆んど解決したではありませんか。戦後処理
 で残っているものはたひとつ、原爆被災者の補償問題です。
 被爆者の皆さま、今こそ立ち上つて、そして団結して、亡き肉親
 の石碑なりとも、法事の費用なりとも獲得しようではありません
 か。又被爆者の物心両面にわたるハンデイを、取り除こうではあ
 りませんか。
 私達は、今から十年前、捨て、顧みられなかつた学徒動員の補償
 を勝ち取った唯一の団体です。
 私達はその尊い体験と、組織力を一般被爆者のために奉仕したい
 と思ひ、こゝに被爆者手帳友の会を発足させるものであります。

一、原爆被爆者に弔慰金を支給すること
 一、二キロメートル以内の被爆したものに障害手当を支給
 すること
 一、全被爆者に特別手帳を交付すること
 一、全被爆者に健康管理手当を支給すること
 一、原爆による家、家財の焼失者に見舞金を支給すること
 一、被爆者の医療を無料化すること

◎被爆者とは(原爆手帳申請のできる人)

一、原爆投下のとき長崎県にあっては当時の

④ 長崎市内

⑤ 西彼杵郡福田村のうち大浦郷、小浦郷、小江郷、小江原郷

⑥ 西彼杵郡長与村高田郷、吉無田郷

で直接被爆した者(一号被爆者)

二、原爆投下後二週間以内に爆心地から二キロメートル以内に入った者(二号被爆者)

三、前二項に含まれない人で原爆が投下されたさい、またはその後において放射能の影響を受けるような事情のもとにあった者。

例えば救護所で病院医師、看護婦が被爆者の救護にあたっていた者など(三号被爆者)

四、前三項のどれかに該当する人の胎児であった者(四号被爆者)

※前二号の爆心地から二キロメートル以内の地域とは次の通りです。

西北郷、東北郷、家野郷、西郷、家野町、大橋町、岡町、橋口町、山里町、坂本町、本尾町、上野町、江平町、高尾町、本原町、松山町、駒場町、城山町、浜口町、竹ノ久保町、稻佐町二丁目、稻佐町三丁目、旭町二丁目、岩川町、浦上町、茂里町、銭座町、井樋ノ口町、船蔵町、宝町、寿町、幸町、福富町、玉浪町、御船蔵町、御船町、八千代町、瀬崎町、浜平町、目覚町

◎健康診断受診者証の申請のできる人

原子爆弾が投下されたとき(昭和二十年八月九日)西彼杵郡長与村(高田郷、吉無田郷を除く)と西彼杵郡時津村(日並郷を除く)で直接被爆した者、およびこれに該当する人の胎児であった者

◎健康診断受診者証について

被爆者手帳友の会長と支部、時津支部が協力して被爆地指定の是正をかちとつたもので当時の長与村、時津村で直接被爆した人に交付される手帳が健康診断受診者証(昭和四十九年十月実施)です。この手帳は従来の一般手帳と同じで健康診断を受けるだけで医療費はみてもらえません。

医療費をみてもらうためには指定病院で精密検査を受けて健康診断個人票というのを書いてもらえたら、この票を添えて被爆者手帳の交付申請を市町村役場に提出して被爆者手帳の交付を受けねばなりません。

日以内)の場合に支給されます
従って認定患者は特別手当と医療手当の合計が支給されますが治癒した状態の人に
は医療手当は支給されません。但し所得制限は一八三、八〇〇円までです

(4) 保健手当

この手当は新設されたもので近距離被爆者(爆心地から2キロメートル以内で直接被爆した人)に月額六、八〇〇円を支給するというものです。

この手当は健康な人でも近距離被爆者であれば支給するというものです。但し所得制限は一八三、八〇〇円までです

この手当の申請要領は市町村役場で用紙をもらって手続きして下さい。この申請には医師の診断書は不用です。但し他の手当をもらっているところ方はもらえません
※特別手当の治癒した状態の者に支給される手当と、この保健手当は所得の制限に
ひっかからなければ終身もらえますので被爆者年金と考えられます

(5) 介護手当

介護手当は被爆者が精神上又は身体上の障害によって介護を必要とする旨の医師の診断によって介護をした場合に支給されます。この手当は他人を雇った場合と家族が介護した場合とで違ってきます

(イ) 他人を雇って介護してもらった場合は介護人を雇った日数によって次の三つに区分されています

雇った日数が二〇日以上るときは

月額 二六、〇〇〇円

雇った日数が一〇日以上二〇日未満のときは

月額 一九、五〇〇円

雇った日数が一〇日未満の場合は月額一三、〇〇〇円となっています

(ロ) 介護を家族がした場合に家族介護手当が支給されます

この手当は月額五、〇〇〇円となっています

但し(イ)何れの場合でも介護が必要であるとの医師の診断書が必要です。又(イ)の場合は支払った領収証を添付することになっています。これらの手当は前月分を翌月申請することになっているので介護が終わるまで毎月手続きせねばなりません

(6) 葬祭料

葬祭料は被爆者手帳を持っている人が不幸にして亡くなったときその葬祭を行う人に四四、〇〇〇円が支給されます。手続きは医師の死亡診断書を添えて(被爆者手帳も返納)市町村役場で申請手続きをすることになっています。但し自殺や事故で死亡した場合は支給されることがありません

各種申請手続一覧（昭和51年10月から）

手当の種類	必 要 書 類 など	診 断 機 関
特別手当	(1) 申請書 (2) 診断書	認定疾病 →指定医療機関 (15ページにあり)
保健手当	(1) 診断書不要 (2) 申請書	
健康管理手当	<p>(共通のもの)</p> <p>(1) 世帯全員の住民票写し（市町村役場で） (2) 申請者、配偶者、生計を維持する扶養義務者の前年分（又は前々年分）の所得税額確認書（市町村役場で）又は所得税額証明書（税務署で）</p>	→被爆者一般疾病医療機関（開業医）
医療手当	(1) 申請書 (2) 認定医療証明書	認定疾病 →指定医療機関 (15ページにあり)
介護手当	(1) 申請書 (2) 診断書 (3) 介護料の支払を証する書類（領収書）	→被爆者一般疾病医療機関（開業医）
家族介護手当	(1) 申請書 (2) 診断書	全 上
葬祭料	原爆手帳返納 (1) 申請書又は請求書 (2) 死亡診断書 (3) 戸籍謄本	→被爆者一般疾病医療機関（開業医）

1. 申請書、診断書は市町村役場にありますが

2. 所得税確認書には給与所得者は源泉徴収証明書を添付して下さい

特別措置法のあらまし（昭和51年10月から）

手当の種類等

手当の種類	金額	対象者	制限条項
特別手当	月額 27,000円	①負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けた者（認定患者） ②現に①の認定を受けた負傷者又は疾病の状態にある人	あなたや、あなたの配偶者及びあなたの生活をみてゐる方（父、母、子、孫、兄弟、姉妹）のうち年間183,800円をこえる所得税を納めている場合は支給を受けられません。 ただし特別手当は183,800円をこえ、195,000円までは支給額13,500円 195,000円をこえた場合は支給は受けられません。 各手当のくわしいことは8ページをごらん下さい。
	月額 13,500円	認定患者で治癒した状態にある人	
保健手当	月額 6,800円	爆心地から2Km以内での直接被爆者	
健康管理手当	月額 13,500円	①被爆者 ②造血機能障害その他、厚生大臣の定める病気にかかっている人	
医療手当	月額 15,500円 又は 13,500円	認定患者で現に医療を受けている人	
介護手当	介護を受けた日数が20日以上は 月額 26,000円	①被爆者 ②精神上又は身体上の障害によって介護を受けている人 ③介護の費用を支払っている人	
家族介護手当	月額 5,000円	自宅介護も該当します	
葬祭料	44,000円	被爆者が死亡した場合支給される	自殺、事故死の場合は認められない事がある

健康管理手当を受けられる人は、下記の厚生大臣の定める病気の症状がある人です。

障害名	厚生大臣の定める病気	支給年数
1 造血機能障害	1 貧血症	} 3年
	2 白血球増多症 白血球減少症	
	3 白血病	
	4 出血性素因	
	5 その他	
2 肝機能障害	慢性肝障害 その他	1年
3 細胞増殖機能障害	悪性新生物（癌）	3年
4 内分泌腺機能障害	1 糖尿病等の膵臓内分泌機能異常	3年
	2 著しい月経異常、不妊症等卵巣機能異常	
	3 無精子症、乏精子等の睪丸機能異常	
	4 甲状腺機能異常	
5 脳血管障害	1 脳出血	1年
	2 蜘蛛膜下出血	
6 循環器機能障害	1 高血圧性心疾患	3年
	2 動脈硬化性心疾患	
7 腎臓機能障害	1 慢性腎炎	3年
	2 ネフローゼ	
8 水晶体混濁による視機能障害	1 水晶体後極部被膜内面に位して色閃光を呈する極限性混濁	3年
	2 水晶体後極部の前方近くに位置する点状又は塊状の混濁	
9 呼吸器機能障害	肺気腫、慢性間質性肺炎	3年
10 運動機能障害	変形性関節症、変形性背椎症、骨粗さう症	3年

◎知っておきたいこと

緊急又はやむをえない理由で被爆者が、指定医療機関、被爆者一般疾病医療機関でないところで診療をした場合は、自己負担額の領収書及び診療明細書をそえて都道府県知事を経て、厚生大臣に払い戻しを請求することができます。

これは旅行中であるとか、盲腸のために緊急に治療する必要がある場合等でありません。

なお他府県（長崎、広島以外）在住の人は一般開業医が原爆手帳で診察してくれないので役に立たないと考えている向きが多いようですが一般開業医で治療を受けたときはその都度前記の通り領収書と診療明細書を添えて都道府県知事を経て厚生大臣に自己負担分の医療費の払い戻しを請求することになっています。

◎事務局 便り

最近被爆者の中で工場などに動員されたり徴用されたりして被爆負傷した方を認定患者にする申請を世話する件数が殖えています。

又このような方々は傷害年金の申請のできる方もあります。まだ知らない方がたくさんあるのではないかと考えます。

皆様の知人の方にそのような状況の人がおられたら本部の方へ相談されるようおすすめて下さい。

◎健康管理手当を申請しましょう

原爆手帳所持者で厚生省が定めた疾病のある人は健康管理手当を申請する事ができます。

厚生省が定める疾病とは本会報（十ページ）に出ている通り十種類の疾病（病名はたくさんあります）のある人ですが、この疾病は現在お医者にかかっている人であろうとかかっている人であろうとかこのような症状のある人は該当するということです。

又その症状が重いか軽いかは関係なくお医者がそのような症状があると診断されたら申請手続きができます。

みなさんは元氣だと考えていられる人でも一度お医者に診断してもらって見て下さい何ともないということであればやむを得ませんが、少しでも定められた症状があるといわれたら診断書をお医者から書いてもらって早速市町村役場で手続きして申請して下さい。

この診断書は病名が一つ何かあればよいのです。

又検査記録がとれないときは診断書の特記欄にお医者意見の記入してもらえばよいことになっています。検査は疾病に該当するものだけでなく全部検査してもらおう必要はありません。

◎温泉保養所案内

被爆者の身心両面にわたる保養と健康の増進のための身近な温泉湯治場として原爆温泉保養所を設けてありますので御利用下さい。

場所 長崎県南高来郡小浜町北本町

名称 原爆温泉保養所「大和荘」

定員 五十名

利用料金

宿泊（一泊二食） 被爆者 一、五〇〇円 入湯税 四〇円

申込方法 利用したい方は左記の所に申込んで下さい

長崎市興善町 被爆者検査センター

◎被爆者の宿泊施設を紹介します

長崎市外から来て宿泊を必要とする被爆者のために宿泊所が設けられています。

場所 長崎市岡町 平和記念像前

名称 原爆被爆者福祉会館内

料金 （一泊二食） 被爆者 一、五〇〇円

申込方法 直接申込んで下さい（会でもお世話します）

◎原爆被爆者の養護ホームが

（恵ヶ丘養護ホーム）設置されています

被爆者のうち身体上、若しくは精神上、又は環境上の理由により養護を必要とする人でありながら居室において養護を受けることが困難な人を健全な環境のもとで養護するため原爆被爆者だけの養護ホームが設置されています。

ただし現に入院治療を要する人は除かれます。

○種類と定員 一般養護ホーム（収容人員 一五〇名）

特別養護ホーム（収容人員 一〇〇名）

- 場 所 長崎市三ツ山町一三九一五〇
- 運営主体 純心聖母会
- 入所手続

被爆者養護ホームに入所したい人は所定の申請書（市町村役場にあります）を長崎市内在住者は長崎市長に長崎市以外の県内居住者は長崎県知事に提出して許可を受けらるることにまします。

（注）

一般養護ホームは身体が自由がかなう人
 特別養護ホームは身体が自由がきかない人が入所まします。
 入所料は無所得の人は無料ですが、所得がある人は所得によって一部負担金を納めることもまします。

長崎県被爆者手帳友の会役員名簿

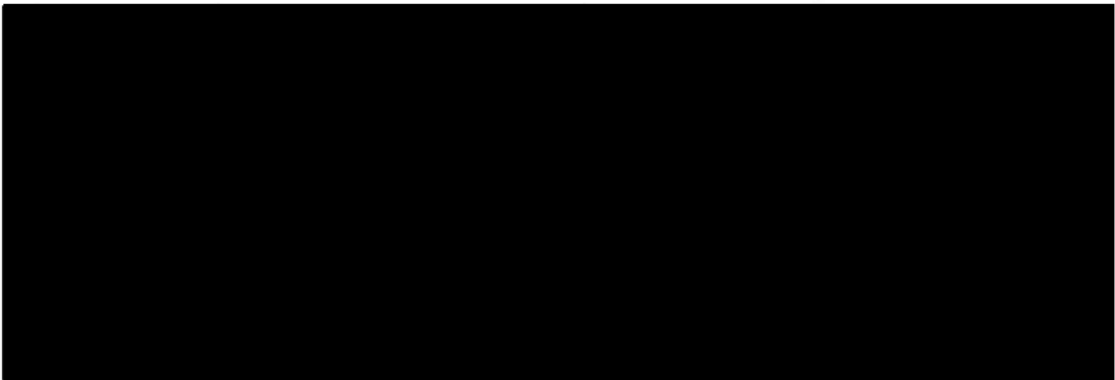
◎本部役職員の部

書記	監事	常務理事	理事長	組織部長	事務局次長	事務局長	会計	会	副会長	会長			
中島春乃	辻村保子	梅原三郎	山口一之	松尾芳二	古川秀夫	竹馬五夫	伊藤三郎	鈴木美秀	藤野義一	高尾英三	目代徳一	西本浅吉	深堀勝一



◎支部長の部（一一九支部）
 ○長崎市内

現川	勝山	福田	日見	田上	立山	銭座	梁堀	坂本	茂木	戸石	戸町	手熊	竹ノ久保	式見	小神	小菅	伊良林	油木	城山	矢上	古賀	稻佐	三重	川平	土井首	仁田	十善寺	鮎ノ浦
金原	松島	浜本	松尾	松尾	磯田	林方	小方	笹村	姉川	上戸	渡辺	吉田	高橋	磯猪	房前	松井	渡辺	保立	野口	山口	山田	正原	川野	河野	高石	池田	古里	中島
	福久	久俊	俊夫	円太郎	金太	光之助	球新	金吾	庄次	文一	子一	満一	な一	雄一	常吉	末喜	正夫	作一	市郎	惣一	一之	鶴雄	新三郎	深澤	義雄	鹿平	松一作	



雲	有	有	口	有	国	瑞	愛	千	小	吾	南	南	○	○	○	○	○	有	本	小	真	西	○	小	南	小	西	西	西	西	新	立	西	山	
仙	家	馬	ノ	明	見	穂	野	々	浜	妻	南	南	○	○	○	○	○	喜	野	野	津	諫	江	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
出	中	白	松	松	中	川	佐	田	本	浜	山	小	岩	増	山	酒	平	高	並	中	田	橋	高	山	中	川	長	上	高	浦	門	深			
口	野	倉	尾	井	村	井	藤	中	多	田	下	川	崎	田	北	井	野	名	川	島	中	本	戸	崎	川	勝	洲	園	田	川	堀				
賢	耕	隆	力				照	源	行	草	孝	大	勝	因	喜	秀	凱	繁	松	四	文	龜	熊	三	好	德	繁	好	市						
郎	作	保	太	淳	新	計	次	一	一	男	治	基	弘	頼	藏	雄	清	雄	征	門	雄	一	貢	作	雄	吉	一	成	一	藏	雄	郎			



有	奈	新	上	若	奈	富	三	岐	玉	南	崎	大	高	多	多	長	三	野	伊	時	西	西	琴	西	神	黑	○	布	深	加	西		
川	良	魚	五	松	留	江	井	宿	浦	南	戸	島	島	良	良	与	和	母	王	津	彼	海	海	ノ	崎	瀬	西	深	津	有			
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
近	松	川	前	磯	木	鬼	山	飯	白	中	松	本	松	松	吉	門	吉	山	岩	内	佐	佐	岳	本	辻	川	山	水	宮	志			
藤	村	口	田	田	高	塚	下	田	浜	島	田	田	岡	尾	村	脇	田	下	下	海	藤	木	田	濱	原	本	下	田	本	岐			
三	辰	竹	昌	真	為	邦	彦	小	太	直	好	忠	因	勇	輝	源	幸	因	順	駕	常	久	光	栄	光	季	伝	重					
郎	男	男	宏	戒	八	彦	治	吉	郎	郎	昭	男	一	豊	策	次	平	松	松	武	作	二	郎	一	男	助	秀	盛	市	孝			



岩瀬浦支部長	山	下	初	鶴	子	男
新魚ノ目北	島					
○対馬						
巖原支部長	島	居				
豊玉	神	宮	安			
美津島	浦	瀬				
上対馬	古	藤				
上県	山	田				
峰	八	坂				
○舌岐						
郷ノ浦支部長	永	元	安			
芦辺	佐	野	竹			
勝本	豊	坂	太			
石田	松	永	武			
○東彼杵郡						
東彼杵支部長	永	富	菊			
川棚	岩	下	藤			
波佐見	山		雄			
○北高来郡						
小長井支部長	森	藤				
高来西	米	正				
高来	佐	文				
森山	馬	守				
飯盛	菊	川				
○北松浦郡						
字久支部長	神	田	榮			
生月	町	田	太			
田平	早	田	郎			
小佐々	田	中	夫			
佐々	吉	良	一			
江迎	吉	永	一			

◎医師に上手にかゝるには

被爆者に対する諸手当はほとんどお医者や診断書が必要で、ところが手当は欲しいけど仲々書いてもらえないとよくいわれます。

これを上手にもらうにはその時だけの診断ではお医者もすぐには判断ができないだろうと思います。

従って被爆者は常に健康管理をしておかねばならない状態ですから、ふだんからお医者にかゝってよく診断してもらっておることがよいと思います。

少くとも一年に四、五回はどうもなれないと思ってもお医者にご相談しておく事が身体のためであり、それがひいては諸手当をもらうのに好都合になる訳です。

お医者に自分の健康状態をよく知ってもらっておくことだと考えます。

健康管理を十分にし、諸手当ももらい、そのねらいようにするための秘訣はこんな所にあるようです。

◎被爆爆死者の登録について

長崎市が毎年行っております八月九日の原爆慰霊祭のとき案内状が来ないがどうしてだろうかとおたずねが時折あります。これについては爆死した人を市役所原対課に登録することになっています。八月九日原爆慰霊祭の場所でも受付けています。登録しなければ案内状はもらえません。

◎二世、三世の調査を実施して

被爆二世、三世の対策を講ずるための資料として昭和五十一年一月から一〇二六世帯を対象に各支部を通じて調査依頼をいたしましたところ八六九世帯のご協力をいただき貴重な資料を得ることができました。

この結果については公表することは適当でないと判断されますので公表いたしません。

二、三世の対策樹立のための運動方針にとりあげて表現させることにいたしますのでご了承下さい。

原爆被爆者健康診断委託機関名

○印は認定疾病指定医療機関名（健康診断受診者証の切り替えの出来る病院）

長 崎 市	○新地町	長崎市立市民病院	小保健 浜所	口之津町	松村医院
	○草住町	福井病院		○小浜町	国立小浜病院
	○籠町	十善会病院	大村保健 所	○大村市	大村市立病院
	○新地町 桜馬場町	済生会病院 原爆傷害調査委員会		○大村市 川棚町	国立大村病院 川棚病院
	○小峰町	聖フランシスコ病院	吉井保健 所	世知原町	松浦病院
	○飽の市町	三菱病院		○江迎町	北松中央病院
	油木町	結核予防会長崎県支部		佐々町	佐々町国保診療所
	○片淵町	日本赤十字社 長崎原爆病院	平戸保 健所	平戸市	柿添病院
	○古川町	是真会 高原病院		生月町	生月病院
	○宝町	井上病院		平戸市	平戸市立南部病院
○淵町	長崎市立長崎病院	平戸市		紐差病院	
興善町	長崎原爆被爆者対策協議会	松保健 浦所	佐賀県	社会保険浦ノ崎病院	
○坂本町	長崎大学医学部附属病院		伊万里市		
○城栄町	上戸内科病院	福江保 健所	○福江市	五島病院	
新地町	長崎市医師会診療所		福江市 岐宿町	聖マリア病院 河村病院	
佐世保市	戸尾町	佐世保中央病院	有川保 健所	○上五島町	上五島病院
	○島地町 島地町	佐世保市総合病院 佐世保市共済病院		小値賀町	浦病院
長崎保健 所	香焼町	香焼病院	宇久町	中山医院	
	香焼町 高島町	長浜診療所 高島鉱業所 高島病院	上五島町	藤松診療所	
大保健 戸所	西海町	田中医院	○奈良尾町	奈良尾病院	
	西海町	池田医院			
諫早保 健所	○諫早市	健康保険 諫早病院	老保 健岐所	○郷ノ浦町	彦岐公立病院
	諫早市	長崎刑務所 医務部			
	諫早市	犬尾病院			
島原保 健所	島原市	池田病院	厳原保 健所	○厳原町	厳原病院
	有明町	永田医院		美津島町	国立対馬病院
	西有家町	伊崎外科医院		豊玉町	豊玉町国保診療所
	深江町	深江町国保診療所		峰町	峰町立佐賀診療所
	○島原市	県立島原温泉病院		上県町	藤井診療所
			○上対馬町	上対馬病院	

自然に帰ろう

むかしは、田の中をのぞきこむと、ふなが泳いでいた。川にはフナ、鯉、うなぎ、えびなどが沢山いて、これをとって幼いときは遊んだものだ。

ところが十数年前頃から、たんぼに赤い旗が立っていて、そこを通ることが出来なかった。パラチオンという猛毒性殺虫剤を使っていたからだ。考えてみるとこんな阿呆なことがあるだろうか。パラチオンの猛毒を使った稲を人間様が喰ったのである。しかも常食として。その毒性を稲が吸収しているのは当然のことである。

川には魚さえ棲まなくなった。その水を飲んでいる人間がからだが悪くならないのがおかしな話である。

最近、ガン、肝そうの病がめっきり増えている。私は科学者ではないが、原因はこの辺にあると思う。私の庭にたたみ六枚程度の畑がある。私は植木はいらない。そこに無農薬で野菜を栽培している。肥料といえばごみを焼いた灰、野菜くず等、決して化学肥料を使わない。

亡くなられた安日先生には、一週間に二回この新鮮な野菜を届けて感謝された。

自然に帰ろう。よく料理屋に行くと真冬にトマト等が出てくる。たゞめずらしいだけでひとつもうまいくない。ハウス栽培であるからだ。やはり時季ものが一番おいしいのである。トマト、西瓜は真夏の喰べものである。人間が人為的に季節はずれの栽培をするものはおいしくないのは当然である。自然に反することをやめて、自然に沿って生きることが必要である。

次にお饅頭に人工甘味料サッカリンを入れてあることである。苦味があつて一向おいしくない。サッカリンが発ガン性物質であるとか、ないとかいわれておるが、そんな危険なものを使う必要はない。砂糖を使えばよいのである。

危険な食品、添加物を、この世の中から、追放することが、私達のいのちを守ることである。

食品公害から命を守る会

福岡市中央区

会長 安藤 孫衛

◎被爆者諸施設の恒久化に対する友の会案

一、原爆病院について

放射能の研究所、医療社会事業部等不採算部門を有すること、被爆者の老令化のため濃厚看護が必要であること、等の理由により慢性的赤字経営に陥っていると認められます。

之が対策として基本的に戦争犠牲者に対し国が責任を負い医療措置を施行する意味に於て国費による原爆病院の運営が望ましいとし、あく迄も国が主体性を持って運営すべきであり、之に対し県市は補助的機関として財政援助をなすのが望ましいと思われま。

二、放射能影響研究所 (A・B・C・C)

放射能の名称は曖昧模糊として実体を掴みにくい表現であり原子爆弾放射能影響研究所と呼称すべきであると思われま。日米共同事業として改組されましたが本来は日本政府が実施すべきもので之を加害者である米国の費用分担することはナンセンスであり、戦後三十年を経過している現在占領政策の落し子的なものは時代に合わないと思われま。

なお給与体系のアンバランスが酷く実状に合致せず、機関自体が米国様式(米国の独立記念日を休日としたり、完全週休二日制の早期実施)で運用され日本の実状にそぐわない状態が認められるものであり、長崎大学後障害研究施設の調査統計部門に合併し運用すべきであると思われま。

三、原爆対策協議会

これはそもそもが暫定機関であると共にその運営は被爆者定期健康診断の受診料からの受益利益で運営されているので、検診内容は質的に低下を来し当初精密検査を要すると診断された者が精密検査の結果は二十一人に一人の要注意者となつています。初診より再診の結果が減少することは喜ぶべきことだともしも正確な結果が判明する迄に至る非該当者の受診者の不安感甚だしいものがあります。この様な結果を来さないために、質の向上が望ましいが、現実には高令の医師一人、看護婦等のスタッフが乏しく市内の大病院の奉仕により検診が施行されている実情であります。原対協の運営は受診者の受益利益による運用方法が根本的に傾りと認められるものであり、県市並びにその他の友好団体よりの財政援助を図り之の正常な運営を期さねばならないと思料されます。あるべき姿としては原対協の福祉施設を除く一般部門は長崎大学の後援研究施設の検診部門に合併すべきであります。其処には多数の医師、看護婦検査技術者が従事し専門的処置により効果的運用が期待出来るものと思料されます。

福祉部門については、現行の委員会を発展的解消し、福祉協議会を造り上げて運営すべきである、と思料されます。

現在は長崎市の被爆者を対象としているが市外の被爆者も恩恵を受くべきで、その為には運営委員会の構成を変更すべきであると思われま。

四、原爆後障害研究施設

直に研究所に昇格せしめ人員、予算の充実を図るべきであります。医学部の紛争発生などで昇格に対する意欲が減退しているが熱意を持って積極的に取り組む姿が望ましいこととあります。

あるべき姿としては昇格して被爆者医療面に於ける総合的なセンターとなり総括的な指導機関となつてほしいと思われま。

昭和五十二年年度

支部代表者大会資料

会報



発行人 長崎市坂本町八の二九

長崎県被爆者手帳友の会

電話 ④④ 九二六三
六二四四

とき 昭和五十二年五月二十八日(土)

ところ 長崎市平野町 宝 来 軒

新らしき時代を迎えて

長崎県被爆者手帳友の会

会長 深 堀 勝 一

戦後三十二年の歳月が流れました。

ところで、現在の情勢を眺めてみますと、世

界の奇跡と言われた高度経済成長も終り、低成長の時代へと移行しました。

又、戦後補償も三十年を経過して、再検討される時機となり、その他色々な面で、新しい時代の到来を感じるようになりました。

このような情勢をふまえて、私達友の会では、これまでの運動を再検討して効率の良い、又皆様に納得のゆくような運動をするようにと、心がけて行きたいと思えます。しかしながら、日暮れて道遠しと言う感もありますが、残された問題に精力的にとりくみ、皆様方に満足のとくところまでは行かないまでも、せめて納得のゆく国家的施策を講ずるところまではもって行きたいと思えます。

最後に皆様方の御健康を祈り、いつくまで長生きされるよう祈って止みません。

◎昭和五十一年度経過報告

①国会陳情活動について

昭和五十一年度の国会陳情は中央の情勢を勘案しながら次の通り行いました

回数	期日	日程	人員
第一回	五十一年 五月三十一日	五泊六日	三名
二	七月十日	五泊六日	五名
三	八月二十三日	五泊六日	十五名
四	十月二日	四泊五日	五名
五	五十一年 一月九日	四泊五日	八名
六	一月十三日	五泊六日	四名
七	一月十四日	四泊五日	一名
計七回			計四十一名

②運動の成果

各種諸手当の増額
所得制限の緩和



本会のあゆみ

昭和三十二年

予算額 老億七千万円

- ・原子爆弾被爆者の医療に関する法律
- 一、原爆疾病の医療の給付

一、健康診断の実施

一、被爆者健康手帳の交付

昭和三十五年

予算額 二億円

- ・特別被爆者制度の創設

- ・医療制度の創設

・医療手当の創設 月二、〇〇〇円

昭和三十七年

予算額 一〇億円

- ・特別被爆者の被爆範囲の拡大

・2K〜3Kまで

昭和四十年

予算額 一八億円

・医療手当の増額 月三、〇〇〇円

- ・特別被爆者の範囲拡大

- ・入市者の一部

- ・放射能濃厚地区

昭和四十一年

予算額 二三億円

- ・特別被爆者の範囲拡大 新中川町を加入

(二) 運動の成果について

所得制限 緩和	葬祭料	家族介護 手当	介護手当			健康管理 手当	保健手当	医療手当	特別手当		手当の種類	
年間所得税額を いう本人、配偶 者、扶養義務者 について (合算はしない)	被爆者が不幸にし て亡くなったとき その遺族に	被爆者で介護が必 要な状態にある人 を家族が介護した とき (日数は定めなし)	右に同じ 他人を雇った日数 十日未満	右に同じ 他人を雇った日数 十日以上 二十日未満	右に同じ 他人を雇った日数 二十日以上	被爆者手帳を持っ ている人で疾病の ある人	爆心地から二キロ メートル以内で直 接被爆した人 (診察書は入りませ	認定患者で現に 入院二日まで 入院七日まで の者	認定患者で現に 入院三日以上 入院八日以上 の者	認定患者で現に医 療を必要とする者 省 認定患者で現に医 療を必要としない 省	認定患者 月額 二七、〇〇〇円	認定患者 月額 二七、〇〇〇円
一八三、八〇〇円	四四、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一九、五〇〇円	二六、〇〇〇円	一三、五〇〇円	六、八〇〇円	一三、五〇〇円	一五、五〇〇円	一三、五〇〇円	現在の手当	改正の 認定 三〇、〇〇〇円
二三三、六〇〇円 まで	六二、〇〇〇円	五、五〇〇円	一四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	二八、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	七、五〇〇円	一五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	改正の 認定 三〇、〇〇〇円	昭 和五十二 年 八月から
昭 和五十二 年 六月から	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	昭 和五十二 年 八月から	実 施 時 期

昭和四十二年

- 予算額 二八億円
- 医療手当の増額 月三、四〇〇円

●被爆者手帳友の会発足

昭和四十三年

- 予算額 四五億円

●特別措置法の制定

- 特別手当 一〇、〇〇〇円
- 健康管理手当 三、〇〇〇円
- 医療手当 五、〇〇〇円
- 介護手当 日額 三〇〇円

昭和四十四年度

- 予算額 六〇億円

●葬祭料の創設

- 特別被爆者の死亡した場合 一〇、〇〇〇円支給



③ 支部結成と地域集會について

(イ) 支部結成状況

現在、長崎市内に四一支部結成されていますが、中央地区の再編成に重点的に努力しています。

五十一年度は特に県下、諫早・大村・佐世保の三市内を各校区単位で組織づくりをし、諫早は七支部中、六支部が出来上り、大村は三地域に分け、佐世保も七支部に編成して各地区の皆様の協力を得ながら完全な組織づくりに専念しています。

(ロ) 地域集會

会員の皆様の便益と親睦を計りつゝ、益々連携を密にするために、五十一年度は各県下各地域集會を九七支部で開催し各種の相談を受けました。

④ 相談業務について

被爆者のみなさんの手帳交付申請についての相談や、各種手帳申請の相談並びに、認定患者申請の相談をお世話しました。

五十一年度では各種申請関係が五四八件でありました。

相談業務について、県から事務委託を受けましたので、もっともっと頑張りたいと考えます。

友の会のあゆみ

昭和四十五年

予算額 七一億円

- ・各種手当の所得制限の緩和 二九、二〇〇円
- ・介護手当の増額 最高 一〇、〇〇〇円

昭和四十六年度

予算額 八六億円

- ・健康管理手当の支給対象者の拡大 60才以上
- ・特別被爆地域の範囲の拡大

昭和四十七年度

予算額 一一五億円

- ・優待管理手当の支給対象者の拡大 55才以上
- ・諸手当の増額及び所得制限の緩和
- ・特別被爆者の範囲の拡大

昭和四十八年度

予算額 一三三億円

- ・健康管理手当支給対象者の拡大 50才以上
- ・手当の増額及び所得制限の緩和
- ・特別被爆者の範囲の拡大

昭和四十九年度

予算額 一五五億円

- 被爆者手帳の一本化
- ・各種手当の増額

- ・健康管理手当 七、五〇〇円
- ・特別手当 一五、〇〇〇円
- ・医療手当 七、五〇〇円

安日先生記念碑建立について

昭和三十四年原爆病院が開院してから今日迄、内科部長としてその後は副院長として終始被爆者の医療の為献身的につくされてきた、安日先生が被爆者に一番か、りやすい疾病とされてきた癌にか、り五十一年の短い生涯を終えられたのである。

思えばガンセンター建設のため東奔西奔されていた頃のこと
が昨日のように思われる。

無愛想な人ではあつたが、常に患者の立場にたつて相談事を
処理して戴いていた。先生のおかげでどれ程の人が生命を助け
られたことか、数えるといとまがない程である。

かねがね医者というものは患者の病気だけを治していればよ
いというものではないと言つておられた。

患者のもついろ／＼な悩みごとを解決してやらねばと言うこ
とであろうと判断されるのである。又ここに被爆者医療の欠か
んをみる事が出来るような気がする。

現在は被爆者の医療も漸次改善されて来てはるが、そこで
友の会としては、安日先生の遺徳を偲ぶとともに、いつまでも
原爆病院に安日精神が受け継がれるようにと願ひ、又その証と
して安日先生の記念碑を作り、昭和五十一年八月七日、原爆病
院の庭に建立落成を致しました。会員の皆様方からお寄せ戴き
ました御厚情御協力にたいして、こゝに改めてお礼を申し述べます。

昭和五十二年四月二十日

安日先生記念碑建設委員長

深堀勝一

(新)・治療した者 七、五〇〇円

・葬 祭 料 二二、〇〇〇円

・介 護 手 当 一八、〇〇〇円

・時津、長与の直接被爆地指定

・所得制限緩和 八〇、〇〇〇円

昭和五十年年度

予 算 額 二五五億円

(新) ●保健手当の新設 六、〇〇〇円

●家族介護手当の新設 四、〇〇〇円

・各種手当の増額

・特 別 手 当 二四、〇〇〇円

・治癒した者 一二、〇〇〇円

・医 療 手 当 一四、〇〇〇円

・健康管理手当 一二、〇〇〇円

・介 護 手 当 二二、〇〇〇円

●年令制限の撤廃 一一七、五〇〇円(六月より)

・所得制限の緩和 一一三、〇〇〇円

昭和五十一年年度

予 算 額 三六九億円

・所得制限の緩和 一八三、八〇〇円

・各種手当の増額

昭和五十二年年度

予 算 額 四三六億円

・各種手当の増額

・所得制限の緩和 一一三、六〇〇円

放影研について

放射能影響研究所「旧ABC」に対するとりくみ方について、ABCと言っても、皆さまに既になじみのうすい人もあるかと思いますが、ここであえて一言しておきます。

昭和二十年頃から占領軍の要請により、原子爆弾の被害状況、人体に対する放射能障害を調べるために設置されたものであります。何分これが占領政策のベールの中にかくされていた為調査されたことが、どのように処理され、どのように利用されたかが、被爆者をはじめ日本政府も皆目わからなかったのです。その為に受診に応ずる被爆者等からはABCは被爆者をモルモットにしていると非難の聲が高まって来たのである。

そこで当局としては、この非難の声を緩和するねらいと丁度その時アメリカが、ドル防衛の必要性から、これを日米両国の運営する機関とするために、財団法人放射能影響研究所が作りあげたのである。

その為に、これまでの被爆者無視の立場から被爆者の代表が参加する地元連絡会議を設け、被爆者の意志を尊重するような制度を作ったわけである。

ところが、昭和五十年十月に発表された地元連絡会議のメンバー二十三名の中に、被爆者の過半数を占める私達の会がなかったのである。そして関係のない商工会議所の会頭の名前と首をかしげる人の名前が多数見かけられた。

そこで、友の会としては、その理由が何処にあるか追求したがそれがはつきりせず、当方の手落ですから、かんべんして呉

れの一点張りで、どうもすつきりしないものがあり、何か作爲的なものが感じられたので、受診拒否を含む強硬手段を考えたのである。幾度も詫びを入れて来られたので、事態を静観していた。このようにして委員にも就任せず、一年ばかり経過していたところ、厚生省・佐分利公衆衛生局長、県・加藤保険部長等最後には県労評・川原事務局長の委員就任の要請があつた為、五十二年二月県・加藤保険部長の仲介により和解することにしたのである。

私達は委員に就任してからは、放影研の民生的運営を希求しかつ被爆者医療の向上を目途として活動をきびしく見守つて行くつもりである。

一筆啓上

防潜綱 守りきびしき アメリカの

旗にとまどう ふるさとの海

このような時代は、すでに過ぎ去っているのである

星條旗のもとで、仕事をしていたころにくらべると、現代の放影研の予算の半額は、私達の納める税金で運営されているのである。

よくよくそのへんの事情を考慮の上で仕事をしてもらいたいものである。

原子力船「むつ」について

波間にさすらう原子力船「むつ」よる港なき「むつ」全国民が注視しているところに佐世保市長が、佐世保港に於いて修理してもかまわないと言ったもんだから、それからが大変でした。友の会と致しましては、核に反対する立場から又戦争に反対する戦争犠牲者と言う立場から、この「むつ」に対してはどうしても反対せねばならぬので、直ちに理事会にはかり反対署名を集めることにしたのである。その前に対馬の美津島に噂が流れたとき、代表者大会において絶対反対の大会決議を既にとつていたのであるが……………

始め十万人署名を目標として開始しましたが、私達友の会が漁協の後手に廻った関係で非常に成績が悪かった。それでも最終的には、六十三支部・二五、五九四名の署名を集めることが出来、昭和五十一年六月二十一日、長崎県議会議長・松田九郎宛に請願書を提出したのである。

それから一年間ばかり賛成・反対の声のうずまく中に、久保知事が原子力船むつの「安全研究委員会」を設置、私達被爆者関係からも三名の委員の推せんを依頼され、秋月先生をはじめ三名の先生方に参加して頂いたのである。

三ヶ月に亘る審議会の結果、核抜き答申が採択されました。昭和五十一年四月十八日、久保知事は私達被爆者三団体を県庁に招き核抜きのむつを佐世保港に入れるから協力してほしいとの要請をされたわけです。

その席には会長、目代副会長、吉田長崎市協議会長が出席し

ました。

そこで友の会として、原子力船むつが佐世保入港に賛成するわけにはいかないが、私達反対派の推せんする委員が提案して採択されたものであり、核燃料抜きならば、敢えて反対する理由が非常にうすくなってくる。又私達が核があるから反対したのであって核抜きとなるならば、何も危険性がなくなるのであるから反対はしない。ただし原子力の平和利用と言っても、原子力利用には未だ解決出来ない面も多々あるから、今後のことは慎重にやって欲しいと回答して辞して来たのである。

其の後県としては核抜きを議会に提案されたのである。

一言居士

原爆温泉保養センター「大和荘」には最近、トント宿泊することが出来ないようになった。

と申しますのは、繁盛してはいるのだろうが、それが被爆者以外一般の人が多く利用しているようだ。

建ってしまったら、何時の間にか被爆者が疎外されている。ひさしを貸して母屋を取られたというのはこのことである。

このような事例は、療養センター・原爆病院などで見受けられる現象であるが……………

被爆者援護の「錦の御旗」は、ほどほどにして貰いたいものである。

激増する認定申請却下について

かねてから原爆によってひどい障害を受けて、いまなお苦しんでおられる皆様のために原爆医療法による認定患者に申請することを世話してまいりましたが、この認定が近來いちじるしく厳しくなったようで、却下されるケースが非常に多くなっています。

会としての経験の中からも過去には難なく認定された外傷や熱傷痕痕などが、現状では全く認定されず、既に認定された人とのバランスがとれていない状態が現われています。

このことについては、会としては早くから問題としてとり上げていまして厚生省にもその不合理を申し入れておりますが、仲々改善されそうにもありません。

この不合理を改めて貰わねば被爆傷害によって苦しい人生を送っていられる皆様方の救われる途はないと考えますし、会としましては、このような不合理をなくすための活動をすることが被爆者運動であるとの見地から不合理是正を強く推進することといたします。

認定患者は被爆者の中の被爆者です。この問題をなござりにしては、被爆者の運動は前進しません。手術をするると認定にするとか、却下の理由にするされておるが、痛い目には二度と会いたくありません。「現に医療を要する者に限り」と法律にはなっているが、お医者さんに問診を受けても、立派な医療行為です。今少し被爆者の立場にたつて、被爆者行政を進めるべきである。

原爆病院を早急に建設せよ

原爆病院が日赤で運営されていると聞くと、誰でもが驚くところであるが、日赤になるまでは、いろいろとイキサツがあつて、ここに落ちついたのである。

元来戦争犠牲者に対する、行政措置というものは、国自体が責任をもって、施行するのが、本来の建前であるが、これが実際には実行されていないのである。

従つて友の会としては、国立原爆病院の建設を念題して、運動を實行しておるが、お役所病院の弊害もあるので、その点をとりのようにして除去するかが、最大の課題でありかつ日赤病院には、日赤病院としてのメリットもあり、そこらあたりが、考慮を必要とするところである。

次に広島市の原爆病院は、昨年予算がつき、今年度着工の運びとなつてゐるが、長崎の方では、まだ敷地が決つていないのである。

東高の敷地がいろんな条件で最適なところであるが、都市計画が決定されているので、むづかしい点もあり、この辺を、県市協力のうえで解決して戴きたい。

ここで一言しておきたいことは、このような公共性の高い施設は、その所属する県、市、町村で、土地を提供するのが筋道であるので、本病院を誘致建設した精神にかんがみ十一万被爆者の医療のメッカでもあるので、格段の努力をお願いしたい。

又病院当局は、被爆者医療を優先する大前提のもとで、業務に當つて戴きたい。

被爆地域是正について

被爆者手帳友の会は被爆地是正について、昭和五十年五月と六月に政府及国会に陳情したが、政府の壁は非常に厚かった故に左記の様な対策を立てた。中村重光代議士も同席

一、昭和五十年六月七日原爆病院に十四地区代表と共に対策を協議した。

(イ)其結果各地区で被爆地域是正の決起大会を開く事

(ロ)此決起大会には、必ず代議士の誰れかに参列して貰う事
此決議に基いて友の会は十四地区の自治会連合会長及自治会長を訪問して協力を要請した処了承を得たので、次に飯盛町長・琴海町長・多良見町長・伊王島町長を訪問して協力を要請した処、心良く了承して下さった故に友の会は

三月四日現川公民館現川中尾住民三〇〇名

中村重光代議士も出席

六月十五日上戸石公民館 二〇〇名

六月十一日午後一時より式見浄満寺 三五〇名

六月十一日午後七時より手熊公民館 二五〇名

六月二十二日午後一時田上公民館 四〇〇名

六月二十二日午後七時茂木玉台寺 三七〇名

六月二十九日午後一時三重公民館 三〇〇名

六月二十九日午後七時古賀福瑞寺

七月五日午後一時西海郷公民館 三〇〇名

七月五日午後七時深堀公民館 三五〇名

七月六日午後一時伊王島公民館 一七〇名

七月十三日午後一時伊木力小学校 四五〇名

七月十四日午後一時 時津子々川公民館 七〇名

八月九日午後七時網場公民館 一五〇名

で決起大会を開催したが、何れの場所も大入満員で代議士も中村重光先生が十四ヶ所に倉成先生が五ヶ所、西岡先生が四ヶ所、小宮・中村楨二先生が一回宛出席された。

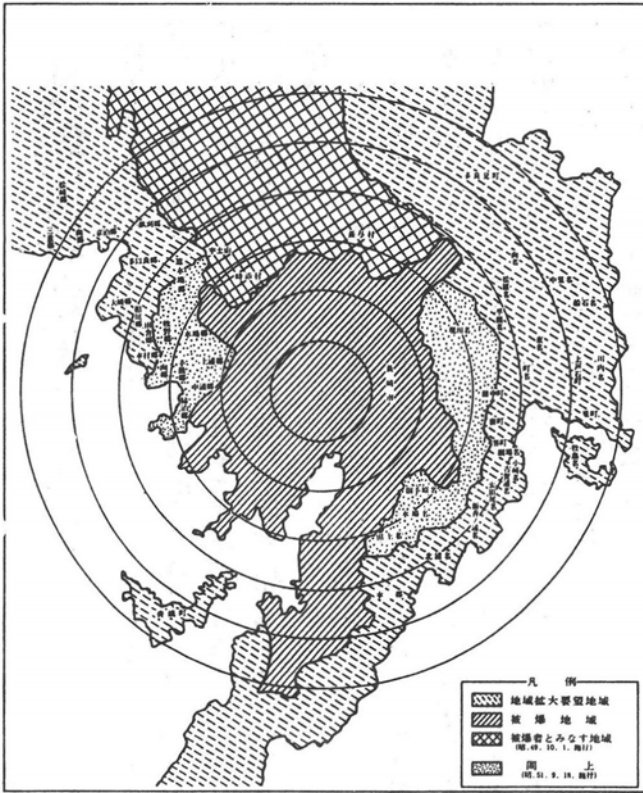
一方に於ては友の会は八者協、県知事・市町村長・県議会・市議会に協力要請し市町村長は五十年六月二十九日と同年七月二十八日に八者協は七月二十八日に、県議会は九月と十二月議会直後県議会厚生委員は九月十二月に政府並に国会に陳情され友の会も五十一年一月と同年八月に陳情した結果、昭和五十一年九月十八日付けで旧三重村の内遠の木場一部結内。旧式見村の内向郷・木場郷・牧野郷、旧福田村の内手熊郷・柿泊郷・中浦郷・上浦郷、旧矢上村の内現川名・中尾郷・河内郷、旧茂木町の内田手原・木場郷・田上名の地区が指定を受けたが、十二K全地区が認められなかった事は残念である。故に友の会は残り地区の是正を期する為被爆地区期成同盟会を組織して、凡ゆる資料を集め是れを政府に提出して五十三年度を期して目的達成することを期している。

被爆地是正について

「何故被爆地は是正されねばならないか。」

昭和三十二年「被爆者の医療等に関する法律」の制定当時は、被爆者の放射能に対する関心も薄く政府としても、むしろ占領政策のベールのもとに、敢て深く掘り下げた政策を考えていなかったのである。その為に、長崎市においては、旧市内、長与の一部を直接被爆者、二週間以内に爆心地より二料以内に入市した者を被爆者と限定して、被爆者行政がスタートしたのである。

昭和三十五年に至って、特別被爆者手帳制度が創設され二K



以内が特別被爆者となり、更に昭和三十七年に三Kまで拡大された。

これが昭和四十年に至って、特別被爆者に三日以内に爆心地より二K以内に入った者、放射能汚染濃厚地区が追加されたのである。

しかしながら、爆心地より四、五K地点でもある風下の長与、時津町ではこれが被爆地として認められていなかったのである。そこで昭和四十六年頃になって、友の会の長与、時津両支部並びに役場を中心としたものの運動が効を奏して、昭和四十九年に念願が叶って準被爆地として指定されたのである。

この頃から現川、手熊方面の人々が爆心地より四K前後のところが指定されていないのは不合理だとして、住民運動が高まって来た。

ある日のこと、現川の金原勇さんが、自治会の役員十名前後の人を引きつけて、友の会に陳情にこられたので友の会として全面的に協力支援することにした。

関係地区と友の会が一体となって強力な陳情活動の結果、昭和五十一年になって六Kから八K地点のところが準被爆地として指定をみたのである。

ところが御承知のとおり、長崎市の竿の浦が爆心地から十三Kあり、西彼杵郡長与町岡も十二Kある。何故に他の地区は六K乃至八Kに甘んじていなければならぬのか。

憲法は法のもの平等を保障しているのであるから、私達はあくまでも貫き通さねばならない。

それがたとえ何時までになろうとも……………

被爆地是正がなつて

長崎市現川支部長 金原 勇

私は、昭和四十八年、被爆者手帳友の会の支部代表者大会に出席させて戴き、驚いたことは、老岐・対馬・五島から多数の代表団が出席されているのを見て、友の会がいかに強大な組織であることを知りました。

同年八月深堀会長より国会陳情に上京するように要請を受けましたが、仕事の都合上どうしても行くことが出来ないのです、次の機会にお願いをしておりました。

同年十月、国会陳情に上京してみても、生の声を伝えることがどんなに大切なことであるかを知りました。

私はこの被爆地是正の運動をする為には、多大の犠牲の要ることも知ったが、幸いにも家族の理解・協力を得ることが出来るとにかく頑張ることにしました。

昭和四十九年四月長崎市市長より近接被害調査の調査員の委託を受け、調査を致しましたとき、放射能の影響であろうと思われる白血病にかかり死亡者が多数いたことで、これでは是非やらねばいかないと決意をしたわけです。

そこで深堀会長の家に地区代表者十名が押しかけ、現川地区住民を救って下さいと嘆願しました。これに対して深堀会長はこゝろよく引き受け、現川・中尾地区だけなら私の政治力だけで解決することが出来るが、私は県の会長だから、後の問題は大きな力があるでしょう。とにかく初村参議に連絡してみるから、と回答せられた。

昭和五十年二月九日、初村参議が現地視察にお出でになられました。現川公民館は町はじまって以来三百数十名の人がつめかけ、熱っぽい陳情を致しました其の蔭に婦人会の熱心な協力が見のがす事は出来ません。

三月になってから、中村重光代議士にかけつけ、協力を約束して戴きました。

六月になると、参議院調査団五名が現川町に調査に来られました。そのときなどは、県・市の原対課長等は、どこにおられるか判らないぐらい、多数の人が参集して戴きました。

思えば、県知事、市長の陳情に、貸切バスを連ねて押しかけに行き、昭和五十年は全く被爆地是正の運動に明け暮れました。

昭和五十年十二月二十八日午後八時、電話がなりひびきました。これこそが、現川町の被爆地指定の第一報を伝える、会長からの電話でした。「未だ公表してはいかないぞ」と注意までがついておりました。

翌二十九日夕方陳情団が帰崎早々喜べ現川・中尾・田ノ河内は出来たと電話が有り早速マイク放送致し、部落挙げでの大喜びでした。息子が喜んで仕事場に来て、おやじさん心配だったろう御目出度と言った事は一生忘れる事が出来ません。

まもなくテレビに出、翌朝新聞に記載がりましたが、中尾地区の一部指定と報道されたが、中尾地区の船山栄四郎さんが、中尾・田ノ河内全部が指定されなければ困るからと騒ぎだし、テンヤワンヤでした。

私はかくして認定患者となりました

長崎県南松浦郡富江町横町二四〇

松本和子

「誤ちは二度と繰り返しません。」という言葉が広島・長崎の原爆被爆者の慰霊祭が近づくときよくマスコミに登場して来ます。思えば動員学徒として長崎で被爆して以来、故郷の富江町で離島僻地なるが故に医療施設も乏しく被爆者の連帯感を確認し合う機会も乏しく被爆時のケロイド、身体に喰い入ったガラス破片などに悩まされながら青春時代は療養に専念し、余暇を見付けては家業の文具商の手伝い、結婚、教育公務員の夫と共に五島の各地を転々とし五人の育児にと、この約三十一年間、平凡な娘、主婦の道を歩いて参りましたがその間、広島・長崎の原爆被爆者の慰霊祭には一度も出席した事はございません。出席できなかったと云った方が正しいかと存じます。然し何彼につけ思いは原爆地に在りました。唯だ感情の起伏を申し上げれば「誤ちは二度と繰り返しません。」と云う言葉は子供が成人式を迎える昨今でもどうにも理解できません。昭和五十年より富江町に家族全員住めるようになり知人より原爆友の会の存在を、被爆者治療体制も整っている事を聞き被爆の後遺から来る治療を致したいと思ひ立ち周囲の奨めもあり長崎県に表題にある認定書の交付申請書を出しましたが昭和五十年九月十二日申請の結果却下。その理由として現に医療を要する状態にないと考えられる。瘢痕除去等手術を行う事があればその時点で再提出して下さい。との事であった。なんとも寂しい言葉であろうか。左肘の白骨が宙ぶらりんだつたそれを疵うように肉が盛りあがりあの時の苦痛に耐え忍んで来た今日、再度その傷を切開しろというのである。昭和五十一年十一月十一日入院、十二月六日退院、全身ガラス片遺留、瘢痕拘縮により認定されはしたものと

の移植手術の為、新に股に十三針もの大きな傷を残すに至りその苦しみは例えようもありません。その結果、再提出し、昭和五十二年三月十八日の日付で認定されて参りました。

自分の殻だけに閉じ込めり時折り長崎高女の同窓生の便りで連帯感を意識していたに過ぎなかっただけに、その喜びは筆舌に尽し難いものがありました。原爆友の会の仲間に入れて頂いてお互い連帯感を確認し合っている事は、私にとっては子供の成長を樂しむ女の気持ちと母子の連帯感に似た気持ちで原爆友の会の各位に接していききたい考えで一杯です。末尾ではございますが誌上を借りまして新入りの私を宜しくお願い致します。

◎知っておきたいこと

緊急又はやむをえない理由で被爆者が、指定医療機関、被爆者一般疾病医療機関でないところで診療をした場合は、自己負担額の領収書及び診療明細書をそえて都道府県知事を経て、厚生大臣に払い戻しを請求することができます。

これは旅行中であるとか、盲腸のために緊急に治療する必要がある場合等であります。

なお他府県（長崎、広島以外）在住の人は一般開業医が原爆手帳で診察してくれないので役に立たないと考えている向きが多いようですが一般開業医で治療を受けたときはその都度前記の通り領収書と診療明細書を添えて都道府県知事を経て厚生大臣に自己負担分の医療費の払い戻しを請求することになります。

◎事務局便り

最近被爆者の中で工場などに動員されたり徴用されたりしていた被爆負傷した方を認定患者にする申請を世話する件数が殖えています。

又このような方々は傷害年金の申請のできる方もあります。まだ知らない方がたくさんあるのではないかと考えます。

皆様の知人の方にそのような状況の人がおられたら本部の方へ相談されるようおすすめて下さい。

昭和五十二年運動方針(案)

◎ 国に対する要望事項

- 一、原爆死者に弔慰金、弍拾万円を支給せよ。
 - 一、全被爆者に健康管理手当 壹万八千円を支給せよ。
 - 一、近距離被爆者に、健康管理手当を支給せよ。
 - 爆心地より一キロまでのものには 六万円
 - 爆心地より一、五キロまでのものには 四万円
 - 爆心地より二キロまでのものには 三万円
- (註) 厚生省や役所関係者は、必ず中心地の人を手厚くしたいと述べられるが、実際はなか／＼実現しない。この点を強く押ししたいと思います。昨年から提案している。
- 一、各種の所得制限を徹廃せよ。

昭和五十二年度は、全受給者の九二パーセントに切り上げられた。
 - 一、爆心地より十二キロまでの被爆者に健康診断受診者証を交付せよ。

昭和五十二年度に於て、六キロ乃至、八キロメートルまでされているが、法のものとの平等を前面に出して、アンバランスの是正を迫ることにする。
 - 一、国立による原爆病院を早急に建設せよ。

現在の原爆病院は、既に手狭で、効率の良い運営を期しがたいため、近代的な広々とした病院を作りたい。
 - 一、被爆二、三世に健康診断受診者証を交付せよ。

爆心地より三キロメートル以内のもの、十五才未満で被爆したものが、影響を受けているので、この人達の援護行政の第一歩をねらっている。

◎ 県に対する要望事項

- 一、県営バスは、被爆者を半額割引運賃とすること。

革新自治体においては、かなりのところが、半額・或いは無料となっているので、この線を推進して行きたい。
この点については是正を要求する。
 - 一、戦没者追悼慰霊祭に遺族代表を平等に参列させること。

昭和五十一年度は、軍人遺族が二十七名に対して、原爆の遺族は三名、軍人関係殉職者は五万八千名、原爆殉難者は、七万五千名である。いかに不合理であるかが証明される。
- ◎ NHKの聴視料を半額とすること。
身体障害者が世帯主となっている場合は半額となっている。

◎ 国会陳情団

五月中旬	第一波	二名
七月中旬	第二波	五名
九月下旬	第三波	五名
十一月上旬	第四波	五名
十二月中旬	第五波	五名

◎ 創立十周年記念事業

- 八月上旬 三十三回忌原爆殉難者慰霊祭
(友の会関係の物故者を含む形式)
- 十月中旬 功労者表彰
- 十月中旬 出版記念会(わが戦いの日日)
(友の会のおいたちの項から、今日に至るまでの組織づくり)
(国会陳情等を、写真をまじえて詳細に記録する。)

◎ 組織対策について

諫早市・大村市・佐世保市・平戸市・長崎市等、市制が施行されている地区が、全般的に悪いので、今年はこの地区を重点的に組織づくりをすることにします。

特に長崎市においては、市内の中心部が悪いので、支部づくりが困難な地区においては、理事を任命して、支部長と同等の権限を委嘱したい。支部の出来るところにおいては、極力支部を作らせる。又友の会としては、日常の世話役活動を更に強化して、被爆者の大多数が組織に入るような気運を作りたいと思っている。

県北地区に充分手の届いていないところがあるが、財政の許す限り組織づくりを実行してゆきたい。

◎ 会費を値上げて財政の適正化をはかる

諸物価の高騰な為、先行が心細く感じられ「腹が減っては戦は出来ぬ」のたとえもあるごとく、精力的に運動するため、従来の一帯八〇〇円（うち二〇〇円を支部還元）を一、〇〇〇円（うち二〇〇円を支部還元）に改定する。

又、各支部においては、当該市町村から助成金を引出すよう指導する。

昭和51年度収支決算書 (自昭和51年4月1日 至昭和52年3月31日)

収入の部			支出の部		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
前年度繰越金	3,875,195		人件費	2,710,500	
会費	12,926,700		旅費	531,042	
助成金	820,000		普通旅費	1,166,700	
委託費	500,000		交通費	652,865	
附入金	797,717		会議費	992,547	
雑収入	251,781		雑費	578,115	
			品消耗費	330,115	
			印刷費	1,243,900	
			通信費	691,918	
			水道光熱費	54,486	
			仮払金	108,000	
			還元金	3,060,600	
			交際費	1,069,325	
			記念事業予託金	4,000,000	
			次年度繰越金	1,981,280	
合計	19,171,393		合計	19,171,393	

◎医師に上手にかゝるには

被爆者に対する諸手当はほとんどお医者の方の診断書が必要です。ところが手当は欲しいけど仲々書いてもらえないとよくいわれます。

これを上手にもらうには、その時だけの診断ではお医者もすぐには判断ができないだろうと思います。

従って被爆者は常に健康管理をしておかねばならない状態ですから、ふだんからお医者にか、つてよく診断してもらつておることがよいと思います。

少くとも一年に四・五回はどうもなと思つても、お医者に相談しておく事が身体のためでもあり、それがひいては諸手当をもらうのに好都合になる訳です。

お医者に自分の健康状態をよく知ってもらつておくことだと考えます。健康管理を十分にし諸手当ももらいそこないようにするための秘訣はこんな所にあるようです。

◎原爆病院

長崎市片瀨町

健康管理手当のための診断をはじめ、内科その他の部門の診療をいたしております。大いに活用して下さい。なお、受診のときは、被爆者手帳と健康保険証をお忘れなく。

◎長崎原爆対策協議会

長崎市興善町

次のような事業や、施設の運営、或は連絡をしておりますので、どしどし活用して下さい。

・被爆者検査センター

- 定期検診が出来なかつた方、及びそれ以外にも希望者は、年二回受診出来ます。一年中いつでもよろしいが、日曜祭日を除き、平日は九・三〇～三・三〇分、土曜日は、一一・三〇分まで受付ます。

・生活相談援護

専任の相談員が生活相談や援護事務をいたしております。

・原爆福祉会館

長崎市岡町

地域定期検診職業の補導（洋裁、手芸）宿泊所（食堂）などをしております。

一泊二食付 二、〇〇〇円 一般 二、五〇〇円

・原爆温泉保養センター（大和荘）

南高来郡小浜町北本町 電話

定員五〇人の宿泊をお安くしております。

一泊二食付 二、〇〇〇円 一般 二、五〇〇円

入浴料 一〇〇円

・被爆者健康管理所

長崎市瀨町

人間ドックの役目で、無料で入院検査できます。ベッドが空いていないと待たされます。

・長崎原爆被爆者療養センター（立山荘）

長崎市立山町

原爆被爆者の健康と福祉を増進するための施設です。

利用時間 午前十時から四時まで

宿泊 午後五時から翌日九時まで

一泊 一〇〇〇円 入浴料 一五〇円

食事は別で夕食七〇〇円 朝食三〇〇円

利用者は送迎用マイクロバスを運行している。（市民会館横より立山荘まで無料）

◎原爆被爆者養護ホーム

長崎市二つ山町

入所希望者は、長崎市役所原爆対策課又は各町役場へ

